

いのちとくらし

第47号 2014年7月号

目次

- 巻頭エッセイ：「新成長戦略・骨太方針」と地域医療 ……山本 裕 1

【特集】 新しい労働と社会のあり方

- 座談会：社会的経済、連帯経済と経済学
……津田 直則、北島 健一、富沢 賢治、司会：石塚 秀雄 2
- アベノミクスと労働改革の諸問題……橋木 俊昭 23
- 安倍政権による派遣法制の改変構想批判……伍賀 一道 28
- フランスの社会的経済・連帯経済法の成立と意義
—雇用創出の新しい形態—……石塚 秀雄 32
- シリーズ医療政策・研究史（5）：八面六臂の巻 ……野村 拓 38
- 投稿論文：
高齢者の暮らしと地域の「あればいいな」～姫路医療生協地域調査における要支援・要介護者のヒアリングから～ ……川口 啓子・小田 史 55
- 書評：中川雄一郎／JC総研編『協同組合は「未来の創造者」になれるか』
……角瀬 保雄 65
- 書評：堀越芳昭／JC総研編『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』
……相馬 健次 68
- 視察報告、単行本、ブックレット案内……37、64、74
- 機関誌・ニュースバックナンバー……76

(表紙写真：前沢淑子)

「新成長戦略・骨太方針」と地域医療

山本 裕

さる6月24日、安倍内閣は『「日本再興戦略」改訂2014』（以下、「新成長戦略」）と「経済財政運営と改革の基本方針2014」（以下、「骨太方針」）を閣議決定し、財界・大企業のための成長戦略を更に加速させるとともに社会保障の解体と医療の産業化・営利化を本格的に強化する方針を列挙しました。

この中には、公的保険外のサービス産業の活性化、新たな保険外併用の仕組みの創設、社会保障費の自然増の聖域なき見直し、医療費削減のための地域医療構想の策定などとともに、地域の医療提供体制に直接関係する新たな内容も明記しています。

例えば「新成長戦略」においては、効率的なサービス提供体制の確立として、「医療・介護を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設」を打ち出すとともに、これに自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が参画する制度の検討、さらには大学附属病院を大学から別法人化する制度の年度内検討などを明らかにしました。非営利法人による株式会社への出資などとともに、地域の医療機関等の大規模再編につながりかねない内容を含んでいます。

また「骨太方針」においては、「歳出分野における重点化・効率化」の中で、本年3月に終了した各自治体の公立病院改革プランの取り組み状況を評価したうえで、地域医療構想の作成に合わせて、「今年度中に新たな公立病院改革ガイドラインを策定する」ことを明らかにしました。「税と社会保障の一体改革」路線の具体化である都道府県ごとの地域医療構想の策定によって、地域医療や患者さんの実態を無視した新たな病床削減・医療機関の縮小再編などが狙われていますが、その突破口として自治体病院再編を位置付ける危険を感じます。

小泉政権時代の「医療構造改革」「社会保障費

の自然増・毎年2,200億円の削減」「公立病院改革ガイドライン」などによって、医療機関の閉鎖・縮小再編などの動きが激化し、地域医療の崩壊といわれる事態が引き起こされましたが、その後の政権でも根本的な解決策は打ち出されず、今なお地域医療の困難が続いています。

一方で、こうした事態に立ち向かって地域医療を守り充実させる取り組みが各地で展開され、このなかで、地域医療・自治体病院を充実する会、地域医療を育てる会、病院応援団など様々な形で創意的な住民運動組織が作られてきました。

病院再編や統合などの動きに対する対抗運動だけでなく、病院・医師との連携・連帯の場づくりや、地域の医療要求・医療実態の調査などを通じて、健康で安心して暮らせる地域づくりの運動へと発展させている地域も増えてきています。

そして、2010年からは毎年、中央社保協・医労連・自治労連などの共催で「地域医療を守る運動全国交流会」が開催されるなど、地域の取り組みを点から線、線から面へと繋ぎ広げる取り組みも強められてきています。

暴走する安倍内閣のもとで地域医療をめぐる状況も新たな段階を迎えています。この間の取り組みの蓄積を基礎に、戦争する国づくり、社会保障の解体、医療の産業化・営利化などの動きに立ち向かうとともに、地域医療の再生・憲法が生きる地域・自治体づくりの運動を一層発展させることが大切になっています。

こうした取り組みにも貢献できるよう、地域医療再編と自治体病院ワーキンググループとしての多面的な検討・研究・情報提供などがますます重要になってきていると感じています。

（やまもと ゆたか、会員・ワーキンググループメンバー、元自治労連医療部会議長・元京都自治労連副委員長）

座談会 社会的経済、連帯経済と経済学

出席者（肩書きは開催当時のもの）

津田 直則（つだ なおのり、前桃山学院大学教授）

北島 健一（きたじま けんいち、立教大学教授）

富沢 賢治（とみざわ けんじ、一橋大学名誉教授・研究所顧問）

司会：石塚 秀雄（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

司会 非営利・協同や社会的経済、連帯経済と経済学との関係で、ベーシックな話をさせていただきたいということで、経済学がご専門の3名の先生方にお集まりいただきました。

最初に社会的経済、連帯経済と経済学史から見た位置づけということで、それぞれの先生方からお話をいただきたいと思っています。

それから、「経済セクターにおける社会的経済、連帯経済の位置づけと役割」についてが2点目です。3点目は、「社会的連帯経済の現在及び今後」ということで、福祉国家論や新自由主義との対決とか、公共経済との議論などがあります。経済学史との系譜で言うと、スミス、ミル、マルクス、それからケインズ、ハイエク、それからドラッガーなどが、日本においてはこの分野では宇沢弘文先生の「社会的共通資本」などといった公共経済との議論もあると思います。

現状のグローバル経済、リーマン・ショック以降の資本主義経済との関係、社会的経済、連帯経済の今後というようなことについて議論いただければさいわいです。

●文明、人間性の危機と主流派の経済学の限界

司会 はじめに、津田先生が先日『連帯と共生 新たな文明への挑戦』（ミネルヴァ書房、2014年2月）を出版されたので、口火を切ってください。

津田 私は、この本のなかで、資本主義経済の危機を取り上げて、現代の危機というのは（1）シ

ステムの危機、（2）人間性の危機、（3）地球環境の危機という3つであり、その根本は、資本主義経済の矛盾のあらわれであって、この3つは、それぞれ皆つながっていると問題を提起しました。

そして、これを解決するには、対処療法ではだめだ、根本的に資本主義のパラダイムそのものの議論をしないとだめだという問題を設定しました。資本主義経済のパラダイムとしては、次の6つを取り上げました。（1）新自由主義、（2）競争システム、（3）利潤動機、（4）営利企業制度、（5）市場システム、もう1つは（6）政府システムです。

それぞれが大きな問題を抱えています。特に私は、自由主義と競争システムが、資本主義のなかで矛盾を引き起こす根本的なものであると考えます。

この資本主義のパラダイムを克服していかない限りは、資本主義のシステムの矛盾も、あるいは、ここから生まれる人間性が破壊されるような危機も、地球環境の危機も、解決できないと思います。

そして、これを実現するには、資本主義を越えるシステムを考えるしかない。その可能性としてあるのは、欧州の社会的経済だと問題を展開いたしました。

欧州の社会的経済というのは、この資本主義のパラダイムのそれぞれに対して、全く違う価値観なり、しくみを持っています。

まず、価値観が根本的に違う。協同組合の基本的価値などはその典型的なもので、そしてまた、競争よりも協力し合う、連帯というしくみなり、考え方なりを持っている。そして、非営利組織と

か、非営利企業を発展させるしきみを展開する。

それらはまだ経済体制としては幼稚なものだと、私は思います。新しい資本主義にとって代わるほどの力は、今のところは潜在的には持っていると思いますけれども、まだ、すぐにとって代わられるようなものではないと思います。しかし、この社会的経済の価値観としきみを発展させることが、資本主義を乗り越えて、新しい社会を築く基礎となる。

私はここまで根本的に問題を設定していくと、そこから生まれる社会は、文明まで変えてしまうほどの流れを持つことになるだろうと思っています。ですから、資本主義をどのぐらいの時間をかけて改革していくのかというのはちょっとわかりませんが、ヨーロッパの協同組合の歴史を見ても、労働者協同組合というのは長い期間をかけて進化してきました。

現在のイタリアや、スペイン・モンドラゴンのシステムなどは、昔、1950年代から70年代までに発展した旧ユーゴスラビアの自主管理システムなどよりは、ずっと優れたシステムに変わっていると思います。それは、みんな歴史から学んできたからだだと思いますね。

そういうふうに進化の時間があるので、そうすぐには新たな社会は実現できないけれども、世界中がそれに取り組みれば、新しい文明が開けていくのではないかという、これが拙著全体の考え方です。

次に、経済学との関係では、どういうふうになるのかといいますが、現在の経済学は資本主義と同様に6つのパラダイムを持っている。経済学そのものは、資本主義を前提としてこれを守るといって価値観を持っている。自由競争システムを根底に置いていますので、社会的経済のような非営利セクターの問題は、理論の世界には出てこないですね。全く出てこないんです。

ミクロ経済学のなかでは、一切無視されてしまっている。利潤最大化というのが企業行動の前提になっています。非営利セクターというのは、応用経済学のレベルで出てくるとしても、理論の世界では出てこない。この世界を新しい経済学としてつくることは、これからの経済学者の課題ではないかと思っています。その場合に、自由競争という

のを前提にするのではなくて、連帯し合う、協力し合うということを前提にする必要がある。これにより連帯の価値観やシステムを築き上げる。

ここまでくると経済学でなくなるかもしれませんが、でも、市場はなくせないと思いますね。市場をなくすと、ソ連邦で計画経済が崩壊したように、不効率が原因となって、経済体制そのものが崩壊してしまう可能性があります。しかし、公共的なものまでを市場化すると、モラルや倫理を崩壊させますので、市場を規制をする必要があると思います。規制の上に立った市場が必要です。計画も規制のうちの一部だと思います。望ましいのは、計画とセットにした市場です。

今では、昔の高度成長期の経済計画というのは議論しないですけれども、私はやはり必要になってくると思います。過剰生産をもたらし、資源を無駄遣いしない、そういう目的のための計画経済ではなくて、経済計画というのがいずれ必要になってくるのではないかと思います。

司会 では、引き続きまして、北島先生からお願いいたします。

北島 この座談会ということで、津田先生の本をめぐっていろいろ話をされるのだなと思ひまして、読ませていただいて、すごくおもしろいと思ひました。

本の最初の部分は、経済学をやっている人だと、まあ大概は経済危機から入るといのが普通だと思ひます。水野和夫さんの『資本主義の終焉と歴史の危機』もそういう議論の仕方で、利潤率が長期的にみてもずっと落ちてきているところに資本主義の終わりの始まりを見えています。大体そういうふうに入るのではないのでしょうか。

ところが津田先生はそういう見方じゃなくて、文明の危機だとか、人間性の危機だとか、そういうつかまえ方をされていて、それはまさにそのとおりだと僕も思うんですね。客観的な経済危機だといっているのではなくて、むしろ人間の社会そのものが多分危機的な状況にきていると思うわけです。

自殺者が年間3万人とかいのは異常なことですし、生活が良くならないなかでみんながバラバラになって、とんでもないところに来ているなど

感じていまして、そういう意味で、その導入部分というのはすごく共感をしたということですね。

ただ、先生は、市場はやっぱり効率的な資源配分機構だというようなことを書かれていたので、そういうところで、ちょっと「うん？」と思って、そういう話ができたらなと思いました。

津田 後ほど、また、その辺はいたしましょう。

司会 議論の種ができたということですね。

北島 協同組合、あるいは社会的企業とか、そういうわれわれの対象としている存在というのは、やっぱり経済だけでは割り切れないような存在で、人間が何か連帯してやりましょうよという人間の集まりが作り出した経済活動なので、経済だけで論じるということではできないと思うんですね。先生の本はそのような存在、つまり社会的経済の重要性を正面から論じていて貴重な本だなと改めて思いました。

そう言いますのも、いわゆる、主流派の新古典派の経済学—今、それで大学の経済学教育を標準化しようという話もあるようですが—ああいう経済学では、このような存在をやっぱり捉え切れないと思うからです。

その1つは、新古典派の経済学だったら、企業イコール資本制企業、利潤追求の企業であるというのはあたりまえのことですので、非営利の企業というのは特別な、異端の企業になるわけです。しかし、非営利のこういう企業というのは、そうじゃない企業経済活動のあり方も示しているということで、そういう意味ではたいへん貴重な存在であり、すでにそこにすごく積極的な意味があると思うんです。

もう1つには、新古典派の経済学には、企業だというと資本制企業だけしかないという見方だけでなく、経済というと市場経済だけしかない、そんな見方もあるわけですね。

新古典派の経済学は、要するに、企業も含めてみんなが利己心、経済的インテレストだけで経済活動を営んでも、それでも市場による資源配分は効率的になって、最適な状態になる、倫理や政治などの非経済的な要素に頼ることがなくても、経

済社会は成り立つかのような議論をしているわけですから、その面でも社会的経済は視野に入ってきません。

やっぱり、われわれの活動を考える場合に、そういう経済学に則って考えることはできないだろうなと思うのです。

だから、広く経済と社会との関係を問うような経済学、社会経済学は今日とくに重要です。その流れはいくつかあるわけで、ポランニーとか、そういう人たちの議論を今、活生かしていくといいなと思うんですね。

さらに言うと、市場経済でもいろいろなものがあるわけです。新古典派の経済学で扱われている市場経済は、いわゆる自己調節的な市場経済と呼ばれているもので、それは倫理とか道徳とか社会的な規制などなくても、放ったらかしにしてもうまくいくという市場です。しかし、最近の経済学で資本主義にもいろいろな型があると議論されるのと同じように、市場経済にも実はいろいろあるわけです。けれども、主流派の経済学というのは、1つの型の市場経済、価格だけで調節される市場経済しか考えていないわけですので、そこにも問題があると思います。

実際には、津田先生は規制された市場と書いておられますけれども、そういう市場もあるし、生協の産直の一部もそうですけれども、新しい市場—というか、生産者と消費者が直接向き合って、お互いを尊重するような社会関係の中で市場的な取引が行われる、そういう市場も今、出てきているわけです。そういう点でも、主流派の経済学ではとらえきれない現実が生まれてきていて、いろいろな意味で、いわゆる主流派の経済学というのは、社会的経済組織の経済活動を見ていく上では、不適切であると思います。

ですから、私も市場経済を否定するわけじゃないですけども、それにはいろいろな形があるし、さらに経済の原理は市場経済の原理だけではなく、われわれの社会は再分配の原理ももちろん導入しているわけですし、相互扶助的な互酬と呼ばれる原理も存在しています。そういういろいろな現実があるということを前提にして、そのような経済の多様性の積極的な意義を認めるような議論でもってわれわれの活動を捉えていく必要がある

と、そんなふうに経済学とのかかわりでは考えません。

ヨーロッパ、とくにフランスで議論されてきた連帯経済論はそのような理論的な指向をもつネオ・ポリアンとでも呼べる議論です。社会的経済のアプローチは協同組合などの社会的経済組織が営利企業とは異なる特徴をもつことに焦点をおいて議論してきました。そうすることで企業のあり方の多様性を浮き彫りにしてきたと言えますが、それに対して、連帯経済論のアプローチは、むしろ経済原理の多様性、経済と政治の関わりに焦点を当ててきました。それによって市場原理主義、経済の狭いとらえ方に警告を発してきたと言えますが、それは社会的経済のアプローチでは認識されにくい問題群です。両者のアプローチは補完的な関係にあるとみるべきではないかと考えますが、連帯経済論にもまだいくつかの課題を残しているように思っています。

司会 だんだん論点が深まってきたような感じがしています。では、富沢先生にお願いいたします。

●国連が社会的連帯経済に取り組む

富沢 私、最近、非常にうれしいと思ったことがあります。昨年9月に、国連に社会的連帯経済促進委員会（UN Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy）という、非営利・協同組織促進のための委員会が設置されたことです。この委員会の活動は、新自由主義を中心とする、これまでの経済学の方向を変えていくきっかけになるのではないかという気がします。

そこで、社会的経済論と連帯経済論がどういう経緯で出てきたのかを、振り返ってみたいと思います。連帯経済論については、連帯経済論に詳しい北島先生がのちほど述べてくれると思いますので、まず社会的経済論の歴史についてまとめておきます。詳しくは、富沢賢治『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』（岩波書店、1999年）を参照してください。

社会的経済論の歴史は古くて、1830年代のフランスを中心に、資本主義的市場社会のもたらす弊

害の是正を目的とする理論と運動に関して社会的経済という概念が用いられ始められました。

19世紀の経済学界では、国富の増大を目的に工業化と資本蓄積を重要視する政治経済学（エコノミ・ポリティーク）が主流を占めていましたが、これに対して社会的経済学（エコノミ・ソシアル）は、経済の資本主義化に伴う社会問題の解決を主要な研究目標に据えました。

初期の社会的経済学は、4つの学派に分類できます。

第1は、R. オウエンや W. トンプソンなどの社会主義的な伝統に属する学派で、そこでは協同原理（アソシエーション）の優位が説かれ、それはさらに、J. S. ミルにおいて協同組合主義を将来社会の構想原理とする学説として発展していきました。

第2は、キリスト教社会主義の伝統です。サンシモン主義の伝統をくむフランスの F. ビュシェは、生産者の労働・生活条件を改善するために生産者自身がアソシエーションを組織すべきだと主張しました。そして、それがフレデリック・ル・プレなどのキリスト教社会主義者に引き継がれていきました。ル・プレは、1856年に社会的経済協会を設立して、『社会的経済』という雑誌を発刊して、社会的経済の運動を促進していきました。彼の立場からすると、産業革命に伴う社会問題を解決するために社会改革を推進することが社会的経済の運動の使命でした。

第3は、自由主義の伝統です。自由主義者の中からもアソシエーションの重要性を強調することによって社会的経済論に接近する者が現れました。彼らは、市場に対する国家の干渉を批判する一方、民衆のアソシエーションを支持して、協同組合主義とも結びついていきました。限界効用理論、一般均衡理論の創設者として有名な経済学者のレオン・ワルラスは、1865年に『消費、生産、信用に関する民衆のアソシエーション』を刊行して、社会組織の理想的形態として民衆の互助組織であるアソシエーションの重要性を強調しました。

第4は、連帯主義の伝統です。ジャン・ジョレスやシャルル・ジードなどの連帯主義の理論家たちは、協同組合運動とも関連して、生産や消費などの経済領域における社会的連帯と協同の重要性

を強調しました。ジードは、1905年に『社会的経済』を刊行して、社会的連帯の理論を提唱しました。彼はまた、コレージュ・ド・フランスで「連帯」(ソリダリテ)という講義を担当しました。彼は、今日で言う協同組合セクター論を提起して、その後の協同組合運動に大きな影響を与えました。私有財産と自由の権利を犠牲にすることなく、連帯に基づく相互扶助を発展させることによって資本主義社会を改良していくという、フランス革命以来の思想が、ジードの基本的な思想でした。

このように社会的経済の理論は、19世紀から20世紀の初頭にかけてある程度の発展を見たのですが、その後、資本主義批判論が、一方ではマルクス主義に吸収され、他方では社会民主主義的な福祉国家論に吸収されていったことによって、社会的経済の理論は急速にその影響力を失っていきました。

しかし、1970年代以降の大きな社会的変化、とりわけ先進資本主義諸国の福祉国家体制の弱体化と社会主義諸国の経済的崩壊によって、また理論的には、市場の失敗と政府の失敗の結果、経済のあり方に対する反省が高まって、経済的な効率と社会的福祉との総合的な実現をはかる経済理論の再構築が求められるようになりました。このような状況のもとで社会的経済の理論の再検討が開始されるようになったのです。

新しい社会的経済の理論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制のなかで、私的セクターとも国家セクターとも異なる独自の構成要素として発展しつつある社会的セクター(民間非営利組織のセクター)の役割に注目している点に見られます。また、人間の社会的な生活だけでなく、その基盤をなす自然環境の保全をも目的とする経済理論となっています。その意味で現代の社会的経済論は、経済成長を基本的目的とする政治経済学を批判して、人間と社会と自然とのバランスのとれた人間社会の持続的発展をめざす経済システムのあり方を探る経済理論となっています。

現代の民間の運動としては、1976年にフランスで「共済組織、協同組合、アソシエーションの活動の全国連絡委員会」が設立され、78年には「社会的経済に関するヨーロッパ会議」が開催され、80年には「社会的経済憲章」が発表されました。

国家レベルでは、81年にフランスで「社会的経済関連各省代表会議」が設立され、84年に政府内に「社会的経済事務局」が設置されました。

ヨーロッパ連合のレベルでは、ヨーロッパ連合の行政府に相当するEC(現EU)委員会が1989年に社会的経済部局を設置しました。そこでは、「社会的経済の組織の主要な原則は、連帯と参加(1人1票)であり、自立とシティズンシップという価値を基礎とする」「社会的経済の組織は、一般に、協同組合、共済組織、アソシエーションの法的形態にもとづいて組織化されている」などの点が明示されました。

その後、社会的経済の組織の発展にともなって、協同組合、共済組織、アソシエーションという法人形態ではおさまりに切れない、いろいろな連帯組織が世界的規模で非常に多く活動し始めました。この運動の全体は、社会的経済というコンセプトだけでは捉えきれないほどの多様性を含んでいたため、新しいコンセプトとして連帯経済という名称が使われはじめたのではないかと思います。このへんの事情については、連帯経済の専門家である北島さんがあとで説明してくださると思います。

国連レベルでは、2013年9月に、地域社会に根ざす住民自身による経済活動を重視する社会的連帯経済促進委員会が設置され、UNESCOやILOなどの既存の国連機関と協調して社会的連帯経済を推進することとなりました。

「社会的連帯経済」は、「社会的経済」と「連帯経済」との合成語です。社会的経済は、主としてヨーロッパを中心にして用いられてきた用語で、協同組合、共済組織、NPOなどの非営利・協同組織による経済活動を意味します。これに対して連帯経済という用語は、1990年代に中南米諸国で使われ始め、2001年から世界各地で開催された「世界社会フォーラム」などの運動を通じて国際的に広まっていきました。社会的経済も連帯経済も、地域社会に根ざす住民自身による経済活動という点では共通するので、最近では両者を合わせて「社会的連帯経済」(social and solidarity economy)という表現が用いられるようになりました。

国連の社会的連帯経済促進委員会の資料では次のように説明されています。

SSE（社会的連帯経済）の担い手は、経済的目
的とともに社会的目的を持ち、協同と連帯を基礎
に活動する組織である。協同組合、女性の自助組
織、社会的企業、コミュニテイ企業、フェアトレ
ードのネットワーク、インフォーマル経済の労働
者の組織などが含まれる。ミレニアム開発目標は
2015年を第一次目標の年としているが、2015年後
の計画を検討するさいに、国連は、関連組織の間
の調整をとり組織横断的に全体として社会的連帯
経済の実効性を高めるように努める必要がある。
社会的連帯経済促進委員会の設立に参加した組織
は、ILO、UNRISD、FAO、WHO、UNESCO な
どの14組織である。社会的連帯経済促進委員会の
目的は、①社会的連帯経済組織に関する認識の向
上、②社会的連帯経済のネットワークの強化、③
社会的連帯経済を育成するための法制度の整備、
④国際的活動の調整とパートナーシップの強化で
ある。

すでにスペイン、ポルトガル、メキシコ、エク
アドル、フランスなどで社会的連帯経済に関連す
る法律が成立しています。

たとえばエクアドルの法律については、ILO の
協同組合部門の研究員であるピールズ氏が、つぎ
のように説明しています。

エクアドルの法律「民衆・連帯の経済・財政に
関する法律」は、2008年憲法にもとづいている。
憲法283条は、つぎのように述べている。エクア
ドルの「経済体制は、社会的および相互扶助的な
ものである。それは、社会と国家と市場の関係を
ダイナミックでバランスのとれたものとし、さら
に自然との調和を図る。この経済体制の目的は、
よい生き方 (buen vivir) を実現しうる物質的・
非物質的条件の生産・再生産を確保することであ
る。この経済体制を構成する組織は、公共組織、
私的組織、混合組織、民衆組織、コミュニテイ組
織などの多様な組織である」(R. Peels, “Legal
Framework on Social and Solidarity Economy:
What is the Role of Civil Society Organizations
in Policy Making?”, May 2013, UNRID のウェッ
プサイト)。

フランスの社会的連帯経済法に関連しては、在
日フランス大使館のウェブサイト(2013年12月)
が、つぎのような興味深いコメントをしています。

「国家と市場のペアが経済に関する議論を支配す
る時代が終えんを迎えたのでしょうか？いずれに
しろ、市民社会が考慮に入れられています。」

社会的連帯経済促進委員会の設置に至る最近の
国連の動向については、『いのちとくらし研究所
報』46号の拙稿（「非営利・協同の10年」）で詳し
く述べましたので、ここではポイントだけを述べ
ます。

非営利・協同の運動に対する国際的評価は、国
連を中心にして最近10年ほどで格段の高まりを見
せています。

基本的な要因は、1970年代以降の世界的規模で
の貧困と格差の拡大です。新自由主義経済に起因
する世界的規模での貧困と格差の拡大は、20世紀
末には国連として放置できない規模にまで達しま
した。世界的な貧困化と格差拡大が平和の維持を
困難にすると認識した国連は、2000年に国際社会
の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、
「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発
目標」の第1目標としました。そして国連は、貧
困問題を解決するためには、大企業に依拠する経
済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主
的な互助組織の発展を支援する必要があると、認
識しました。そのため国連総会は2001年に「社会
開発における協同組合」という決議を採択し、「社
会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、
社会的包摂の促進のために協同組合の可能性を開
発」するよう、各国政府に求めました。

「社会開発」(social development) という用語
は、経済開発に対置して用いられる用語で、「経
済開発の進行に伴って、国民生活に及ぼす有害な
衝撃を取除き、または緩和するための全国的規模
における保健衛生、住宅、労働または雇用問題、
教育、社会保障に関する社会的サービスの発展」
であると説明されています（『ブリタニカ国際大
百科事典』）。

このように国連では、貧困と格差の問題を解決
するためには、大企業に依拠する経済成長だけ
なく、協同組合をはじめとして、地域社会に根ざ
す種々の非営利・協同組織の発展を支援する必
要があるという認識が、一般化しつつあります。

このことを明示するのは、ILO の「協同組合の
振興に関する勧告」(2002年)です。この勧告は、

「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする」という斬新な社会観を示しています。

2009年の国連総会決議「社会開発における協同組合」は、2012年を国際協同組合年と宣言し、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」しました。

このような流れのなかで、2013年9月に国連のなかに社会的連帯経済促進委員会が設置されたのです。

現在、この委員会の活動に関連して数多くの論文が世界各地から寄せられています。その概要はインターネット（とりわけ国連社会開発研究所（UNRISD, United Nations Research Institute for Social Development）のホームページ）を通じて見るすることができます。それらの論文は、大きく分けると、各国における社会的連帯経済の活動に関する実証的な論文と、社会的経済に関する理論的な論文とに二分されます。今後の経済学の発展のためには、実証論文における数多くの事例を分析し、そこから社会的経済の理論を構築していく必要があります。研究は、まだ初期段階にありますが、国際的な研究者の協同によって新しい枠組みをもった経済学が発展していくことは間違いないと思います。

●大学の経済学と社会的連帯経済の人間観

司会 最初のお話で、経済学では、歴史的にポリティカル・エコノミーとソーシャル・エコノミーの対立というようなことがある。それから、経済学そのものがエコノミクスというふうに言われて、それが現在、限界が来ているのではないか。経済学そのものの有効性というのが、今、問われつつあるのではないかというお話も入っていたと思うんですね。

日本の場合、いま大学で教えている経済学というのは、果たして社会的経済とか連帯経済というようなものに全く触れないのでしょうか。それと

も、一部では、経済学以外のところで触れているということになっているのでしょうか。

津田 経済原論では全く出てこない、ゼロですね。競争システムというところで、消費者の行動目的、企業の行動目的を前提として、競争のしくみ、自由競争のなかで、どんな均衡が図られるかという問題から、均衡が不安定な場合には、どのような均衡の回復の可能性はあるのかというような議論が中心ですので、非営利の世界は入り込む余地がないですね。非営利という世界はないわけですよ。すべて営利の世界なんです（笑）。

富沢 あるとすると別の科目ですね。NPO、NGO論とか、そういう形で扱われます。それが一般的ですが、新しい動向も見られます。たとえば、吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編『現代経済学』（岩波書店、2008年）の内容は、第Ⅰ部「現代経済学の課題と方法」、第Ⅱ部『現代経済の構造と争点』、第Ⅲ部「世界システムと経済発展」、第Ⅳ部「連帯と共生の地平」となっており、第Ⅳ部が「非営利組織・社会的経済」と「環境の政治経済学」という2つの章から成っています。しかし、これはまだ特殊な例で、一般的には非営利の世界は大学の経済学の教科書では扱われません。

津田 そうですね。特殊な例として取り上げるといいます。

司会 国連のそういうプロジェクトとかプランというのは、経済学者としてはどういう位置づけになっているのでしょうか。

津田 それはもうとことん非営利の世界は非効率であるという形で、切り捨てるという形になるわけですよ。組織の経済学などはそうですね。

ハンズマンという経済学者がいますがけれども、これはいろいろな非営利組織を徹底的に、それこそ1つ1つ取り上げていって、投資家が支配する企業というものと比較して、効率的にどうかということを比べていきます。そして、最後は全部投資家主導の経済のみが効率的な社会であるという、そういう従来からの結論を補強するような形

になるわけです。

だから、労働者協同組合などではモンドラゴンも取り上げます。でも、それを全部切り捨てていくんですね。これは取引コストという視点からは、民主主義、1人1票などというのは、コストが高く不効率だと切り捨ててしまうわけです。これをどんどん問い詰めていくのが、原理主義者で、市場の需要と供給で何でも解決できるんだという考え方です。これに対しては、マイケル・サンデルなどの哲学者が、もう根本的に、徹底的に批判しています。

何でもそういうふうにして市場で取り引きすると、モラルや倫理がみんな崩壊していく。社会の公益そのものが破壊されていく。だから、経済学者とそれを批判する人たちの溝が、現在では、むしろくちや深くなっているんじゃないでしょうか。

司会 そうしますと、経済学の有効性がかなりだめになっている。それにとって代わって、市場とか、準市場とか、非市場とか、あるいは、最近では公共市場とか言われていますけれども、そういうものとの位置づけというんですか、企業、非営利企業における効率性の問題とか、その辺の議論はどうなっているのでしょうか。

北島 もし、協同組合や非営利組織に光が当たるとすれば、新古典派経済学の議論の枠組みのなかでは、「市場の失敗」の場合に限られます。もちろん、市場は万能じゃなくて、市場も失敗するから、そのときには、営利企業以外の財・サービス供給主体の出番となるわけです。ところが、その場合でもまずは政府だということで、公共セクターが登場してきます。いきなり、非営利セクターは出てこない。それは市場の失敗と政府の失敗の次に出てくるもの、主流派の経済学の枠組みではせいぜいそれぐらいの位置づけしか与えられないことになるかと思う。

司会 従来は市場の失敗、政府の失敗論、それで補完的に非営利セクター、さらには、非営利セクターの失敗というような話も出てきているわけですが、こういう区分けというのは、本当に正しい区分けなのでしょう。

津田 どうでしょうね。非営利組織の効率の議論をするのは、大体アメリカ型のNPOが多いですよ。マネジメントというのを議論しますから。だから、ヨーロッパ型の非営利セクターの議論をする人たちは、非常にアメリカの非営利セクターを批判する人もいます。

その違いは、やはりアメリカの競争市場にいる非営利セクター、NPOは、効率を問題にせざるを得ないのではないかと思います。そうでないと消えていってしまいます。

だけど、ヨーロッパ型は違って、連帯というのを重視する。アメリカでは連帯という言葉あまり聞かないですよ。ヨーロッパの非営利セクターでは、労働組合だけではなくて、協同組合も連帯という言葉を使う。

その連帯という世界では、効率も議論しますが、別に効率という言葉を使わないで効率の議論をする。例えば、イタリアのコンソーシアムとか、スペインのモンドラゴン・グループというのは、みんな連帯の力で効率を高めるという議論になっているわけです。

ここは、日本の非営利組織の世界ではあまり議論しない部分です。

効率は問題にする必要があります。問題にしないと、旧ユーゴスラビアのように、完全に国際競争力で負けてしまって、崩壊してしまう。インフレーションがどんどん1980年代に高まったのは、効率を無視したせいですよ。

だから、連帯と効率というのは、どこでも議論はしているんだけど、国によって、議論の仕方が全然違うということでしょうね。

司会 労働の位置づけ、労働の効率はどうか。経済学のなかで、非営利企業と営利企業で労働の位置づけを、比較的、社会的経済企業等は重視すると思うのですが、いわゆる、経済学では労働価値説や貧困の問題が絡んできますけれども、あまり要素としては重視していないような感じが素人的にはするんですが。

富沢 現代経済学と社会的連帯経済の経済学では前提となる人間観が違うように思います。市場経

済では、どういう人がどういう行動をとるかという問題を分析するさいに、「ホモ・エコノミクス」(homo economicus)、つまり経済的合理性に徹して、自分の効用と利得の極大化をめざして行動する人間を前提にして分析を進めます。これは市場経済を分析する際に必要な仮定だと思えます。しかし、社会的連帯経済を分析する際には、もう1つの人間観が必要となります。「ホモ・ファーベル」(homo faber)、「つくる人間」「創造する人間」です。ホモ・エコノミクスを前提にすると、効率、競争という価値が重要となります。ホモ・ファーベルを前提にすると、協同、連帯、共生という価値が重要となります。この「つくる人」がなにをつくるのが問題ですが、社会的連帯経済との関連で言えば、コミュニティをつくると考えるとわかりやすいと思えます。つまり、人と自然を排除しない共生のコミュニティをつくるのです。そのようなコミュニティをどのようにつくるのかという問題を経済面から解明することが、社会的連帯経済の経済学の基本的な課題になると思えます。さらに、社会的連帯経済の経済学は、グローバルな規模のコミュニティを研究対象にせざるをえません。なぜならば、現代の社会問題は地球規模での解決を必要としているからです。「グローバル」は「地球的」という意味ですから、社会的連帯経済の経済学は、自然としての地球を対象にして、自然との共生を問題とせざるをえません。

新しい学問体系は、古い学問を否定したものでなくて、これまでの研究成果を十分に吸収したものでなくてはなりません。市場経済を否定するのではなく、市場経済のいいところ、また公共経済のいいところ、それから、社会的連帯経済のいいところ、これら3者のベストミックスをいかにつくっていくかという問題の究明が、新しい経済学の課題になるのではないのでしょうか。

ポランニー的に言うと、多元的経済です。交換、再配分、互酬、あるいは、市場セクター、国家セクター、社会的連帯経済セクターという、3つのセクターの組み合わせで最大の効果をどう生み出すかという課題です。その場合、最大の効果を測定する基準をどこに置くのかという問題が生じます。人間の幸せ・福利、そういうものを測る基準

をどこに置くのか。人間にとっての福利厚生とは何か。福利厚生を高めるためにはどうしたらいいのか。そのためには3セクターの混合経済システムをどう構築するのか。そういう問題を究明する経済学になっていくのではないのでしょうか。

国連社会開発研究所の副代表であり、社会的連帯経済研究の責任者である Peter Utting は、「社会的連帯経済：社会的に持続可能な開発 (socially sustainable development) を可能とするか？」という論文で、次のように述べています (2013年4月。UNRISD のウェブサイト)。社会的連帯経済論の問題意識を理解するうえで重要だと思われるので要約しておきます。

embedded liberalism (新自由主義の前の段階の自由主義? 社会と両立しうる自由主義?) と称される伝統的な発展モデル (経済成長と福祉国家をめざすモデル) は、総合的な開発という視点からすると、もはや不十分である。今日では、経済発展、社会的保護、環境保護、ジェンダーの平等、社会的政治的エンパワーメント、という5つの問題の同時的検討が必要とされている。これらの問題を解決するうえで社会的連帯経済が一定の役割を果たしうる。そのさい、社会的連帯経済、政府セクター、営利企業セクターの3者の関連が重要となる。「社会的に持続可能な開発」という言葉のなかで用いられる「社会的に」に関しては、とりわけ2つの側面に着目したい。①保護とニーズの充足だけでなく、不平等な社会関係の転換に関連するという側面、②社会に根ざす諸組織によって前進がもたらされるという側面である。

変革の伝統的な担い手は国家と労働運動であった。しかし、いまや両者は、市場の力で弱体化されている。変革のためには、市民社会の他のアクターを含む新しい連合が必要ではなからうか。

現在必要とされるのは、社会的連帯経済という理念である。

社会的連帯経済の組織は、下記の特徴を持つ。

- 社会的な目的をもつ。
- 労働者と生産者と消費者との間に協同と連帯の関係をもつ。

● 職場民主主義と自主管理がある。

社会的連帯経済には、伝統的な組織（協同組合、共済組織、NPO）だけでなく、新しいタイプの組織（女性の自助組織、フェアトレード組織、インフォーマル・セクターの労働者の組織、社会的企業、社会的ファイナンスなど）が含まれ、種々のレベルでネットワークを形成するという特徴をもつ。

国連、関連組織、各国は、社会的連帯経済を促進するための方策を検討すべきである。

以上が社会的連帯経済のが代表的研究者の見解です。

司会 津田先生の話とちょっと似ていますけれども、いかがですか。

富沢 ここに見られる見解は、津田先生の著作『連帯と共生』の見解とかなり重なっていますね。将来社会を展望する学者の見解は、国際的にだんだん重なってきているような気がします。

津田 競争の世界である今の経済学はもうごう慢になってしまって、逃げ道がないから、需要と供給で何でも解決できるという強弁をするんですよ。ところが、逆にどんどん矛盾が深まってくる。

なぜかという、もう成長の時代はなくなってしまったわけですよ。ゼロ成長の時期に入ると、もう世界がゼロサムゲームの世界になる。競争に負けると大企業であっても、いつ崩壊するかもわからない。

そうしますと、強い者が支配する。どんどんそういう社会になっていきます。トップであっても、もう明日はどうなるかわからないような、そういう競争の世界になりつつある。ここから脱出するのは、競争の世界では解決できないですよ。ですから、みんなが協力しないと、あるいは連帯しないとだめな時代にいずれ入ってしまうのではないかと。恐らく、そこから変わっていくんでしょね。高度成長しようとする、今度は自然が猛威を奮ってくるという、その悪循環が、今はとまらなくなっているのではないかと思いますね。

● 分割支配に対する「連帯」をつくる

富沢 最近びっくりしたのは、5月に政府の規制改革会議が出した見解です。農業協同組合中央会（全中）は解体し、全農は株式会社化するほうがよいという見解です。市場の自由競争にさらせば農業も効率が上がるという考え方が基礎にあるのでしょ。

私がびっくりしたのは、政府がそういう形で協同組合に対して干渉するということです。これは協同組合運動全体に対する、あからさまな攻撃です。

津田 ひどいことを言っていますね。でも、政府がやっていることは昔からですよ。

生協法を会社法によって変えていくというのが1つですね。それから、共済を生協から放り出してしまって、連合会をつくる。これで大きな生協は、例えば、コープこうべは赤字に転落した。共済は数十億円の黒字の財源だったわけです。

何でそんなことをしたのか不思議ですが、みんな、生協は賛成していたんです。農協は手放さなかったですけれども。だから、農協の人たちは、「何で生協はあんなことをするんだ？」と思っていたわけですよ。その背景には、給玉、地域の県域規制の緩和問題があったわけですよ。これによってコープこうべなどは北大阪生協と合併できて、事業高は衰退の一途ですけれども、一応は組合員の数を増やすことができた。テリトリーも拡大できた。こういう形でアメとムチで、みんないつの間にか絡めとられてしまった。

労働者協同組合の法律もそうだと思いますけれども、たとえ自民党政権で実現したとしても、多分大きな制約、以前の労協側がつくった原案とは恐らく違うものになる可能性があると思いますね。

そんな形は、日本だけではないです。イタリアでも、あれだけかい協同組合社会を築いていますが、ベルルスコーニは何度も何度も改悪して、協同組合を潰していこうとしたわけですよ。日本も同じだと思うんです。保守政権というのは、市民が権力を持つのを嫌うという、ここに根本的な理由があると思いますけどね。

富沢 権力側の支配原則は、非常に単純明快ですね。「ディバイド・アンド・ルール」（分割して支配せよ）でしょう。それに対する抵抗原理は「連帯して抵抗せよ」ですね。社会的連帯経済の運動原理は、「連帯」が基本なんです。津田先生も、最近の本で非常に強調していますね。

この「連帯」をどう形成していくのか、そのための研究や学問がどうあるべきか。連帯のための経済学、社会科学が必要とされています。日本の現実を見ると、協同組合運動自体が分断されています。なかなか連帯できません。どのように連帯したらいいのかという問題が、実践課題であると同時に、学問的課題でもあると思います。

津田 競争社会でも、企業は「連帯」という言葉は使わないですけども、協力し合うときはあります。

富沢 そうですよ。ところが協同組合は、異種の協同組合と協力し合うことがなかなかできません。

津田 日本企業がグループをつくって、海外の企業に対抗していたというのは、あれは言葉を言い換えたら「連帯」ですよ。

富沢 「連帯」ですね。

津田 しかし現代社会では、協力よりも競争のほうが、やっぱり激しいわけですね。根本で強いわけですね。

経済学がいずれは転換していくと思うのですが、協力社会というのは可能だと思いますね。みんな、自分たちの世界をマインドコントロールで競争のほうが優れていると思込んでいるだけだと思いますね。それによって、もっと大事な価値というものを全部手放してしまう、無視してしまう。

北島 津田先生は、本のなかで日本の企業の内部的なフレキシビリティの話をなさっていましたよね。要するに、失業者を出さずに配置転換をして対応していく。あるいは、企業グループとして面倒を見ていく。そういうある意味の良さ、企業

が外部的フレキシビリティに頼ったために失業問題に苦しめられた欧州の各国がかつてはうらやんだこともあった良さを、日本企業は90年代に入って手放してきたわけですね。

津田 その仕組みはモンドラゴンと一緒です。モンドラゴンは日本の企業だという論文が海外にはあります。両者はよく似ている。日本人も連帯の精神は持っているんですよ。ただ、競争が激しくて、うまく発揮できない。

北島 「連帯」と呼ぶかどうかは別として、市場経済の負の帰結を企業自身が負担するという、一種の社会的な規範が日本にあったわけですね。でも、それに持ちこたえられなくなって、日本の企業はそういう「社員は宝」みたいなことを手放した。競争の激しさのためにそれが広がってきているということですね。

津田 日本企業はアメリカの支配下に入ってしまったからね。だからもう、アメリカの言いなりになってしまって、競争至上主義になってしまったんです。

1980年代まで、日本企業はアメリカの競争至上主義とは全然考え方が違ったと思いますね。日本では欧米の経済学をみんな教えていたけれども、「企業は誰のものか」という問題になると「社員のものだ」と言っていましたから。

だから、日本企業は80年代までは、経済学の理論とは全然違う世界です。世界のなかで賃金格差もすごく小さかったですね。協同組合のほうが小さかったけれども、アメリカとかヨーロッパよりも、日本企業は大企業であっても、ずっと格差は小さかった。完全雇用に近かったし、終身雇用制だったし、年功序列はあったけれども、格差は小さいという、昔から言われているように社会主義ですよ。だから、日本が新しい社会に転換したら、本当にいい社会を築けるのではないかと思いますけどね。

司会 基礎が、そういう時期があるわけですね。

●韓国と日本の動き

津田 株式会社を協同組合に転換する問題では、モンドラゴンが、協同組合の新設に比べて7倍のエネルギーがいるからと、子会社は全部株式会社のままにしているんです。しかし韓国では、株式会社を労働者協同組合に転換しています。日本の経営と韓国的経営というのは一緒なんです。だから、日本でも可能だと思います。

富沢 韓国の話が出たので、韓国の最近の状況をここで見ておきたいと思います。韓国でも社会的経済が進展しています。ソウル市は、社会的経済についてこういう説明をしています。

「社会的経済とは、生活の質の向上、貧困と疎外の克服など、社会的価値を実現するための協力と相互利益に基づき、社会的企業、協同組合、自活企業、村企業など、多様な主体により生産と消費が行われる経済システムのことをいいます」(ソウル市の公式ホームページ、2014年1月)。

2007年には社会的企業育成法が、2012年には協同組合基本法が施行されています。それ以降、各種の協同組合が急増しています。2013年2月にはソウル市が「協同組合都市ソウル基本計画」を策定して、同年3月には協同組合活性化支援条例を採択しています。そして同年11月には世界各地の関連組織と活動家がソウル市に集結して「グローバル社会的経済フォーラム」が開催され、「ソウル宣言」を採択されています。2014年5月に成立したソウル特別市社会的経済基本条例は、つぎのような理念を掲げています。

「第2条(基本理念) この条例は、社会構成員の共同の人生の質と福祉水準の向上、社会経済的な両極化の解消、社会的セーフティネットの回復、協同の文化の拡散など社会的価値の実現のために、社会的経済と市場経済及び公共経済の調和をつくりあげることが基本理念とする。」

2014年11月18-20日にはソウル市で「グローバル社会的経済アソシエーション2014」が開催され、社会的経済の国際的協議体を設立する予定になっています。国際的協議体を設立するということの重要なポイントは、営利経済のグローバリゼーションに対抗するためには社会的経済のグローバリ

ゼーションを強化しなくてはならないということです。

つまり、グローバリゼーションの世の中では、各国別に社会的経済の実現を図ってもなかなかうまくいかない。グローバルな規模で取り組まないといけない。そのための組織をつくりましょうという提案をしているわけです。これは非常に評価すべき進展だと思いますね。

司会 日本はどうしてそういうものが韓国に比べると進んでいないのでしょうか。

富沢 これが私の最大の疑問で、これは津田先生あたりに絶対研究してほしい問題です。協同組合は、協同を理念としているわけでしょう。だけど、現実にはなかなか連帯しないんですよ。とりわけ協同組合間の協同が難しいのです。協同組合の強力なナショナルセンターもなかなかできません。なんで日本では協同組合間の連帯が実現しないのか。その原因をきっちりと解明して、どうやったら連帯できるのかという道筋を知りたい。津田先生がおっしゃるように、連帯しないと協同組合は潰されてしまうんです。

津田 私のNPOの仲間で境毅さんという人がいますが、そこを調べたら、明治の後藤新平の時代から縦社会で悩んでいたという話を彼がしていましたけどね(笑)。とにかく、日本は縦社会であると。

富沢 そうなんです。それぞれの組織に歴史的な理由があるでしょうが、せめて協同組合だけは協同をしてほしい。経団連とか連合とか医師会とか、どこの業界だってナショナルセンターを持っているでしょう。協同組合だけナショナルセンターがないのは不思議ですね。

津田 東南アジアの諸国にも、協同組合陣営のナショナルセンターがあるのと違いますか。

富沢 多くの国で協同組合のナショナルセンターが成立しているのに、日本ではできない。私にとってはショックですね。

北島 今、韓国の最近の事情に関する資料をすごく興味を持って見させていただきましたけれども、やっぱり、韓国の運動は、個々人の貧困状態の改善にも取り組みますが、そこにとどまらずに、今の社会のあり方を「どう変えるのか」という視点を鮮明に打ち出していますね。

富沢 はっきり出していますよね。

北島 さきほどの第2条も、こういう社会にしたという考え方があります。日本の場合にはなかなかそこまで踏み込まない。いろいろと連帯していく場合には、何か価値というか、価値共同体のようなものが必要であると思いますが、その価値についてそもそも合意がとりにくいような社会になっているということでしょうか。

富沢 既に2012年のILO総会で、「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする」と表明されています。ILOですから、政・労・使と一緒に参加して合意が成立したわけです。だから、日本の政府も財界も社会的セクターの育成にを努力する義務があるわけですよ。

国連が定めた国際協同組合年（2012年）に、日本の協同組合陣営は、政府に対して協同組合憲章をつくるようにという要請をしました。詳細は、2012年国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章 [草案] がめざすもの』（家の光協会、2012年）を参照してください。協同組合陣営のこのような要請に対して、政府はつぎのような声明を発表しました。「政府は国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根ざした助け合い活動がさらに広がっていくよう、次のような基本的考え方で、協同組合の発展をできる限り後押ししていきます。」政府の基本的考え方とは、①「協同組合の価値と原則の尊重」、②「協同組合による地域社会の持続的発展への貢献を重視」、③「協同組合を事業や経営の有力な担い手として位置付ける」です。

政府はこのように「協同組合の発展をできる限り後押ししていきます」と口では言いながら、実

際には分割支配政策を継続しているのです。国際的には連帯活動によって貧富の格差を縮小しているという流れがあるのにもかかわらず、日本政府は相変わらず市場至上主義にとらわれているのですね。

一方、協同組合陣営のほうも連帯できていないという問題があります。協同組合憲章草案では協同組合として政府に10の要請をしました。その1つは、「協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける」という要請です。現在は、農協は農林水産省、生協は厚生労働省などと、窓口がそれぞれ別でしょう。そこで、協同組合運動に対する政府の窓口を一本化してほしいという要請をしたのです。ところが、翻ってみると、協同組合運動側でも各種協同組合を結びつけるナショナルセンターがないわけです。協同組合側ができていないことを政府に求めるというのも、おかしいことですね。

私は協同組合憲章草案を策定する委員会の委員長であったのですが、2012年国際協同組合年全国実行委員会の会合のたびに、この問題点を指摘して、協同組合のナショナルセンターをつくる必要性を訴えてきました。しかし、ほとんどの協同組合のリーダーの方たちの反応は、かんばしくありませんでした。現実的な条件が整っていないから無理だ、というのです。先に述べた『協同組合憲章 [草案] がめざすもの』という本の中で私は、原稿の段階で、「将来的には、各種協同組合間の連携を強め、日本のナショナルセンターの創設をめざすことも必要とされよう」という一文を書きました。しかし、出来上がった本を見るとこの一文がないのです。なぜ無断で削除されたのが、いまだによくわかりません。協同組合運動側の恥をさらすようですが、日本の協同組合運動にはそのような一面もあるのです。ことごとく左様に、異種協同組合間の連帯は現実的に非常に困難です。なぜ連帯ができないのかという原因を、いろいろと考えているところです。

津田 韓国はちょっとわからないですが、ヨーロッパと日本と根本的な違いは、やっぱり、市民社会の革命を経ているかどうかでしょう。ヨーロッパは市民革命をやるのに、もう何万人もの人間が死

んでいるわけですよ。力づくで勝ち取ったという、自分たちの地域は自分たちで築くんだというのがある。私がイタリアのボローニャで調査していた時、町のなかを歩いたら、マンホールの蓋に「ボローニャ・コムネ」と書いてあるんです。町中どこでも「コムネ」と書いてあるんですよ。自分たちのコミュニンだという。

日本は、全部お上に頼るという意識が昔から強かったんですね。官僚も自分たちの権利を失いたくないという、今でもそれがあると私は思います。例えば生活困窮者問題で「中間的就労」という領域問題が昨年から議論されて、法案ができましたけど、われわれの仲間は皆、あれを批判しています。中間的就労では結局、彼らは福祉の世界から絶対脱却できない。中間的就労は福祉と雇用の中間と言うけれど、あれは実態は福祉だと。

なぜ雇用の世界に乗り出そうとしないのかというと、自分たちの補助金の権限、権力がなくなる。要するに、常に補助金で支配しているわけなんです。それがなくなってしまうたら、自分たちの権力がなくなってしまう。だから、彼らは中間的就労の世界から出ていかないでしょうと批判しています。

市民の側にも、官僚、あるいは政治家の側にも、地域社会が育つということを本当にやろうとしない。あるいは、逆に押さえつけようとする、分断していこうというのが、大きな流れになっているんじゃないですかね。

●地域で連帯を強める

富沢 連帯をつくる道筋で具体的に目に見えるのは、やっぱり地域ですね。地域のなかで、各組織が人と人のフェイス・トゥ・フェイスの関係で連帯を強めていく。いきなり大組織と組織の連帯はなかなか難しいので、地域で少しずつ基礎を築いていくというやり方が大切になりますね。

津田 私は可能性があると思いますね。何か大きな1つのプロジェクトが成功すると、その流れがずっとできるのではないかと。1つは、まず労協法が成立すること。そして、例えば、拙著でも書いたように、株式会社を労働者協同組合に転換する

とか倒産しかかった企業を転換するというしくみをつくる。そのためには支援基金が必要になります。

だから、労働金庫や信用組合と、いろいろな労働組合も全部つながって、連帯して、基金をつかって支援する。労働者協同組合に転換する支援基金をつくる。そうすると、それによって救われた企業は、失業しないで済む。これが社会的な注目を浴びていくような、そんな戦略が必要だと思うんです。大きな流れを変えるためには、そういう企画、構想戦略が要すると思うんですけれども。

富沢 企業倒産の場合に協同組合をつくるという案を先生も本で強調されていましたね。

津田 各国にありますからね、イタリアにある、フランスにある、スペインにある。

富沢 日本の場合、私も幾つか事例を知っていますが、倒産企業の場合、たとえば工場占拠しても、長期的に見るとほとんどうまくいかないですね。やっぱり先生のおっしゃる支援システム、金融面でも、経営面でも、そういうものがないとむずかしいです。労働組合も資金を有効に使うためにはどうしたらいいのか、戦略を再検討する必要がありますのではないのでしょうか。先ほど触れた UNRI-SD 副代表のウッティングは、20世紀型の社会運動は、いまや市場の力で弱体化化されているので、21世紀型の新しい社会運動をつくりだしていかなくてはならない、と述べています。

その場合には、労働組合も、従来型の発想ではなくて、例えば、倒産企業の労働者をどうするかという問題について、新しい戦略を検討する必要がありますね。社会的連帯経済との関連も重要です。労働問題を扱った最近の文献としては、「労働運動の戦略としての連帯経済」(Ana Maria Esteves, “Solidarity Economy as a labor movement strategy and ‘integral development’”)があります。

津田 あるいは、中小企業の経営者に跡継ぎのいないときには従業員に譲るという仕組みです。アメリカには、この制度がありますから。これは株

式会社でやるんですけれども、労働者協同組合に転換するという、それも法律ができれば可能になると思うんですよ。

そういう流れのきっかけに、私は、労協法の成立がどうしても必要と書いているんです。

富沢 絶対必要です。先生は、労協法が成立ぎりぎりのところまでいったのにうまくいかなかったのは、労働組合側からの批判があったからだと指摘していますね。今まで労働組合運動との連携を十分とらなかつたのが原因だと。

津田 そうです。連帯してこないことが誤解を生んだということだと思います。だから、その後、すぐ労働組合はみんな賛成してしまったじゃないですか。今はもう、つくったら反対しないですよ（笑）。だから、連帯しないことが原因の失敗ですね。失敗例のなかに私は入れましたけど。

富沢 非常にわかりやすいですよ。労働組合と協同組合との連帯は一大課題ですね。

津田 ええ。そうだと思います。

司会 マルクス経済学者の人たちは、今言った問題を、どういうふうに評価したのでしょうか。

富沢 労働者協同組合が重要だと話すと、いまでも反論は強いですね。基本的には労働組合が頑張らないとだめなので、物事をストレートにとらえなくてはならない。労働者協同組合なんて怪しげなことを言うと、筋がはっきりしなくなる。そのような議論が多いように思います。

司会 そういう考えは、資本主義的企業でOKということでしょうか。資本主義的企業に対する労働組合ということに限定されるのでしょうか。

富沢 雇われた労働者がきちんとそれなりに保護されていればよいという考え方があるのではないのでしょうか。

司会 本質的には、資本主義的企業を肯定する考

えと見ていいのでしょうか。

富沢 いや、そうではなくて、労働者を搾取する資本主義企業は悪だという見方です。

津田 OKというよりも、労働者協同組合になったら、労働組合が必要ではなくなると思っているのかもしれないですね。それに反対している。昔、私がモンドラゴンの発表を大阪でやったことがあるのですが、労使関係の専門家の人が「私は反対だ」と言って、はっきり「労働者協同組合には賛成できない」と言ったんですね。

富沢 労働組合の否定につながるということですね。

司会 ではどういう企業形態がいいのでしょうか。資本主義的企業がいい、社会主義的企業がいいとか、非営利企業がいいなどという意見を持っているのでしょうか。

津田 どうでしょうね。多分持っていないと思いますね。労働者協同組合が反対だったら、要するに、労働組合として頑張るしかないという。

司会 頑張るとは、資本主義的企業に対して頑張る、資本主義的企業を認めるという前提の上になりますが。

富沢 いや、マルクス主義経済学者は、原理としては、資本主義的企業を否定します。

津田 否定なんですけど、ソ連経済が崩壊してしまったから、モデルがないわけですよ。

司会 要するに、肯定モデルがないということですね。

津田 ないんです。

司会 何か面妖な話ですけども。

津田 でも、労働組合でも全く異なった戦略を持

っている人たちもいます。拙著のなかに入れたのは、近畿地方全域の生コン業界の労働組合の話です。生コン業界の企業というのは、事業協同組合、小さい協同組合がたくさんあって、みんな事業協同組合の経営者です。この生コン業界の労組は、企業内組合じゃなくて、産業別組合に転換しており、この産業別労働組合が事業協同組合の経営者と連帯したわけです。

連帯して何をしたのかというと、大手セメントメーカーに対してセメントの価格を引き下げろ、引き下げ反対の連帯をやったわけですね。労働組合にとっても、自分たちの給与に関係するし、経営者にとっても、セメントの値段を切り下げられたら、利益がなくなるわけですよ。生コン経営者も労働組合も大企業から搾取されている犠牲者です。2010年7月から11月まで139日間のストライキを闘い抜いて、最後はセメント業界が負けたんです。これは有名な話です。去年の8月に聞き取り調査をして拙著の最終段階で原稿に入れました。

北島 マル経というのは、搾取、労使関係のことは考えていると思いますけれども、一般の非経済的な人間の関係については、ほとんど問題にするような学問体系ではないんじゃないかという気がします。搾取を重視するというは、自己の経済的利益を追求するという人間観と表裏一体だと思えますので。だから、わりとその辺は無頓着で、市場経済が社会関係にどんな影響を与えるのかに注目して、発言しているのは、あまり聞いたことがないです。

津田 かつてはあったんですよ。かつては福祉国家のモデルもあったし、もっと前は、ユーゴスラビアの自主管理というのが理想のモデルだったんです。だから、私が1980～81年にベオグラードに海外研修でいたときは、「赤旗」の記者が2人いましたね。毎月のように日本に原稿を送っていました。

富沢 ああ、そうですか。

津田 はい。一人は東大をでてベオグラード大学

に留学していました。

北島 それはやっぱり、労使関係ではないですか。市民社会のなかでの人間関係とかじゃなくて。

富沢 そこまで考えてはいないですよ。

北島 多分、考えないと思います。最近、私は基礎経済科学研究所（基礎研）の東京支部の活動に関わるようになりました。そこにはマル経の先生もけっこうおられまして、社会的経済や連帯経済の議論は門前払いされずに受け入れてはもらえるのですけれども、どこまで理解してもらえるか少し不安な気持ちでいます。いかにわかってもらおうか、思案しているところです。

富沢 自由主義の経済学は、市場原理主義ですけど、マルクス主義経済学も『資本論』を基本にした一種の原理主義的な枠組みに捉えられているように思えます。そこへ個人と個人の人間関係の問題は入りづらい枠組みになっているのではありませんか。

北島 ただ、そんななかでも基礎研はたいへんユニークなところで、『資本論』を人間発達の視点から読み直したり、生活や文化の問題も扱ってきた研究所なんですね。

富沢 基礎経済科学研究所は「人間発達の経済学」を基軸に据えていますよね。「人間発達の経済学」というコンセプトは、すごく重要で、そのような観点に着目して経済学を構築していく必要があると思います。人間発達というと、問題があまりにも広過ぎるので、私自身は、「労働の社会化」とか、「労働者の社会化」とか、そういう労働のレベルでの人間関係を詰めていって、労働者がどうやって社会化していくのかという問題を研究しています。

●連帯経済の核としての互惠、価値と効率の追求

司会 近経もマル経も、現在のいろいろな危機的

な状況をうまく説明できていないということで、いわば新しい経済学、社会的経済学とか、社会的連帯経済学とか、そういう「学」のように新しいものを打ち立てないと、なかなかうまく説明できないんじゃないかと思うので、北島先生から連帯経済について、お願いいたします。

北島 最初にすこし触れたとは思いますが、この間、2回ほど、連帯経済論で有名なJ.L.ラヴィルさん（フランスの経済社会学者）をお招きして何回かのセミナーを開催する機会がありました。それらを通して、この点が連帯経済論の核心だなと思ったことは、人間どうしの非経済的な関係、プリミティブな、お互いに助け合う関係が基盤にあると同時に、それを維持し広げていく、そのような経済であるということです。

富沢 交換の問題だけではなくてね。

北島 ええ。対等な人々の間の互恵的な関係が、連帯経済論の一番の核になっているというのが、この間、直接にお話して、自分なりにたどり着いた結論です。今、新自由主義的な思想の下に、世界的に市場経済の原理が社会の隅々にまでいっそう深く浸透していき、それは公的セクターにも及んできています。そのなかで、貧困や格差が拡大していく一方、人々はますますアトム化し、社会の結束力が弱まっていく。貧困、社会的排除により人々の暮らしや生を脅かすばかりか、人々をバラバラにし、民主主義さえも脅かす、このような経済のあり方でほんによいのか。連帯経済論は、このような問いかけに対する解答を、人々自らが自分たちの直面する生活や労働の問題を協力して経済活動を通して解決していこうとするいろんな実践例に求めて理論化したものと言えると思います。

そして、具体的な協同のイニシアチブの事例を調べてみると、市場経済の原理だけに頼っていたのでは、場合によっては、提供するサービスの価格が高くなりすぎて、支払い能力に欠ける人たちが利用から排除されてしまうという問題や、逆に価格を低くしすぎて事業が成り立たないという問題が起こってくる。そこで、実践者たちは、自分

たちの経済行為の社会的な有用性を公に明らかにし、公的支援の仕組みの制度化を自治体や国に働きかけ実現していく、そのようなダイナミックな展開が見えていくのです。連帯経済論は、このような事例を、アドボカシー活動を通して、ボランティアなどの互酬的な原理や市場原理だけでなく、公的な再分配の原理にも依拠することによって、取り組みの基盤となっている人々の互恵的な関係が維持されていると読み解いたわけです。ここから、「経済原理のハイブリッド」が連帯経済の一つの重要な特徴であると主張されるようになります。

生活困窮者や就労困難者を受け入れて共に働く事業所を模索している労協やワーコレの活動を見ていると、まさにこのような議論が当てはまるような現実になってきているように思います。津田先生は、効率性と公正はトレードオフの関係にあると書かれていましたが、連帯経済は、ある意味では、このトレードオフの関係を、公的な仕組みを動員することで克服する途を歩んでいると言えるのではないのでしょうか。しかし、その途が厳しい場合、すごく難しいところではあるんだけど、それでも効率一辺倒になるというのは、かなり考えものだなと思います。

津田 トレードオフを克服するというのは、あるところまでは、私、可能だと思うんですよ。モンドラゴンなんかは、そういうトレードオフをより高い次元に持ち上げ克服していった、効率性の高い協同組合の連合体をつくった。それは要するに、協同組合の価値を犠牲にしないで、効率をどうしたら上げられるかという、そのしくみはどうすればできるのかという問題なわけです。

例えば、よく私が例に出すのは、イタリアの社会的協同組合の場合です。事業連合というコンソーシアムをつくっているわけです。地域と州のレベルと、全国レベルとピラミッド型になっていて、みんな5人から10人、多いところは20人ぐらいのコンソーシアムもあるんだけど、みんな三角形の頂点は1つの連合体、例えば全国組織のレガが持っている。カトリック系のコンフコープも同様に三角形のシステムを持っている。こうやって、弱い社会的協同組合が連帯することによって、スケ

ールメリットを上げているんだと、ボローニャ大学の教授は言っていました。

だから、スケールメリットと言うと、効率の話だから価値を犠牲にするような印象もあるのですが、お互いの民主主義や自立というのを犠牲にしないで、どうしたらできるかという連帯が問題なのです。

イタリアの生協もそうです。コープイタリアも9つの生協が仕入れを1本に統合しているけれども、それぞれの生協はみんな自立しているのです。民主主義的に、みんな自分たちの総会を持っているわけですが、仕入れを統合して、2兆円を超えてしまったんです。2兆数千億円、そのなかには営利企業まで入っているんですよ。これによってスケールメリットを出して、スーパーマーケットの販売値段よりも20%以上安い値段で売っている。だから、もうマーケットシェアが断トツでトップなわけですよ。

こういうやり方というのは、合併ではないわけです。合併してしまったら大きくなって、みんなの参加民主主義は犠牲にされるけれども、合併しないで効率を上げる方法があるんだということだと思います。

そういうのが、まだ、そんなに歴史は長くないから、これからみんながどんどん考えていくことによって、つくっていけばいいと思います。例えば、イタリアには横の連帯と縦の連帯があります。今言ったのは横の連帯です。縦の連帯、世代間の連帯というのは、利益の3%をすべての協同組合が出して基金をつくる。英語で言えば、Mutual Fund という名前がついています。これは新しい協同組合を設立する資金なわけです。

新しい協同組合をつくる時にはこの資金で援助する。これによって世代を超えて協同組合の発展を促す。縦の連帯と彼らは呼んでいましたけれども。横の連帯は、今、存在する協同組合同士の連帯です。

北島 そうすると、その連帯というのは、効率性を上げるための連帯ですか？

津田 いや、そうじゃないです。それだけではないです。

北島 ちょっとその辺が僕もよくわからなかった。価値はどうなんですか。

津田 拙著『社会変革の協同組合と連帯システム』では詳しく述べています。まず第1に、協同組合の価値を実現する制度やシステムがあります。参加民主主義を実現する制度や、資本よりも労働を重視するシステムや、公正な報酬格差を実現するシステムなどです。これらを連帯で実現していくわけです。社会的に排除された障害者、薬物患者への救済支援システム、こういうのも価値を実現するシステムとして、連帯し合ってやる。

第2に上述したコンソーシアムというのは、効率を上げるシステムにもなる。

つまりシステムには2種類ある。やり方によったら効率を高めるために、価値も犠牲にするという場合も出てくるかもしれない。例えば、投資組合員を認めるというのは、賛成と反対がありますね。「こういうのは価値を犠牲にするからだめだ」という人もいるわけです。微妙なところもあるけれど、先ほど言った社会的協同組合のコンソーシアムは誰も反対しないのではないかな。数千の単一では弱い協同組合がコンソーシアムをつくっているわけです。

こういう調査はもっと調べに行って、効率の部分と価値の部分をどういうふうに調和させているか研究する必要があります。大きなテーマとして調べる価値があるのではと思います。

富沢 日本の場合は連帯というと、どうしても一時代前の連帯を考えてしまいますよね。プロレタリアート独裁のような、上意下達の固い連帯を連想してしまうのですが、これからの連帯は個人の自立を基盤にしながらの連帯、そういう形でないとうまくいかないのではないのでしょうか。

ちなみに、社会的連帯経済の代表的理論家であるラヴィルは、「民主的な連帯」というキーワードをとっても強調しています（Jean-Louis Laville, “The Social and Solidarity Economy: A Theoretical and Plural Framework”, 2013年4月。UNRISDのウェブサイトを）。

津田 そういう新しい社会というのは、カネだけ

の社会ではなくて、先ほど言った互恵的価値もそうだと思うのですが、普遍的な価値を重視するために新しい社会になるのではないかなという気がするんです。私は「愛と正義」を自由よりも根本におきましたが、そこから連帯、団結、互恵、救済などが生まれてくる。

ここで「連帯」という言葉は全体を代表する言葉としてつかえます。協力するというのも連帯だし、互恵もそうだし、救済もそうだし、支援していくというのもみな連帯の一部ですね。連帯というものを分析して、研究する人も出でて来てもいいのではないかな。

北島 広い意味で使われているわけですね。その時に、国の再分配制度、ある意味、それも連帯だと思うんですが。ああいう話が入ってきていると考えるとよろしいですか。

津田 社会的経済というのは、私も調査の対象に入れましたが、賃金格差は小さいですよ。株式会社の世界とは全然違う。皆、嫌がって答えにくいところを私はわざと聞いてきたのですが、「トップの人の給与はいくらですか」と。トップと底辺の一番低い人の給与と何倍の格差があるのかを調べました。日本の企業は、昔は大企業でも15倍ぐらいだった。新聞にみな、載っていました。今は15倍どころではないでしょう。アメリカの500倍にはなっていないと思いますが、でも協同組合の世界は、生協でも7倍ぐらいです。それに近いのは、いまは大学ぐらいしかないのではないのでしょうか。

北島 大学ですか（笑）。

●日本で社会的連帯経済が取り組むこと

司会 最後になりますが、今の日本の政治・経済情勢の中で、社会的連帯経済という分野で、どういう点を強調して、あるいはどういう問題意識で対応していったらよろしいかを一言ずつ述べていただきたいと思います。

富沢 ポランニーの交換・再配分・互酬という多元的経済システムを見るのが非常に重要です。いままでは主として交換という観点から、市場経済を基本として経済体制を見てきたのですが、国家による再配分という観点からの社会保障などのあり方、互酬という観点からの社会的連帯経済のあり方などを加えて、3つのベストミックスを対象とする経済システムをどのように構築するかという問題を学問として追究する。また実践の問題としては連帯をどう強化するかという問題などが重要になってくると思います。

これは1つの情報ですが、法政大学に連帯社会研究交流センターがこの4月に出来ました。来年には法政大学大学院で連帯社会インスティテュートが設立される予定です。これは基本的には連合が資金を出していると聞いていますが、労働組合も市民社会で広い意味の連帯の強化をはかるという道を探りだしているように感じます。

それから、社会的連帯経済の運動をグローバルな規模ですすめることが大切です。一国規模の運動では、分断支配されかねません。国際的な巨大資本にはかなわないわけです。グローバルな規模での運動の進展という視点では韓国がリードしていると思います。社会的連帯経済の国際的な協会をつくるという方向が重要だと思います。今年の11月にはソウル市で「グローバル社会的経済ネットワーク創立大会」が開催されますが、日本でもこの大会に連帯するための集会在8月と11月に開かれます。

司会 韓国で開催ですか。

富沢 いやいや、日本です。韓国では11月に創立大会が開催されるのですが、その前に日本でプレ集会として連帯集会をやるという案です。8月の大阪集会是津田先生が中心になっているようです。11月の東京の連帯集会是丸山茂樹さんが中心になって準備をすすめています。いずれにしても、日本国内での連帯運動の強化と国際的連帯運動の強化と両にらみでやっていかないと、つぶされそうな気がします。

津田 国際的な連帯も大事ですよ。8月2日に

やるのは、私は挨拶だけです。丸山茂樹さんが話をされるんです。プレ集会という位置づけはしております。ソウル市の市長さんには、日本の福岡に来てほしいという依頼をしているんじゃないですか。

富沢 していますね。以前は市長選挙で忙しくてそれどころではないと言っていました。一応、選挙は終わったので。

司会 朴元淳（パク・ウォンスン）氏は、当選したんですか。

富沢 再選されたのです。彼はすごいですよ。市民運動のリーダーで、先頭を切って連帯活動に取り組んでいます。

北島 ソウル市など、いまのお話では運動家のレベルでも、韓国ではこういうものをいろいろやっているということですが、研究者レベルでも7月初旬に国際的な研究会が韓国で開催されます。アカデミックな世界でも並行して進めるところがあるんですが、日本のアカデミズムの世界は、まだあまりまとまりがないように思います。この7月に韓国で開かれるアジアレベルでのソーシャル・エンタープライズの研究会（ICSEA）は、台湾、中国、韓国とやってきたので、再来年の香港の次に、いよいよ日本でやることになるだろうと思います。

そういうものをきっかけに、日本でもアカデミックなレベルで、新しい非営利の社会的連帯的経済議論が活発になることを願っています。そのためにはまず、われわれがアカデミックな世界に向けてちゃんと議論をしていかなければならないということでしょうね。

個人的に今考えているのは、こういう分野の研究者の多くは都市部の現象に注目するように思うのですが、むしろ農村部でこそいろいろな動きが出てきているので、それに注目していくべきではないかということです。

社会関係が基盤にあるような経済活動というのは、都市部ではそれほどたくさんは出てきていないと僕は思うんです。農村部では集落営農、とく

に集落ぐるみのそれや、あるいは新しい地域自治組織とか、いろいろ出てきています。しかし、いまの政府はそれらを積極的に位置づけて見ていこうとしていませんから、そういうのをちゃんと育てていく、社会全体で考えていく。そういう新しい制度づくりがそこから出てきたらいいと思うので、いまはちょっとそういう勉強をしています。

また、農村部は、都市部に先んじて諸問題が出現してくる傾向がありますので、おそらく日本のこれからの社会を展望していく場合に、農村部で進行していることからなにかヒントが出てくるのではないかという予感もしています。個人的にはそういう研究をしています。就労支援とか社会的サービスとか、もちろんそういうのも重要ですけども、それらが地域づくりや環境問題とも関わって議論されている、もっと重要な実践が出てきているということを言っていきたいと思います。注目していきたい。

富沢 CBO（Community-Based Organization、地域に根ざした組織）というコンセプトがすごく重要だと思います。非営利・協同組織、小零細企業など、地域に根ざした組織が多くあります。大企業は利益を求めて人を捨て地域を捨て国を捨て、どこへでも行ってしまいますが、地域を大切に作る組織が多くあります。労働組合も地方自治体も含めて、いろいろな組織があります。地域レベルでの連帯強化が、すごく重要だと思います。今ほどCBOの大連合が求められている時はありません。非営利・協同運動の強化が急務となっていると思います。

北島 先生がおっしゃったような横のつながりですね。単体でやっていけないので、連合して広域化していくことが重要だということですね。

富沢 そういうのが大切ですね。

津田 例えば私は和泉市で森づくりという「里山活動」をやってきたんですが、これは山と川と海をつなぐという、全国に広がる日本の運動です。海外にはないと思います。この3つのところにいる団体をつなごうとすると、森林組合もいる、利

用協同組合もある、NPO も入ってくる。それで毎年秋に、私らがやっているのは、500人ぐらい集まるんです。

こういう里山活動を地域のなかで労協の人たちがやっています。昔はやっていなかったけれど、最近はおちこちで労協の人たちがやっている。これは大きな流れになっていて、いい流れだと思います。

これによって農村、森林、協同組合が繋がっていく。生協、農協、森林組合による協同でエネルギー発電などを始めたらいいなと思っています。

これからの課題としては、例えば拙著では地域づくりで、オーストラリアのマレーニの事例を紹介しています。この地域づくりは、もともと何もないところからつくったんです。マレーニは人口800人ぐらいの崩壊寸前の村だったのですが、協同組合を中心にこれを再生して、NPO、アソシエーション、株式会社はなかったが、有限会社もある。いろんな非営利組織が協同組合方式でみんなが繋がっています。

小さい村だから、みんないくつもの協同組合の組織のメンバーになっているわけです。そのネッ

トワークは「くもの巣のようなネットワーク」という言葉を彼らは使っています。いまでもそれが生きている。2年前に行った時も使っていました。こういう地域は、いま言われたような意味で大事だと思うんです。

あと、協同組合陣営レベルの大きな構想としては、労協法が成立して、これと労働金庫とが繋がって、先ほど言いました企業を協同組合に転換するという戦略で、韓国でやっているから日本も成功すると思います。企業形態として、もともとは日本的経営と韓国的経営はよく似ていますから。私の最後の言葉は「連帯しないと非営利組織は衰退する」、これが結論です。

富沢 その通り。それは非常に重要な結論です。

司会 最後に締めていただいたと思います。いろんな問題提起をしていただきまして、また、いい答えが出てきましたので、それを研究所も参考にしていきたいと思います。今日はありがとうございました。

(2014年6月28日実施)

アベノミクスと労働改革の諸問題

橋本 俊詔

1. はじめに

第二次安倍政権が誕生してほぼ一年半が過ぎた。第一次安倍内閣は健康上の理由が第一の理由で退陣したが、政治をうまく運営できなかったという失敗もあった。それを繰り返さないために、積極的な政策を政治、軍事、経済、教育の分野で打ち出している。自公連立政権の圧倒的な支持率の高さを背景に、積極的あるいは見方によっては強硬な政策を打ち出している。その強硬な策とは、例えば集团的自衛権の閣議決定とかに現れているが、本稿では軍事や政治のことよりも経済のことに注目して議論してみたい。

経済に関することはアベノミクスと称されて、「三つの矢」という形で提案されて、その一部は既に実施されてきた。同志社大学・浜矩子教授によれば「アベノミクス」は「アホノミクス」と解釈したほうがよいとされる。私は100%アベノミクスを批判するつもりはなく、多少の成功はあったと認識している。しかしもっとも重要な第三の矢はこれからである。すなわち成長戦略についてはいろいろ問題があるので、そのことを論じてみたい。

その前に、第一と第二の矢について一言述べておこう。第一の矢、すなわち徹底した金融の量的緩和策については、当初は株価高と円安が発生して、マクロ経済は良い方向に向かった。しかしその効果は短期間にしか出現せず、残ったのは円安によって輸入の増加が起こり、貿易収支の赤字という現象を招くこととなった。

第二の矢である財政政策に関しては、国債発行による公共事業の増大策を採り、景気対策の柱とした。しかし先進国のなかでもっとも深刻な財政赤字の中で、その赤字を削減する策が忘れ去られた感がある。社会保障制度の健全な運営のために消費税率を5%から8%に上げるという妥当な政

策を行ったが、それが財政に余裕を与えたとの理解から公共事業の財源を得たと曲解される危惧がある。さらに国民の最大の関心事である安心を確保するための社会保障制度の改革には、不熱心な取り組みしかしていない。

第三の矢である成長戦略については、次節で詳しく検討する。

2. 成長戦略

成長戦略とは日本経済を2~3%の成長率に高めるために、諸々の改革を行うものである。例えば企業の活性化を図るために法人税率を下げるとか、戦略特区を設けてその地区では格別の規制緩和策を導入して経済効率を高めるとか、労働分野での改革を進める、といった政策を実行しようとしている。

これらの政策を本格的に議論する前に、そもそも成長戦略が必要かどうかを考えてみたい。日本は少子化が進行中であり、労働力不足とそれに伴う家計消費の不振が経済成長率を負にするのが当然の帰結である、として認識しておきたい。日本人が少子化を選択した結果の下で、負の成長率にならざるをえないところに、2~3%の成長率というのは高過ぎる目標ではないかと判断できる。負の成長率なら生活水準の低下を意味するので、私見はさすがにそれは避けるべきと考え、ゼロ成長率にまで成長率を高めるという成長戦略であれば容認する。それを2~3%にまで高める策はやり過ぎだし、様々な悪い副次効果を生むので無理と判断する。

なぜやり過ぎかといえば、日本人の労働時間を不必要に長くせねばならないし、戦略特区構想は中央重視なので、中央と地方の経済格差をこれまで以上に拡大しかねないからである。戦略特区にはつけ足しのようにごく一部の地方も含まれてい

るが、ねらいは東京、大阪、名古屋地区の経済活性化である。しかもそれは大企業を念頭にしているので、中小企業への対策が置き去りにされている感がある。

様々な副次効果とは、成長率が高ければ電力を多く発電せねばならず、リスクの高い原子力発電に頼らざるをえない。3.11が再度起きれば日本は終わりになるかもしれない。さらに、経済活動を高めると、CO₂排出をはじめ、地球温暖化といった環境破壊を今まで以上に深刻化する。さらに、石油、石炭、鉄鉱石、水資源、森林といった天然資源をこれまで以上に使用することを促すので、資源枯渇問題を深刻にする。資源・環境問題を考えると、ゼロ成長率（すなわち定常状態の経済）が最適である、とする経済学説を大切にしたい。

3. 労働の規制緩和：労働時間について

成長戦略の大きな柱は労働の規制緩和なので、詳しくそれを検討しておこう。様々な政策の中で関心と呼んでいるのは、労働時間政策である。労働者には大別してホワイトカラーとブルーカラーの二種類があるが、前者に関して残業代の支払いをやめるという策が主張されている。ホワイトカラーの仕事に対する報酬は、成果に応じて支払われるべきであって労働時間の長短とは無関係であるべし、というのが根幹にある。従ってたとえ所定労働時間より長い労働をしても、企業はその時間分（すなわち超過勤務時間）の賃金を払わなくともよいのである。この考え方は一般にホワイトカラーエグゼンプション（適用除外）制度と呼ばれる。

ブルーカラーの仕事の成果は労働時間に比例し、ホワイトカラーの仕事の成果は労働時間よりも、どれだけ見るべき実績を上げたかによる、というのは一定の正当性があるので、何が何でもホワイトカラーのエグゼンプションに反対するものではない。実は第一次安倍内閣のときにもこれを導入しようとしたが、時期尚早として葬り去られた経験があるので、今一度これを目指すという気概が現政権にある。もとより産業界の意向が大きく働いている。

ではなぜ葬り去られたかといえ、これが労働時間の無制限の増大につながる恐れがあったからによる。もし残業代の支払いがないのならば、企業にとっては労働費用の節約になるのであり、魅力となる。もしホワイトカラーまでもが仕事の目標とする成果を出さずにいたら、それを出すまで異様に長い労働時間を強いられることになりかねない恐れがあった。

しかもホワイトカラーによる仕事の成果をどういう尺度で計測すべきかが明確でないと、働き手にとっても何を目標にすべきかはっきりしないことがある。例えば営業職であれば自社製品の販売高で評価できるが、総務、経理、人事、研究、技術といったホワイトカラーの仕事の達成度は、計測方法を明確にしないと納得できる成果の評価にならないことがある。

時によっては、いたずらに目標のないまま無償労働に走らねばならないことがありうる。あるいは目標が明らかであっても、それを達成するためにホワイトカラーが無理をして無茶苦茶に長い労働時間にコミットすることもありうる。これがいわゆる日本で特有の過労死が発生した一原因だったのである。

政府や厚生労働省もこれらの危惧は分かっているので、対象のホワイトカラーを格別に専門性の高い仕事をしている人とか、年収1000万円を越す人に限定するとかして、なんとかその範囲内で労働基準法を改正したいと計っている。国税庁の所得統計によると、給与所得が1000万円を越す人は管理職を含めて全体のわずか3.8%に過ぎない。既に管理職には残業代が支払われていないのであるから、非管理職で1000万円以上のホワイトカラーはほんの少数しかいないであろう。なぜこのような少数の人をターゲットにして改正を目指すのか、それは非常に小さな穴をまず空けておけば、次は穴をどんどん大きくできるだろう、という思惑が働いているからである。換言すれば、反対の少ない人だけに適用しますよ、という言い訳を用いて導入し、制度が定着すれば、一度入れれば次はもう簡単に次の段階に進むことができるという魂胆が見え見えである。

むしろここで大切なことは、第1に、ホワイトカラーの仕事は何で評価するのかを、労使の間で

明確な基準を設けておいて、それに合意しておく必要がある。第2に、深夜や休日の出勤まで残業とはせずに、特別の配慮外とする方向にあるが、これらは酷な残業とみなして特別手当を出すべきと考える。第3に、ブルーカラーを中心に、一部のホワイトカラーの残業に対するプレミアムが日本は低過ぎることのほうが深刻な問題である。例えば欧米ではプレミアムは50%が普通であるのに、日本はまだ原則25%なので低いのである。これでは無償労働に近い姿と解されても誇張とはならない。

第3のことと関係するが、ブラック企業という名が横行しているように、日本ではサービス残業が目立っている。本来ならば残業代をもらってもいいのにそれが支給されないケースが特に多く、働き過ぎの日本人の代名詞ともなっている。雇われている労働者は経営者より弱い立場にいるのは明らかなので、無償労働を企業から要求されてそれを拒否すると、解雇されるかもしれないことを恐れて、労働者はこれを渋々受け入れているのである。1000万円以上の給与のあるホワイトカラーの残業代をゼロにするよりも、まずはサービス残業をなくする策のほうが先と判断するものである。

残業代プレミアムを上げて、そしてサービス残業を少なくすれば、労働時間は確実に減少する。これらの政策を積極的に進めてほしいものである。

ここで日本の労働時間が他の先進国と比較してどのような位置にあるのかを確認しておこう。図(p.26)はそれを示したものである。注でも示してあるように国際比較には留意が必要であるが、現在では日米の労働時間が長く、英仏スウェーデンがそれに続き、ドイツとオランダが一番短い。日本人の労働時間が徐々に短くなってきたことを大いに評価するものであるが、今回の残業代ゼロ作戦が導入され、そしてサービス残業が是正されなければ、日本人の労働時間は反転して上昇に向かうかもしれない。

4. 正規と非正規労働者の処遇改善と賃金アップ対策を

安倍政権の労働問題に関する政策としては、正規と非正規の間に横たわる処遇の差の改善策はさ

ほど前面に出てきていない。日本が格差社会に入ったことは大方の認めるところであるが、格差を説明する一つの大きな要因に、正規労働者とパート、アルバイト、契約、派遣といった非正規労働者の間に存在する処遇の格差の大きいことがある。

格差是正に賛成の人は、例えば同じ仕事をしているなら一時間当たり賃金を同一にとり、非正規労働者にある雇用、医療、介護、年金などの社会保障制度への加入の制限を撤廃ないし緩和せよ、との主張がある。前者に関しては、日本では完全に同一にするにはまだ無理があるので、できるだけこの原則に近づく政策を採ってほしいものである。それへの対策の一つは、最低賃金額のさらなるアップ策である。後者に関しては、民主党の政権時代にやや進んだが、自民党政権もこれに続いてほしいものである。

もう一つの方法として論議されていることは、正規と非正規との間に「限定正社員」という新しい種類の雇用形態をつくって、できるだけ正規労働者として処遇せんとする方策である。例えば地域限定、特定の職務限定という制約の下で雇用して、その人には正社員として扱うのである。しかしそれら特定の地域での仕事や職務そのものがなくなったときは解雇もありうるという契約なのである。偽装正社員にすぎない恐れがあるので、雇用契約の際には明確な条件をお互い認識しておく必要がある。

むしろ所得税制との関係で女性パート労働者における103万円と130万円の壁をどう打開するかの論議がなされているが、社会保険の壁に関しては配偶者とは無関係に、すべての労働者に社会保障制度に個人として加入できる制度にすれば解決できるのである。従って民主党の行った政策をもっと押し進めてほしいものである。政権交代があると前政権の政策を、たとえそれが多くの人にとって好ましいことであっても、前政権の悪夢を消すためにそれらを葬り去ることがよくある。そういうことはあってはならないと思う。

第二次安倍内閣で良い政策をしていることにも言及しておきたい。それは既に述べた最低賃金額のアップ策である。家計所得を上げて家計消費を刺激し、景気回復を成功させたいため、内閣はこの政策を主張した。民主党政権のときよりアップ

額そのものの大きさは小さいが、もともと自民党は経営者側の意向に反することはさほど主張してこなかっただけに、最賃アップの声は評価してよい。これには経営側は乗り気ではなかったが、景気回復の兆しがあるだけに、渋々でも応じようとしている。

しかし最賃を含めた賃金上昇策は今のところ大企業で好況の企業だけに限定されていることが残念である。大企業が潤えば中小企業にもそれが波及するような仕組みに、日本の産業組織はなっていないものである。その一つの対策は、中小企業が大企業に（あるいは下請企業が親会社に）製品や半製品、あるいは部品を搬入するときに、その仕入価格の値が不当に低く抑えられないようにすることが肝心である。大企業や親企業は中小、あるいは下請企業よりも強い立場にいるので往々にして低く抑えられることがある。政策当局の適切

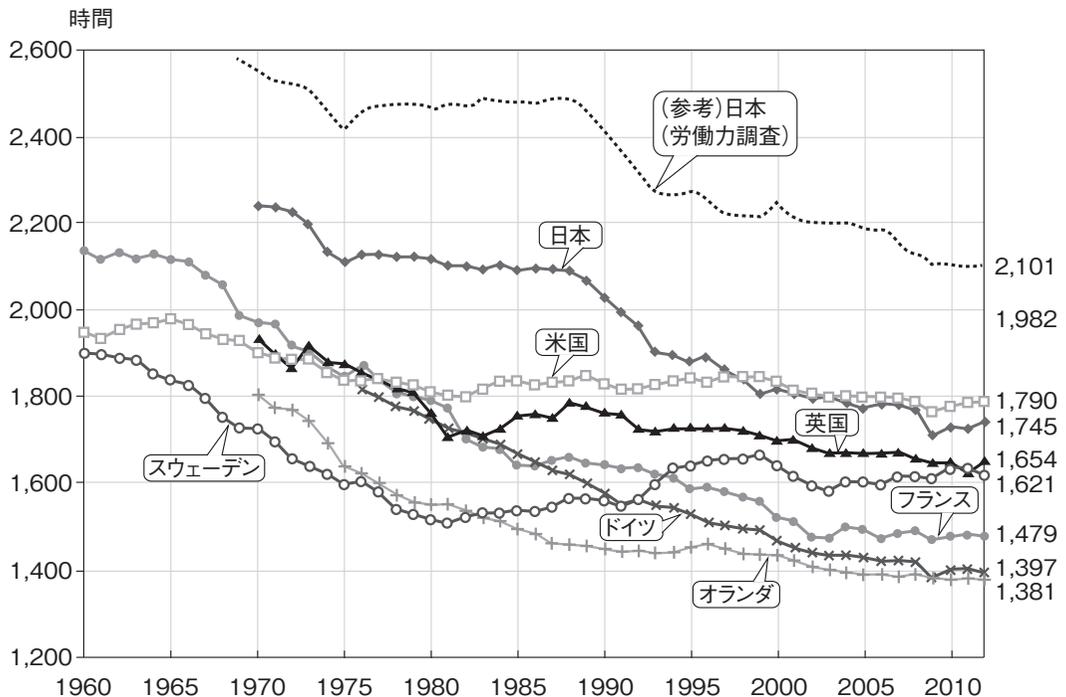
な監視と罰則適用が切に望まれる。

5. 女性対策と少子化対策

安倍首相の真偽を計りかねている点の一つあるので、それを述べておこう。安倍首相は女性の活用策を主張しており、例えば官庁での人事で女性を抜擢したり、所得税における専業主婦の控除策を廃止にして、女性労働を推進しようとしている。第一次安倍内閣時代に政府の男女共同参画会議の議員を務めていた筆者であるが、そのとき首相はまったく女性の地位向上や活用策に関心がなかった、という記憶しかない。彼は保守的な男性中心主義者である、と理解していたのである。なぜ第二次内閣になってから豹変したのだろうか。

推察するに、第1に日本の少子化問題が深刻であることを首相も悟り、労働力不足は女性の労働

年間実労働時間の国際比較（1960～2012年）



(注) Employment Outlook ベースのこのデータは、各国の時系列把握のために作成されており、厳密には資料の違いから特定時点の国際比較には適さない。フルタイム、パートタイム、自営業を含む。ドイツ1990年以前は西ドイツ。日本（労働力調査）は非農林業雇用者の週間就業時間の年間換算値（×52.143）。

(資料) OECD. Stat 2013.7.18、総務省統計局「労働力調査」

参加で補う必要があると思うようになった。これは成長戦略を掲げる内閣としては当然の策である。第2に、世界各国で女性の進出が目立つようになり、日本がその流れに大きく遅れていることを知るようになって、渋々首相もその流れに追いつく方針を採るようになった。このように消極的な動機にせよ、安倍内閣が女性の活用策に熱心になりつつあることはよいことである。しかし最初に述べたように安倍首相は女性問題に対する関心は低い人ただけに、現在採用されている政策は単なる人気取りにすぎないかもしれない、と危惧するものである。

経済成長戦略としてもっとも効果的な政策は、出生率の増加策であることを強調しておきたい。子供の数が増えると将来の労働力は増加するし、家計消費の増大をも発生させるので、経済成長率を高めることにつながるのである。歴代内閣がもう20年間も少子化対策を掲げてきたが、どの内閣も成功していない。第二次安倍内閣も例外なく少子化対策を成長戦略の一環として掲げているが、大胆なものではないことが気になる。

例えば、いくつかのヨーロッパ諸国のように見

童手当を大幅にアップさせることはあってよい。摘出子と非摘出子の間の扱いに差を設けないことも考えてよい。さらに、子どもを育てるのにもっともお金のかかる教育費用を、国家が負担する割合を大幅に上げる政策も必要である。これらの政策は「小さな政府」を是とする安倍内閣の方針と異なるので、期待薄としか言いようがない。

少子化による労働力不足を見越して、単純労働に従事する外国人労働者（いわゆる技能研修生）の滞在期間を5年に延長する案が検討されている。この案は受入国の事情のみによる政策である。移民労働に頼ることを日本が決めるのなら、移民する人々のことも配慮しながら移入国の論理だけではなく、確固たる移民対策を本格的に決定してから、受入れ政策に入るべきである。少子化対策として移民の導入に私は必ずしも反対ではない。国民の合意があるなら、誰も不利益にならない移民政策の確立が必要である。

（たちばなき としあき、京都大学名誉教授、京都女子大学客員教授）

安倍政権による派遣法制の改変構想批判

伍賀 一道

I 安倍政権の「雇用流動型労働改革」

「世界トップレベルの雇用環境」をめざす安倍労働改革は、①雇用維持型から労働移動支援型への政策転換、②派遣労働の規制原則の転換、③正社員の二分割（無限定正社員、限定正社員）による雇用契約終了ルールの別枠化、④労働時間規制の緩和、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入などからなる。これらは従来の雇用と働き方・働かせ方の転換をはかるもので、正規雇用の縮小と無限定な働き方の拡大、派遣労働者など非正規雇用の増加をもたらすことが危惧される。①および②の底流にあるのは、セーフティ・ネットの弱体化（失業時生活保障の未確立、生活保護基準引き下げ+非正規雇用への強制的誘導）と人材ビジネスの活用（雇用調整助成金の縮小、労働移動支援助成金の拡充）である。

ところで、最近、マスコミでにわかに「人手不足」が取り上げられるようになった。外食産業ではアルバイトの時給を1500円に引き上げてにもかかわらず求人を満たすことができず、閉店に追い込まれたことが話題になっている。これは若者を使い捨てにする従来の雇用管理手法が限界にぶつかったことを示すもので、安倍政権によって雇用状況全体が好転したわけではない。

図表1が示すように、2013年1～3月期以降、対前年同期比の正規労働者数は減少を続ける一方、非正規雇用は増加し続けている。雇用形態を見る限り、民主党政権下の2012年よりも厳しさが増している。安倍「労働改革」の構想する労働者派遣法改正が現実化すれば、派遣労働者を利用する企業は増加する一方、正規雇用は縮小し、雇用の劣化がさらに進行するのではないかと懸念される。

図表1 雇用形態別労働者の増減
(対前年同期比)

(単位：万人)

	正規雇用	非正規雇用
2011年1-3月期	-47	105
4-6月期	58	26
7-9月期	-49	23
10-12月期	-50	37
2012年1-3月期	0	-14
4-6月期	-46	-1
7-9月期	-7	25
10-12月期	5	0
2013年1-3月期	-53	65
4-6月期	-53	106
7-9月期	-32	79
10-12月期	-47	122
2014年1-3月期	-58	100

(注)東日本大震災のため、2011年3月～9月まで福島・宮城・岩手の三県では「労働力調査」が実施できなかったため、2011年1～3月期から同年7～9月期、および12年1～3月期の数値は推計値である。

(出所)「労働力調査」(詳細集計)長期時系列表より作成。

II 派遣切り以降の派遣労働の動向

図表2のとおり、リーマンショック後の世界恐慌のもとで大企業を中心に強行された派遣切り・非正規切りによって、派遣労働者は2008年から09年にかけて男性18万人、女性13万人減少した。非正規雇用全体も38万人減少している(1765万人→1727万人)。2010年以降、非正規雇用は増加に転じたが(2010年1763万人、11年1811万人、12年1813万人、13年1906万人)、派遣労働者に限って見れば、12年まで減少を続け13年になって増加基調になった。これは2012年の派遣法改正による日雇い派遣の原則禁止なども影響していると考えられる。派遣切りに対する社会的批判の高揚を背景に、大手企業が派遣労働者を活用することに対し慎重になったこともあろう。

しかし、その一方で派遣形態を回避しつつ、事実上の派遣労働と同様の働き方が広がっていることに注意しておかなければならない。第1に、派遣労働を業務請負形式に切り替える手法である。この中には、ユーザー企業と派遣業者との派遣契約のみならず、派遣業者と派遣労働者との間の労働契約の両方を請負契約に切り替える手法が見られる。派遣労働者は「個人業主」とされる。この場合、「就業構造基本調査」や「労働力調査」などの雇用統計では派遣労働者とカウントされず、契約社員などに含まれている可能性が大きい。

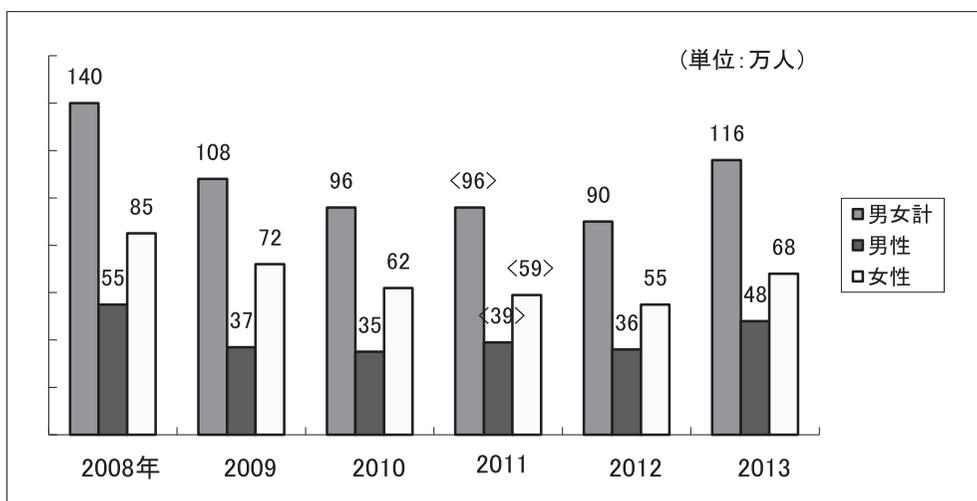
第2に、原則禁止された日雇い派遣に代わって「日々職業紹介」の形態で事実上の日雇い派遣が復活している。この場合も統計では派遣労働者として数えられない可能性がある。いずれにせよ、派遣労働に限りなく近い働き方（間接雇用）は減少することなく日本の労働市場の底辺で拡大して

いると考えられる。

とはいえ、派遣業者・請負業者など人材ビジネス産業にとって派遣労働をめぐる現状は決して満足できるものではない。加えてユーザー企業も派遣労働をもっと自由に活用することで競争力を高めたいと望んでいる。とりわけ派遣労働を利用できる期間制限（いわゆる26業務以外の場合、上限3年）の撤廃が最も大きな要求事項である。こうした派遣労働をめぐるユーザー企業サイド（経済界）と人材ビジネス業界の要求を受けて安倍政権の成長戦略の基軸に派遣労働法制の大転換が位置づけられることとなった。

2014年6月に閣議決定された「新成長戦略」（『日本再興戦略』の改訂について）の中短期工程表にも「労働者派遣制度の見直しの早期成立を図る」と記載されている。

図表2 派遣労働者の推移



(注)2011年は推計値である(図表1の注参照)。

(出所)図表1に同じ。

Ⅲ 安倍労働改革の派遣労働改変策は何をもたらすか

1 労働者派遣法改正法案の骨子

「労働政策審議会建議」(2014年1月)は、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」報告(2013年8月)に沿って、派遣先が派遣労働のシステムを実質的に期間制限なしに使えるように

転換することを容認した。このとおりに派遣制度が改変されるなら、常用雇用の代替に派遣労働を使わないという原則(常用雇用の代替防止原則)を根底から覆し、派遣先企業が使用者としての責任を負わないまま長期にわたり派遣労働者を使い続けることが可能になる¹。正社員への転換を求める派遣労働者の願いはかなわず、生涯にわたって派遣社員のまま同一派遣先に留め置かれる事態

も予測される（無期雇用の派遣労働者の場合）。これを「雇用の安定」と呼べるだろうか。

2 「派遣労働の常用雇用代替防止の原則」は何を意図したものか

派遣法制定時（1985年）、当初の法案では派遣対象業務の限定（専門的業務および特別の雇用管理を必要とする業務）のみを設けていたが、参議院社会労働委員会で法案が修正され、派遣期間についての制限措置が追加された。修正の趣旨は「派遣先における常用雇用労働者の代替を促進するといった弊害を防止するため」であった。

安倍労働改革の推進論者が派遣労働者の保護にはならないと批判する「常用雇用の代替防止原則」の趣旨は、1999年の派遣法改正によって新たな意味が追加されたと考えるべきである。この法改正で派遣対象業務を原則自由化（ネガティブリスト方式）する際に、「臨時的・一時的業務」に限るという規定を新たにおくことで、長期間にわたって常用雇用労働者の代わりに派遣労働を使用する事態に歯止めをかけた（ただし、政令26業務は除く）。労働者が派遣労働者の地位に長期間とめおかれる事態を防ぐという、派遣労働者保護の目的が付加され、派遣先が派遣労働者を長期間使用するのであれば、当該労働者を派遣先の直接雇用へ転換すべきと定めたのである。このことは、99年法が専門26業務以外の「自由化業務」について派遣期間の上限を1年とし（後に3年に延長）、派遣先がこれに違反した場合は、「当該派遣労働者が希望する場合には（派遣先に対して——筆者）その派遣労働者の雇入れを勧告、これに従わない場合は公表」という規定が設けられたことから明らかであろう。

3 派遣対象業務区分の撤廃について

今回の派遣法改正法案は、「政令26業務」および「それ以外の業務」という、これまでの派遣にかかわる業務区分を撤廃し、派遣労働者と派遣元との雇用契約が有期契約か無期契約かの相違によって派遣の規制を区分するというものである。女性派遣労働者に多い「一般事務」、男性派遣労働者が多数就労する「物の製造」業務などに3年の期間制限を課している現行法制を改め、派遣労働という働き方を長期にわたって安定的に活用できるようにしたいというのが派遣先、派遣元双方

の強い希望であろう。改正法案が派遣対象業務区分を撤廃し、少なくとも派遣労働者を入れ替えれば派遣労働というシステムを派遣先が永続的に活用できるように改める方針は、派遣労働を「臨時的・一時的業務」に限定してきたこれまでの基本原則の大転換である。

4 派遣労働者の「雇用の安定」につながるか

派遣法改正案では、無期雇用の派遣労働者については同一派遣先に期間制限なしに派遣可能となるが、それ以外の派遣労働者については、従来の26業務であっても同一派遣先の同一組織での就労は上限3年に限られる。同一派遣先であっても部署が変われば新規派遣の扱いとなるため、実際には職場を変更することで3年を超えて就労させることが可能である。ただし、派遣先は派遣労働者の「働きぶり」をチェックし、求める基準に合致しない場合は、派遣契約を終了することで3年以前に事実上雇止めするであろう。

他方、無期雇用の派遣労働者の場合でも、派遣先は派遣元との派遣契約を無期契約にするわけではない²。現行の派遣契約が終了した後、派遣元が別の派遣先を見つけることができなければ、派遣元は派遣労働者を雇い続けることは難しい。

5 派遣労働者のキャリアアップによる労働条件引き上げは可能か

今回の派遣法改正案では、派遣労働者に対する「段階的かつ体系的な教育訓練等」によりキャリアアップをとおして処遇の改善を実現するとしている。それに向け派遣元に対して教育訓練の実施義務を課している。特に無期雇用の派遣労働者の場合、派遣元は「職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにしなければならない」とし、また派遣先に対しては派遣労働者と同種の業務に従事する労働者に対する教育訓練を派遣労働者に対しても実施するよう配慮を求めている（法案要綱）。キャリアアップこそが派遣労働者の労働条件改善の決め手という位置づけである。

ではキャリアアップは派遣労働者の労働条件引き上げに結びつくだろうか。労働政策研究・研修機構『派遣労働者の働き方とキャリアの実態——派遣労働者・派遣先・派遣元調査からの多面的分析』（労働政策研究報告書 No.160、2013年）は、派

遣元にとって登録型派遣労働者への教育訓練投資は回収されにくい構造があることを指摘している。なぜならば、登録型派遣労働者は複数の派遣会社に登録しており、教育訓練を受けた派遣会社と異なる派遣会社から派遣される可能性があるため、教育訓練投資を回収できないリスクがあるからである。

派遣法改正案が構想しているように派遣労働者に対する教育訓練を派遣元に義務づけたとしても、そのことが派遣労働者のキャリアアップにつながる保障はない。労働政策研究・研修機構の上記報告書は、派遣労働者の大半を占める事務職や製造業務職の労働条件の引き上げにつながる見通しは定かでないことを明らかにしている。「派遣労働は臨時的・一時的業務に限定する」というこれまでの原則を大転換し、派遣労働者を派遣の地位のままにとどめることを正当化する根拠としてはあまりに貧弱である。

IV むすび

2014年3月に国会上程された派遣法改正法案は、条文の表記ミスもあって実質審議に入れず国会閉会に伴い廃案となったが、今秋の臨時国会に再上程される可能性が大きい。日本の派遣法改正に対しては海外のグローバル人材ビジネス業者も注目しているであろう。すでにマンパワー、アデコ、ランスタッドなど外国資本の大手業者が日本各地で事業展開しているが、法改正を機に派遣市場が一気に拡大することを期待し、別の業者も参入のチャンスがうかがっていると思われる。EU諸国のように派遣労働者と派遣先の同種の業務に従事する正規労働者との均等待遇原則のない日本では、ユーザーおよび派遣業者にとって派遣労働を活用することで大きな利益を上げることができるからである。

「日本経済新聞」(2014年6月27日付)によれば、厚生労働省は人材ビジネス業者が派遣業と職業紹介業の窓口を区分することを義務づけている現行

規制を緩和する方針とのことである。現行規制は、正社員の職を求めている求職者が業者によって派遣労働者に誘導されることを防止するために設けられたものである。この規制緩和によって正社員から派遣への転換が加速することになる。職業紹介の場合、紹介手数料の上限規制があり、しかも取得できる期間も限られている。派遣業にはこれらの規制がないため、派遣契約が続いている期間中はいつまでもマージンを取得できる。一般に人材ビジネス業者にとっては職業紹介よりも派遣の方がメリットが大きい。

現在の派遣労働者の平均時給は1200円台（登録型派遣）から1400円台（常用型派遣）である（厚生労働省「派遣労働者実態調査」2012年）。仮に年間2000時間働いても年収は300万円に達しない（それも派遣の仕事が途切れることなく続くことが大前提なのだが）。これでは単身者が自立して生活することは困難である。結婚し、子どもを育てることはさらに難しい。派遣労働者の拡大策は日本社会の持続可能性と矛盾する。

日本の雇用と労働のありように重大な影響をもたらす派遣法制の改変に対して、労働時間法制の改変策（ホワイトカラー・エグゼンプション）とともに社会的関心が高まることを期待したい。

〔付記〕小論は労務理論学会第24回全国大会（2014年6月22日、名城大学）における報告要旨に一部加筆したものである。

（ごか かずみち、金沢大学名誉教授）

1 派遣法改正法案では、無期雇用の派遣労働者の場合は同一労働者のままで、有期雇用の場合は「人」を入れ替えることで、派遣先は派遣労働を事実上期間制限なしに利用可能となる。

2 厚生労働省「派遣労働者実態調査」(2012年)によれば、労働者派遣契約期間は「3ヶ月以下」が53.6%、「6ヶ月以下」まで広げると70.9%になる。

フランスの社会的経済・連帯経済法の成立と意義

—雇用創出の新しい形態—

石塚 秀雄

1. はじめに

2014年7月25日、フランス国民議会は、社会的経済・連帯経済法(ESS法、Loi Economie Sociale et Solidaire)を可決した。これは1年以上にわたる議会での左派の提案による審議の結果、左右の党派勢力の合意の結果成立したものである。この法律の画期的な点は、いわゆる社会的企業と呼ばれるもの、すなわち、民主的で社会的有用性をもった企業による雇用および仕事の創出の推進を目指すという目的をもったものであるということである。いわゆる新自由主義的な政策が、企業の富を増やすことが国民経済の発展と主張し、まず大企業が繁栄すれば、順次、下方に向かって経済効果および富の分配が進むという「トリクル・ダウン」効果が顕れると言うが、その実効性が現実には現れず、実際においては経済格差・社会格差が現出していることは、日本においても周知の事実

である。それに対して、社会的企業の考えは、雇用・仕事の創出それも国連やILO(国際労働機構)の提唱する「ディーセントワーク」(尊厳のある労働)を創出することで、労働者・勤労者の労働生活の質を高め、なおかつ社会的有用労働を創出することこそが、社会的に重要であると考えた立場であり、いわゆる新自由主義的雇用政策とは対極にある発想である。このような社会的企業推進のための関連法律は2000年を前後して、いくつかの国で法制化あるいは法案化されている(イタリア2005年、イギリス2004年、フランス2004年、韓国2013年、スペイン2011年など。アメリカは2012年に提案されるも廃案)。これらの法律についての国家・公権力側の目的としては、なによりも社会的有用性を目的とした企業を通じて雇用創出の促進支援ツールを整備化することである。

しかしながらフランスにおいては、これらの社会的企業というものをゼロから作りだそうという

表1. フランスの社会的経済の規模、事業所数(2011年)

	協同組合	共済組合	アソシエーション	財団	社会的経済合計	一般企業
農業・漁業	1,129	0	695	5	1,829	129,237
工業	2,445	18	275	2	2,740	423,327
商業	4,304	820	4,439	51	9,614	705,606
金融保険	15,182	5,301	298	2	20,783	71,927
情報	2,518	56	15,240	90	17,904	428,062
教育	221	5	20,407	98	20,731	82,400
医療	33	647	3,777	173	4,630	84,765
社会サービス	58	587	32,100	708	33,453	20,397
その他サービス	222	8	110,708	247	111,185	109,163
合計	26,112	7,442	187,939	1,376	222,869	2,122,418

出所：Insee. Effectifs salarés de l'économie sociale . 2011

表 2. アソシエーションの種類

法人番号	種類
9210	非届け出アソシエーション non declare
9220	届け出アソシエーション declare
9221	経済活動労働挿入アソシエーション
9222	仲介アソシエーション(労働挿入)
9223	雇用者グループ
9230	公益活動認定アソシエーション
9260	労働権アソシエーション

Insee. 2014

表 3. 社会的経済の賃金労働者人数(2011年)

	協同組合	共済組合	アソシエーション	財団	合計	社会的経済以外
農業・漁業	7,052	0	－	－	10,804	227,765
工業	46,667	－	4,425	0	51,280	4,738,205
商業	60,623	4,495	26,897	651	92,666	5,316,079
金融保険	165,782	85,718	－	－	255,187	592,456
情報	20,769	1,152	110,177	5,630	137,728	3,229,856
教育	－	－	335,639	7,364	345,251	1,473,495
医療	－	－	130,052	24,070	175,747	1,350,055
社会サービス	－	－	859,766	31,239	910,471	560,229
その他サービス	－	－	344,395	2,267	348,541	479,410
合計	306,040	131,107	1,818,728	71,300	2,327,175	20,294,918

出所：Insee. Effectifs salaires de l'economie sociale . 2011

ことではない。この ESS 法における社会的経済企業の定義では、協同組合、共済組織、アソシエーション（非営利組織）、財団、社会的企業など、すでに存在する多くの非営利・協同的事業形態が対象となっている。法案説明書によれば、フランスにおけるこれらの社会的経済の現在の規模はフランスの国民総生産の約15%と少なからぬ比重を占めている。

したがって、ESS 法は、単に社会的経済企業を促進しようというのではなくて、国家および公権力の支援および社会的経済・連帯経済セクター自らの事業として、社会的有用性の高い且つ労働者にとっても良い仕事（ディーセントワーク）を作りだそうという労働政策の一環である。ESS

法はそのために一連の金融財政手段をとれるようにしたところがポイントである。

2. 社会的経済・連帯経済法 (ESS 法) の目的

ESS 法は5つの目的を持っている。第一に地域経済の活性化のツールである。すなわち地域の中小企業としての社会的企業の活性化と創出である。中小企業については、日本と EU とでは、その性格付けは若干異なる。日本で2010年にできた中小企業憲章は EU の中小企業憲章をモデルとしていると思われるが、その企業規定には異なる点がある。すなわち EU の「スモールカンパニー・

チャーター」においては、社会的企業もその中に含まれ、全体として憲章は社会的有用性と企業民主主義が重視されているが、日本の中小企業憲章についてはその点は不十分である。第二に、社会的経済セクターが協力して、新しい雇用創出一層貢献できるような手段を講じていることである。すなわち、行政による雇用創出のための財政的支援（フランス銀行、公的投資銀行 Bpifrance など）ばかりではなくて、社会的経済セクター自体の財源を活用して雇用創出を促進しようとするのである。

第三に、社会的経済・連帯経済セクターの存在自体を一層、社会的に認知させようとするのである。それは連帯の強調である。連帯経済という用語は学問的議論の用語であるが、フランスにおいては、連帯経済省というものも設置されたことがあるように、広く行政の労働・中小企業・社会政策の中に位置づけられている用語である。フランスにおいては1980年代より社会的経済セクター推進のための法や制度の整備化を図り、同時にEU（ヨーロッパ連合）もまた同様な政策を採用してきたが、その目的はなによりも地域経済の活性化および雇用の創出という公権力側の目的があった。第四に、ESS法は、既存の協同組合法に対して、新たな雇用創出という社会目的のために、各種協同組合法の一連の法改正を伴うものであることである。もっともこれまで社会的経済・連帯経済セクターは、EU雇用政策の一環として、労働挿入企業（WISE）の促進支援を進めてきており、フランスも例外ではなかった。これはいわゆる社会的企業であり、若者・障害者・長期失業者・社会的弱者などの労働市場への再挿入あるいは復帰を図るものである。このESS法は、その取り組みをさらに拡大して、一般労働者をも対象にしたものとも言える。一言でいえば、新規社会的企業のための資金支援などがしやすいようにしていることである。しかし、このことが、従来の協同組合原則にどのような影響を与えるのかどうかについては、より詳しい検証が必要であろう。第五に、ESS法は社会的経済セクターで働く労働者により権力を与えようとするものである。フランスにおいては社会的経済セクターの企業は中小企業の範疇に区分されており、また逆に中小企

業は社会セクターに属するものと見なされている。中小企業の中で、とりわけ社会的企業は社会的有用性を有するものとみなされている。日本においては、公益性としてのみ議論されがちであるが、国家・公権力が公益性のみならず、社会的有用性を属性とする企業を推進支援することの必要性が、このESS法においては十分認知されている。それはなによりも労働者の権能がより拡大することが伴っていなければならない。企業の社会的責任の行使が労働者の犠牲や抑圧の基礎の上に成り立つものであってはならない。労働者の幸せが社会の幸せでなければならないという基本的考えが大切である。

3. 雇用創出の社会的企業のための資金

第一に、国・公権力側からの資金支援は、主としてフランス銀行および公的投資銀行（Bpifrance）を通じて行われる。フランス銀行は、1800年に設立された国営銀行である。公的投資銀行は2013年からスタートした新規の銀行である（2012年12月31日付法1559号）。法人格は株式会社であるが、出資は国が50%および供託局が50%であり、政府の100%子会社である。また、保険会社などの民間資金も入っている。公的投資銀行は普通の銀行ではなく、その目的は、地域の中小企業・労働挿入企業の金融支援である。設立の趣旨の中では「社会的経済・連帯経済企業に向けた金融」としている。公的投資銀行は地方に42支店を持ち、地域対応している。10年程度までの少額中期出資を基本として（30万ユーロから5千万ユーロ程度）、社会的経済企業（非営利組織、地方自治体等を対象に含む）の中でも新技術、医療社会サービス、環境、代替エネルギーなどに注目して融資・寄付・投資をずしてしている。公的投資銀行は、この方式を参加的金融（la finance participative）と呼び、一般銀行や英米型のいわゆる従来の主要な金融方式とは異なるものと位置づけている。この参加的金融は、英語圏におけるクラウドファンディング（群衆資金調達、crowdfunding）と類似しており、ソーシャルファンディングともよばれるものと類似している。これは、

たとえばインターネットを通じて、社会的に役に立つ企業などに少額の投資・寄付などをするものである。2013年度の予算は8,000万ユーロ（約120億円）である。2012年の実績は融資総額4,000万ユーロ（起業、融資、少額貸し付け等）、6万件、寄付に基づく事業計画60件である。

第二に、しかしながら、英米型のソーシャルファンディングと、今回のESS法の趣旨の違いは、社会的経済セクターの諸事業組織自体が、資金調達・出資・投資を雇用創出のための社会的企業に対して行い易くしようとしている点である。協同組合が外部に出資をしたり、逆に出資を集めるために参加証券を発行するための制度的整備は、すでに1991年1月4日付政令第14号「投資協同組合証書所有者の特別総会に関する政令」によって、協同組合における参加証券の取り扱いに関して、一定の取り扱いが定められた。この法律は当時においても社会的経済法の一部として分類されていた。その後、フランスにおいては、社会的連帯金融制度が作られた。これは2001年2月19日付法第152号「勤労者貯蓄法」(loi sur l'épargne salariale)に準拠して展開された方式であり、ヨーロッパ各国の一連の倫理銀行（協同組合銀行ほかによる）社会的企業推進事業が進められた。フランスのこのモデルでは、フィナンソル（連帯金融）のブランド認定を受けた社会的有用事業の企業や非営利組織に出資・投資・寄付などが勤労者サイドから銀行を通じて行うという方式であった。すなわち、勤労者が社会的企業に投資を行い育成するという、新しい社会的連帯に基づく金融モデルであった。この社会的連帯金融の制度の普及は依然として重要な課題であるが、今回のESS法の特徴は、社会的経済企業（協同組合・共済組織・アソシエーション・社会的企業）などにおける資金調達・出資を相互により活発化してできようにして、社会的有用性をもった社会的企業の育成とディーセントワークを担保された雇用を増加させようということにある。ESS法はこの7月末に議会で可決されたばかりであり、同法による参加型出資という方式が、従来の協同組合原則にどのような影響あるいは変更をもたらすのかは、まだはっきりしない。ともかくも、各種協同組合が、単なる相互扶助とか組合員利害の枠内で運営

されてきたことに関して、協同組合資本あるいは出資というもののオープン化あるいはより社会化されていくことは間違いない。おそらくこのことについては、日本の協同組合学界でもそれなりの議論がなされることになるであろう。すなわち、協同組合の自律性が公的統制の強化により脅かされるのではないかという論点も当然ながら含まれるであろう。

しかし、今回のESS法は、従来の社会的経済セクターの自らの財源すなわち民間資金および勤労者資金だけで取り込まれる方式であるのに対して、今回のESS法の特徴は、公的資金が積極的に社会的経済セクターを社会的有用労働の創設と実行の主体であると認知して、財政支援を行うということにある。労働市場における雇用の創出は、民間の当事者（事業主と被雇用者）同士の問題であるが、社会的安全（社会保障）の立場からすれば、当然ながら国など公権力の関与も必要である。もちろん、フランスにおいても大企業向けに雇用補助金などを公的支援するなどの方式は存在するが、ESS法は中小企業とりわけ社会的経済企業に特化して雇用創出を目指すものである。国民経済は雇用創出してこそ、税徴収ができるものであり、また労働者にとってよりよい労働を実現することこそが、社会生活の安定をもたらすものである。

ESS法による公的資金支援の実施については、全国に26カ所あるESS地方評議会（CRESS）を通じて行われる。CRESSは地方自治体、社会的経済企業代表者、関連金融機関などにより構成され、労働者教育や寄付金取り扱いなども業務に含まれる。また、CRESSは社会的経済企業における労働条件・賃金政策などについての報告義務を課している。これは同法が社会的有用性の実現とともに労働者にディーセントワークを保障していくという目的からして当然である。

4. 社会的経済・連帯経済法における協同組合等の取り扱い

ESS法が対象にしている事業組織形態は、広い意味で社会的連帯的経済企業であって、単に協同組合にとどまらない。また、倒産中小企業の社

会的企業（とりわけ労働者協同組合）としての再建のための従業員むけ資金支援なども含まれる。

さて、ESS法は全53条からなる。第一条は社会的経済・連帯経済の定義では、要約するとおおよそ次のように条件付けられている。①単に利潤分配だけでない目的を有すること。②民主的ガバナンスの保障。組合員や従業員が経営参加すること。③利潤は主として企業目的に充当すること。義務的積立金は個人に分配されないこと。④清算時の資産は他の社会的経済・連帯経済企業に譲渡すること。⑤社会的経済・連帯経済企業とは、協同組合、共済組織、相互保険会社、アソシエーション、社会的有用性をもつと認定された一般会社。

第二条では、これらの企業が実施する社会的有用性とはなにかについて規定している。すなわち、①社会的弱者、社会サービスの受け手など、社会的企業の労働者・利用者・組合員などになれる人に対する活動。②社会的排除・医療、社会、経済・文化などで不平等を被っている人たちに対する活動と、地域社会における包摂統合の活動。③経済、社会、環境、代替エネルギー、国際連帯などの活動。

第二条追加では、労働者に対する情報開示の義務として、おおむね次の事項が掲げられている。すなわち、①民主的ガバナンスの方式、②企業事業戦略、③経済と雇用の地域化の状況、④賃金政策、専門教育政策、労働安全・労働者福利政策、⑤利用者との共同の地域的取り組み、⑥企業における人権差別等撤廃の取り組み。

第三条以下の各条では、ESS評議会の設置、国や地方の役割、ESS企業の認定方法などが記されている。この場合、連帯と社会的有用性が判断基準とされている。第7条では、ESS企業の性格をおおむね次のように定めている。すなわち、①労働挿入企業、②仲介アソシエーション、③社会的挿入宿泊センター、④地区事業所（レジエデ

カルチエ）、⑤障害者労働企業、⑦在宅サービス事業所、⑧社会サービス事業所、その他。

第14条以下は協同組合規定の修正が列記されている。対象となる事業組織（企業）は、生産協同組合（労働者協同組合）、社会的共益協同組合（SCIC）、小売業協同組合、安価住宅協同組合、職人・運輸協同組合、農業協同組合、雇用活動協同組合、漁業協同組合、共済組合、相互保険会社、アソシエーション（非営利組織については助成金の取り扱い）、財団（寄付の取り扱い）、環境組織（代替電力事業）などである。

協同組合については、とりわけ生産（労働者）協同組合（SCOP）について多く条文を割いている。SCOPはなんとと言っても雇用創出の中核組織であり、より市場での活動および資金の出し入れをしやすいように規定を改正している。その一つは事業のグループ化である。これは非営利・協同組織も子会社をグループの中にも含むことができるようにしたものである。もう一つは、組合資本（出資金）の半分以下を外部から資金調達可能にしたことである。したがって、労働者組合員の占める出資金は最低51%ということになる。また従来、社会サービスに限定されがちであった社会的共益協同組合（SCIC）の事業分野もより多様化し地方自治体との協働もしやすくしている。いわゆる公的市場あるいは公契約の分野でもESS法によりESS企業が受注や委託契約を受けやすくしている。地域社会の活性化は、雇用の創出と質の良い財とサービスの提供、労働者自身が働やすいということの三位一体でなければならない。そうした事業を公権力の認識と財政的支援および社会的経済・連帯経済セクターの努力の組み合わせによって、促進しようというのが、フランスの今回のESS法の目的であると言える。

（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

報告書

◎非営利・協同総研いのちとくらし10周年記念視察旅行Ⅱ

イタリアの非営利・協同の医療福祉と社会サービスの視察報告書

100p、頒価500円、ISBN 978-4-903543-11-3

発行日 2014年6月14日

2013年10月26日（土）～11月4日（月）実施のイタリア視察報告書です。
イタリア・ボローニャにおける地域医療と介護の現状や、社会的協同組合が運営する高齢者介護施設、障害者サービス、地区の社会福祉政策や高齢者が中心となって運営する社会センターなど、多くの写真とともに視察先を詳細にたどることができます。（表紙2色、本文モノクロ）。

●目次

日程概要	事務局
イタリア医療機関と医療制度の変遷と非営利・協同セクター	石塚秀雄
ボローニャの医療機関と非営利・協同組織	石塚秀雄
ボローニャ地域医療視察報告	村口 至
カッシーナ・デル・ロンコおよびカッシーナ・コルテヌオーヴァ	高山一夫
イタリア・ミラノの家庭医訪問 —STUDIO MEDICO BARDI MONTANI SUTTI—	小磯 明
民主的医師協会（Medicina Democratica）とミラノ大学でディスカッション	小磯 明
ベアータ・ベルギーネ・デッレ・グラッツイエ	高山一夫
ソチエタ・ドルチェ（Societa Dolce）	八田英之
ヴィラ・ラヌッチ（Villa Ranuzzi）	八田英之
マジョレ・ボローニャ病院（Maggiore Hospital）訪問記録	吉中丈志
コンフコープ（Confcoop）とは	岡部 茜
ダビデ・ピエリ氏（コンフコープ）によるイタリアの協同組合概要説明	竹野政史・竹野ユキコ
障害のある人のライフサイクルを通じた支援を考える —社会的協同組合 Domus Assistenza の施設 Casoni 訪問から—	深谷弘和
就労支援職業訓練施設・障害者作業所オアシ（OASI）	伊藤 淳
社会的協同組合 COpAPS 訪問記	中川雄一郎
イタリアの社会的協同組合を見て	二上 護
ボローニャ市ナヴィレ区の「地域の社会的計画 piano social del zona」—地区の運営、保健医療、社会福祉サービス施策—	小磯 明
ボローニャ市ポルト区ジョルジョ・コスタ社会センター —Centro Sociale Giorgio Costa—	小磯 明
イタリア視察から帰って思ういくつかのこと	今井 晃
コンフコープウェブサイトの視察団訪問についての記事（翻訳）	竹野政史・石塚秀雄



〈医療政策・研究史〉（5）

八面六臂の巻

野村 拓

●大阪大学アジア医学踏査隊

1966年はライフワークの「医療政策史」と、いささか無鉄砲な見切り発車のシェーマ・ストーリー「日本医学史」との2本の連載がスタートした年である。そして、そこに舞い込んできたのが大阪大学アジア医学踏査隊に参加しないか、というお誘いである。いや「アジア医学踏査隊」などという上品な名称は後から聞いた話で「ボルネオの首狩り族の調査に行かないか」という話だったと思う。

連載を2本抱え、しかも、新聞のスクラップを本格的に始めたところである。2カ月の公務海外出張はなにをもたらずだろうか、慎重に考えるべきところだが、これも無鉄砲さの延長上で引き受けてしまった。

連載2本のうち、原稿料の出ない「健康会議」の方は休載し、原稿料の良い日本へキスト社の方は3回分渡しておけばいいだろう、新聞のスクラップは女房に（これはまったくアテがはずれたが）、などと考えながら、関西財界を寄付集めに歩いていると、クレームが来た。

クレームの発信元はなんと「健康会議」で、原稿料も払わなくせに休載は怪しからんと言うのである。タダで書かせておいて「休むな」でもないだろう、と思ったが相手は老人なので我慢して、出張中の分を前渡しした。

調査用の機材、食料など荷物が多いので、行きはノルウェーの貨客船で、ということになったが、2,800トンと聞いて、目の前が暗くなった。帝国海軍の駆逐艦に毛が生えたような船で台風の発生源に向かって航海するのか、と。

神戸港の兵庫埠頭という、あまり聞いたことのない貨物船の埠頭を夕方出発し、ひと晩走り、つ

ぎの日の太陽が中天にあがったところ、船は港に着いた。なんと門司港である。積み荷があるから、出発は夕方5時、クルト・ユルゲンスに似たノルウェー人の船長は錨の入れ墨をした毛むくじゃらの腕にはめた時計を指さして

「ファイブ・オクロッキ」

とノルウェーなまりの英語で言ったが、結局「ファイブ・オクロッキ」は7時45分になった。こんな調子で、目的地のマレーシア・サラワク州のクチンに着くまでに23日かかり、公務海外出張期間の4割近くをボロ貨物船で船酔いと闘うことになるのである。この点に関しては、「ボロ貨物船航海記」（1）として「大阪保険医雑誌」に書いたので省略するが、門司港のつぎに訪れた上海で、国交のない国に対して上陸申請書を書かされ、しかもさんざん待たされたので、やる事がなくて、申請書を日記に写してみた（〈図1〉）。

圖1) 國交のない国あての上陸申請書

姓名 (姓) Surname	(名) First	国籍	船名
Name in full	NOBUKA TAKU	Citizenship	Name of steamer
性別	出生年月	曾否来华	Hei-neng
Sex	male	Ever been in China	
护照号码及有效期	Date of birth	none	
Number and Term of validity of passport	1927.12.24		
同行子女 (说明姓名, 性别, 年龄)	B 007086	自1966 to the bearer's return to Japan	
Accompanying children, if any (Give name, sex, age)		none	
工作单位及职务			
Present occupation, position, and place of work			
来自何处	KOBE, Japan	往何处	Hongkong, Sarawak, Malaysia
Where from		登陆时间	
申请登陆理由	Sightseeing	登陆时间	
Reason for landing		在船停留时间	
在上海之亲友	Relatives and friends in Shanghai	在船停留时间	
		在船停留时间	
填写日期	1966. 7. 19	申请人签名	Peter Mowwa
Date of filling of		Signature of applicant	
核准机关意见	准予 在上海港 停留 24 日 (式天有效) 准 1966 年 7 月 24 日 14 时 30 分	请在此处留空	
		Please leave this space blank	
		一. 此签证系根据	护照发给
		二. 在中国境内查驗护照时不得拒绝	

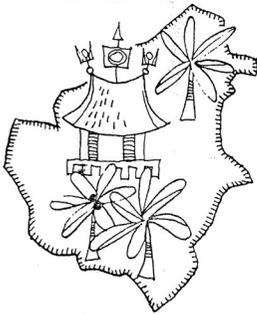
片道、23日かけてたどりついたボルネオでなにをしたかについては報告書(2)がだされているので省略し、半月ほど暮らした首狩り族(イバン族)のロングハウス(高床式長屋)を掲げること

にする(〈図2〉)。

9月、2カ月ぶりに帰ったわが家には、スクラップ用の新聞が2カ月分積み上げられていた。

〈図2〉 逗留した館(「いずみ」1966.12.)

旅の思い出



ボルネオの村

大阪大学医学部衛生学教室

野村 拓

今年の夏、大阪大学アジア医学踏査隊に参加して、サラワク(ボルネオ北部)奥地のイバン族の部落で約20日間暮らした。

サラワクの主な交通機関は川なのだが、彼らイバン族は水の便のいいところを選んでコロニーをつくる。水の便とは交通のことだけではない。飲み水、洗濯・水浴の水、そして人間・家畜の排泄物をすべて流してしまう水、そういう広義の水の便である。そうしてこの「便」は、しばしば便所の「便」にも通じるので、私たちにとっては堪え難いこともある。

しかし、やがてはこのような生活にも慣れてしまう。いじけた都会暮らしへの反動も手伝って、羊羹色によどんだ水で口をすすぎ、水浴をし、また同じ水を飲む。公衆衛生どころではない。

彼らは、ロング・ハウスといわれる床の高い棟割り長屋に住んでいる。(裏表紙の写真)長屋の前にはかなり幅の広い廊下があり、これが公共の広場の役を果たしている。

この廊下であぐらをかいて、毎晩彼らと一緒に夕食をとる。粗悪な陸稲、野草の煮つけ、それに川の水。川の水と知りつつ観念しながら飲まない、ポロポロ



旅の思い出「イバン族の館」本文「ボルネオの村」参照

大阪大学医学部衛生学教室 野村 拓

●明治調の序文

熱帯ボケした頭にねじを巻いて、「日本医学史」の連載をなんとか続け、「講座 医療政策史」の

方はフィニッシュということになった。そして、本にするということで、丸山博先生に序文を書いて頂いた。以下に掲げる格調高き名文である。

閲 序

「健康会議」誌編集者 余に「講座・公衆衛生」の連載執筆を求めたが、その任にあらざることわる。数年前のこと。このときすでにわが教室の野村拓君の研究はぼ成る。題して「医療政策史」。これの執筆掲載を同君にすすめ、「健康会議」誌これを諾す。一九六五年春より一九六七年秋まで十九回連載。毎号原稿を閲す。いまここに一書となり、参考文献を附し読者の便をはかる。序を求められて一文を記す。閲者の欣これに過ぎたるはなし。

同君は一九六〇年三月、わが教室の助手となり、「医学史研究会」を興し、「医学史研究」を編す。その編集の技すぐれ、研究よく衛生学・医療の本質をつき、資料の取捨撰択妥当し、日月を経て、わが教室に重きをなす。

いま、ここに「衛生学形成期に関する比較社会的考察」に端を発し、「医療労働に関する労働価値論的考察」を経、稿を起して二年半、本書なる。この成果を世に問わんとす。

さらに同君の業績は「医療政策の理論——現状分析の理論」に熟しつつあり、「『国民』の医学史」の構想も検討中。いよいよ同君の執筆は多年の研究の賜として稿なるの日も遠くない。

わが教室の同人、力をあわせて「日本衛生史」・「日本衛生学史」の研究をすすめて拾年にならんとす。このとき本書の公刊、同君ひとりの欣のみならず、教室員一同の欣でもある。

本書の価値は英独米日にわたる比較研究考察にあれど、他の諸外国にまで及ばざるの憾はこのころ。然し日本の過去、現在にこの態の「講座・医療政策史」書は未だ公刊されず。

立論検討の一貫性は読者の理解の便をはかり、今後の研究発展のためには常識化するに役立たん。われらの期待するところ、ここにあり。読者の賢察と批判を乞う。以上閲者の序とす。

一九六七・一二・一三

丸 山 博

大阪大学医学部 衛生学教室

●科学史の講義

この「講座 医療政策史」の連載が終わるころ、立命館大学の法学部と経済学部の教養課程で「科学史」の講義を依頼された。人文・社会科学系で

の「科学史」は難しい。在来型の自然科学史的科学史ではないあたらしいもの、いくなれば人間学、人間科学中心の科学史は構築できないものか、などとホラ吹き思考をふくらませていくうちに、次のようなレジユメができあがった。

立命大・科学史講義（案）

1967.4.13

野村 拓

I. はじめに

1年間の講義スケジュールの説明

II. 新しい科学史

(1)科学史の意義

(2)生産力の具体的内容としての科学技術

(3)物の生産と人間の生産

—「生産年令」という言葉—

(4)人口現象と科学史・歴史学

(5)歴史学・社会経済史にかけている「生産力の具体的内容としての科学技術」という視点、歴史学・科学史にかけている人口現象に関する理解、この両者をふまえた「新しい科学史」を展開したい。

III. これまでの科学史

(1)「岐路に立つ自然科学」

—ヘッセンとボルケノウ—

(2)ダニレフスキー「近代技術史」

(3)プルナン「ダーウィン伝」

(4)ホグベン「市民の科学」

(5)バナール「科学の社会的機能」

(6)ダンネマン「大自然科学史」

(7)科学史と史的唯物論

—岡邦雄「自然科学史」—

(8)科学史と自然弁証法

—田辺振太郎・原光雄—

(9)科学史と科学者の主体性

—武谷三男と星野芳郎・川上武—

(10)比較科学史

—湯浅光朝—

(11)科学思想史

—戸坂潤・三枝博音・八杉竜—

IV. 近代のはじまり

この章では封建的土地所有制度の動揺に重点をおき、商業・貿易の発達に関するものは、「V. ルネッサンスと科学」で述べる。

☆中世荘園の生活 ☆ 教会・修道院と科学 ☆ Royal Touch と侍医の医学 ☆ Salerno 医学校

V. ルネッサンスと科学

- (1)地中海貿易の発展
- (2)巡回医師・パラケルズス
- (3)フロレンスの画家たち
—遠近法と解剖学—
- (4)ダ・ヴィンチ「解剖学の必要」
- (5)ヴサリウス「ファブリカ」
- (6)理髪師兼外科医パレ
- (7)都市ギルドの発達と科学
—医師ギルド員・ダンテ—
- (8)香料商と薬種商
- (9)パドア薬草園とコペルニクス

VI. 絶対王政と科学(1)

この章では、イギリス絶対主義（エリザベス時代）からその崩壊（市民革命）にかけての諸科学の形成について述べ、フランス及びドイツの絶対主義については、「マニュファクチュアと機械論的自然観」および「ドイツ官房学派」の形で、「IX. 絶対王政と科学(2)」で述べる。

- (1)特権商人と科学
- (2)Medical Act (1511)
- (3)薬草園から植物園へ
—ジェラードの薬草園 (1567) —
- (4)囲い込み運動と商業的農業の発達
- (5)種子商兼医師・トーマス・ブラウン
- (6)エリザベス救貧法
- (7)「政治的解剖」と「政治算術」

VII. いわゆる「科学革命」について

- (1)水平派運動—「平等」と「平均」—
- (2)科学革命とクロムウェル政権下の科学者達
- (3)ペティー、グラントとハートリブ
- (4)血液と樹液
- (5)博物学の時代
「博物学者が産業に眼をむけると、人類の所座は一層増加するであろう」(ボイル)
- (6)病気の博物学(シデナム)と植物分類学(レイ)
- (7)ハレの生命表

- (8)医療保障の先駆・ジョン・ベラーズ
- (9)商業資本（蘭）から産業資本（英）へ
—ライデンからエジンバラへ—

VIII. 産業革命と科学

- (1)南海泡沫会社の失敗（1720）と土地投資
- (2)近代農業技術の成立—輪作と馬耕法—
- (3)近代病院の発展
- (4)産業革命と人口
- (5)産業革命期の科学技術概観
- (6)改正救貧法（スピーナムランド・システム）
- (7)生計費と栄養
- (8)産業革命と健康
- (9)アーサー・ヤング（英）・百科全書派（仏）・官房学
派（独）

IX. 絶対王政と科学(2)

- (1)マニュファクチュアの思惟方法と機械論
- (2)感覚的合理性の重視と啓蒙主義
- (3)デカルト「方法叙説」(1637)とガリレイ「力学対話」
(1638)
- (4)ドイツ官房学の系譜
- (5)ミラボーとフランク

X. フランス大革命と「人間の科学」

- (1)フィジオクラート
- (2)イデオログ
- (3)ルソーとラマルク
- (4)フランス大革命とケトレーの「平均人」
(以下略)

☆医学史領域におけるコーホート解析の応用

(医史研・No. 24 予定)

- (1) 「講座 医療政策史」・「新聞事例の生活史的編成」
・「生活史」三者の関係について
- (2) 医学史領域における「個別問題史」と「医史研・
一例報告」の位置
- (3) 年度別・年齢別諸資料の等高線標示
- (4) コーホート解析の応用
 - a) コーホートと医学史
 - b) コーホートとデモグラフィ
 - c) コーホートと医療経済
 - d) コーホートと臨床医学
 - e) コーホートと労働衛生

レジメの最後の方でフォローアップ・スタディ（コホート分析）を強調しているのは、そのころ、アメリカの Medical Economics 社から仕入れ

た Medical Passport System に関心が向いていたからだろう。〈図3〉は教室研究会で紹介したガリ版資料。

〈図3〉 教室研究会での Medical Passport 紹介

《話題提供》 Medical Passport について

1967. 6. 8. 野村 拓

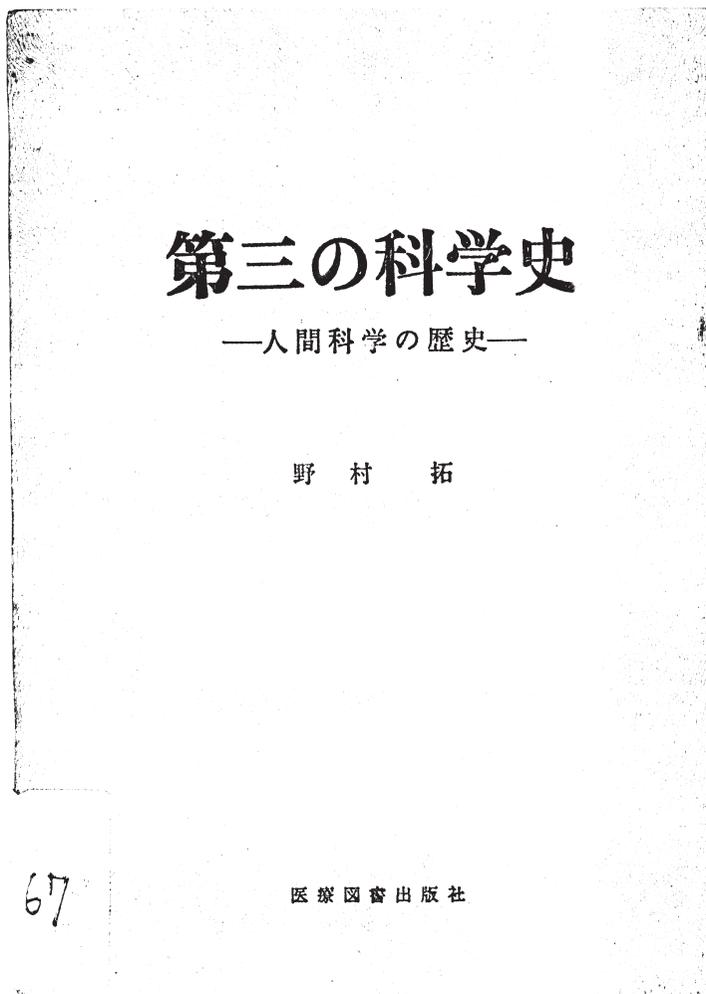
- 1-1) David Whieldon : Good way to save history-taking time
(Associate editor of Medical Economics) (Medical Economics)
1966. 12. 12.
- 1-2) Medical History をとる時間を節約するために、患者からの予約と同時に、CMI 類似のものを郵送して、あらかじめ記入して貰う方法がはやっている。
- 1-3) これには各社、各様式があり、CMI は毎年 100,000 奇程度が売れている。
- 1-4) これらの中で、Medical Passport Foundation, Inc. のちのち 患者自身も Medical History を記載した Passport を持つ System になっている。
- 1-5) この Passport のデザイナーは Dr. Claude E. Forkner である。
- 1-6) 普及の度合、おまけ効果については、まだ記載がない。
- 2-1) 現在、日本では「健康度テスト」(西では、健康度、その他)「お年体力テスト」などが、しばしば新聞や大衆雑誌におもてつけられている。これをどう考えるべきか。

●『第三の科学史』

さて、立命館大学の講義である。堂々たるホラ吹きレジュメは用意していたが、マイク片手のマスコプロ講義は初体験であった。当時の法学部は京都御所の東隣にあり、4階建ての研心館講堂の4階、「研4」と略称されているのが一番おおきな講堂であった。

後ろの方がかすんで見えるような講堂で、マイク片手の講義、黒板に字をかく場合は瓦1枚分ぐらいの大きい字を書かなければ、後ろの方からは見えない。3行もかけば黒板はいっぱいになってしまう。すっかりカンがくるって、とにかく一刻もはやくテキストを作ろう、ということになった。かくして、急遽作り上げたのが『第三の科学史』（〈図4〉）である。

〈図4〉大急ぎで作ったテキスト



しかし、急ごしらえではあったが、ホラ吹き大 序文からはじまっている。
構想から出発しているの、次のような堂々たる

著者は1967年4月から立命館大学法学部・経済学部の一般教育として「科学史」の講義をおこなうことになった。これは突然の話だったので、十分な準備をする暇もなく講義をはじめることになった。講義をはじめてみて、非常に困惑したことが二つある。

ひとつはマイク片手のマスプロ講義であり、もうひとつは、非常に根本的な問題だが、文科系学部における科学史教育の意味がはっきりしないことである。

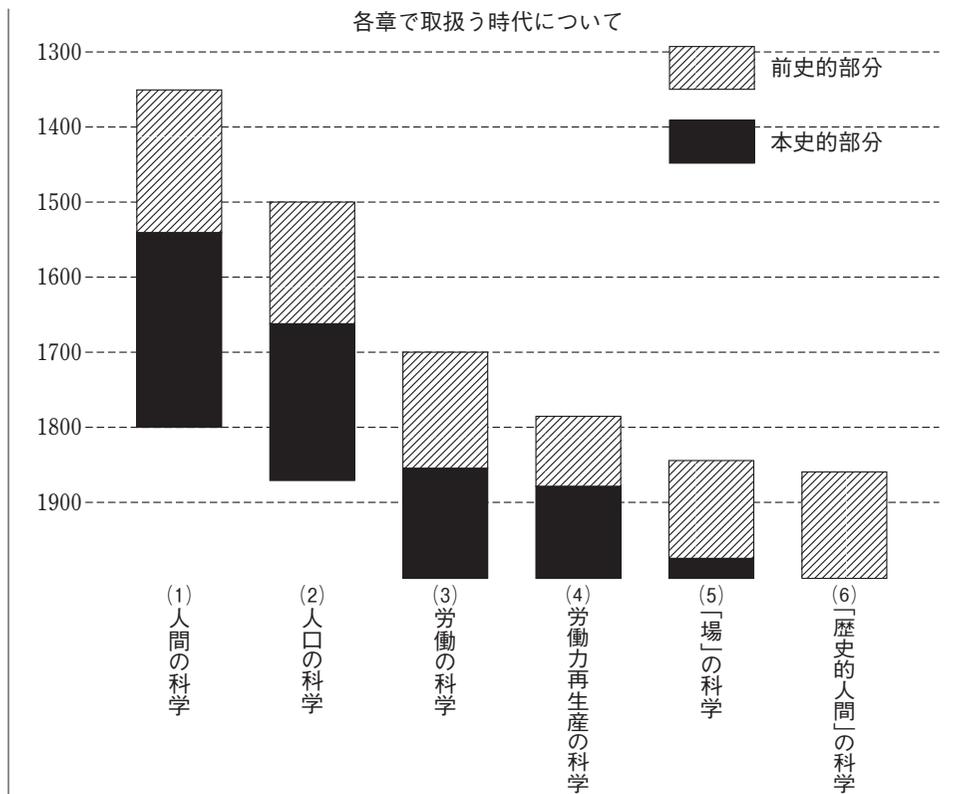
第1の点についていえば、まずテキストを作ることが不可欠である。しかし、あまり整ったテキストを作り、それさえ読めば、ということになれば、講義はテキストを読むだけのものになってしまうし、極限すれば講義の必要はない。

そこで、なるべく新しい未開拓の分野を対象とした空白の多いテキストをつくり、学生諸君との対話で埋めていくことはできないだろうかと考えた。ではこの未開拓の分野をどこに設定しようかということになるが、ここで第2の問題である文科系学部における科学史の意味について考えなければならぬ。

これまで「科学史」という場合には、力学・物理学を中心とした自然科学史を意味していたようである。自然科学史のもつ意義は、第1に自然科学研究者自身が、自然科学史から、自然科学発展の内的論理をくみとることによって、みずからの研究を促進させることが可能であろうということである。

第2に自然科学教育において、自然科学史的視角からこれを行なえば、第1の場合と同様の意味で有益であろうということである。

第3には、歴史的な視角から自然科学の社会的位置・社会的機能を明ら



かにし、これを国民的常識と化することによって、自然科学の成果の反人類的な適用を防ぐことができるだろう、ということである。

自然科学史の意義が以上のようなものであり、またどうしても科学史＝自然科学史でなければならぬというのであれば、文科系学部において科学史の講義を行なう意味はほとんどない。したがって、どうしても「科学史」の内容・範囲について考えなおす必要がある。しかし科学史の範囲に社会科学史をも含めるといふことになるのとちょっと困ったことがおこる。

社会科学史ならば、たとえば経済学説史のような形で、いわゆる「科学史」よりもはるかに強力な市民権を学問領域においてもっており、ことさら「科学史」の時間でとりあげるまでもない。

以上のような理由から、比較的空白地帯の多い自然科学と社会科学との交流領域を対象として、人間に関する諸科学を核心にすえた第三の科学史——自然科学史でも社会科学史でもない第三の科学史を新たに構成してみた。内容は 1. 人間の科学 2. 人口の科学 3. 労働の科学 4. 労働力再生産の科学 5. 「場」の科学 6. 「歴史的人間」の科学の6章からなっており、それぞれの章で扱う時期は第1図のようになっている。

第三の科学史は、やっと壁の粗塗りを終ったところである。学生諸君との対話を通じて仕上げていきたい。

そして、序文で掲げた6つの科学を次の目次のように展開した。小冊子ではあったが、『第三の科学史』執筆を通じて、「書き下ろし」に必要な構想力のようなものがなんとなくわかったような気がした。苦し紛れの連載を本にした『講座 医療

政策史』のときとはちがった感覚の「書き下ろし・事始め」に位置づけられ、後の『医学と人権—国民の医療史』(1969. 三省堂)や『健康の経済学』(1973. 三省堂)につながる仕事であった。

第三の科学史・目次

はじめに —第三の科学史とは—	(1)
第1章 人間の科学	(6)
(1) ペストと封建制の動揺	(6)
(2) ルネッサンスと医学	(8)
(3) イギリス市民革命と科学	(11)
(4) ロックと自然法	(11)
(5) フランス大革命と「人間の科学」	(13)
第2章 人口の科学	(15)
(1) 「人間の科学」と「人口の科学」	(15)
(2) 人間の「ふるい分け」——エリザベス救貧法——	(15)
(3) グラントとベティー	(16)
(4) 産業革命と人口	(19)
(5) 人口統計の確立	(21)
第3章 労働の科学	(23)
(1) 労働科学の古典	(23)
(2) 生理学と労働	(24)
(3) 「時間研究」と「動作研究」	(25)
(4) 職業病・工業中毒	(26)
(5) 労働災害と人間工学	(28)
第4章 労働力再生産の科学	(31)
(1) 賃金・労働時間	(31)

(2) 生 計 費	32
(3) 栄 養	33
(4) 保健医療	34
第5章 「場」の科学	37
(1) 「空気・水・そして所」	37
(2) 公衆衛生と労働力市場	37
(3) 細菌学と帝国主義	39
(4) 生活空間の汚染	41
第6章 「歴史的人間」の科学	43
(1) 人間回復の科学	43
(2) 生存の可能性について	44
(3) 稼得の可能性について	45
(4) 新聞事例の生活史的編成	46
(5) 幾何学的図示法について	50
むすびにかえて	53

●ライフステージ別リスクパターン

1966年から本格的にはじめた新聞のスクラップからは〈図5〉のような時系列資料としての利用のほかに、〈図6〉のような「新聞事例の生活史的編成」を試みた。つまり、年齢別死亡率というクロスセクション・データを「平均余命」というタイムシリーズ・データに読み替えるのと同様に、

ライフステージ別の遭遇事例を、その時代に生きる人間の「可能性」（危機・危険遭遇可能性）に読み替える方法である。

『第三の科学史』ではこれを「危険と危機のパターン」として〈図7〉のような形でしめした。これは、社会福祉研究者から、著書への転用許可の依頼を数多く頂いた。

1966年の医療史

野村拓

「空疎な興奮でもなく、平板な執務でもなくして、生活はひとつの計画ある営みである」——戸坂潤は「科学論」の書き出しをこんな言葉でかざっている。

1967年の生活に計画性をもたすためには、1966年の歴史を踏まえなければならぬ。1967年は既に始まっている。私達は取急ぎ1966年の年譜をまとめなければならぬ。しかも1967年が、あまり経過しないうちに。

1 月

- | | |
|---|--|
| <p>1. 1. ★健康保険料値上げ、1000分の63を1000分の70に ☆消費者米価8.6%値上げ</p> <p>1. — ★鈴木厚相、1月中旬をメドに「国民の健康と医療問題に関する懇談会」を設置する方針を表明</p> <p>1. — ★労働省、「雇用対策法案」まとめる</p> <p>1. — ★鈴木厚相、本年の重点施策として東南アジア医療協力を強力に推進する意向を表明</p> <p>1. 4. ★警察庁、40年中の交通事故の発生状況をまとめ発表、死者12,477人、負傷41,1002人、件数557,519件</p> <p>1. — ★自治省、地域開発方式を再検討</p> <p>1. 5. ★名古屋市南区堤町一帯で、下水管に流れこんだ大量の油によつて頭痛はき気等600戸から苦情続出</p> <p>★大蔵省、41年度一般会計予算と財政投融资計画の大蔵省原案および</p> | <p>税制改正大綱を決定、厚生省5カ年計画狂う</p> <p>1. 7. ★経済企画庁、物価問題懇談会のメンバー20氏を決める ★静岡県藤枝市で、重症身障児(男・13才)を父親(43才)が殺す</p> <p>1. — ☆厚生省、「厚生年金基金制度」(いわゆる調整年金制度)を4月1日から実施する意向を表明</p> <p>1. 9. ★福田蔵相、41年度予算の復活折衝でガン対策費を20億以上にしよう事務当局に指示 ★川崎市駅前本町で6階建てのビルが火事、逃げおくれた同ビル内のパチンコ店の従業員ら12人が焼死</p> <p>1. 10. ☆初の物価問題懇談会、東京で開く ☆運輸審議会、平均20.5%の私鉄運賃値上げを答申</p> <p>1. 11. ☆青森県三沢市で大火、434むね700余世帯が被災 ★今治市の美容院の火事で、(旧精神衛生法によ</p> |
|---|--|

(図6) スクラップのパターン化

新聞事例の生活史的編成

野村 拓

- ① 人間の可能性
- ② 出生前後
- ③ 幼児期
- ④ 学童・生徒期
 - (1) 学校給食
 - (2) 学校給食と集団赤痢
 - (3) 学童公害
 - (4) 体力づくり
 - (5) 専攻
- ⑤ 進学組と就職組
(労働力市場)
- ⑥ 労働(賃金・労働災害・職業病)
 - (1) 賃金・労務管理
 - (2) 労働災害・職業病
 - (3) 婦人労働
- ⑦ 農村 (使いつぶし→農村→農夫症・
農婦症→農婦症と主婦労働)
- ⑧ 消費生活(生活費・家計・物価値上げ・食生活と栄養・
葉好き)
 - (1) 生活費・家計
 - (2) 物価値上げ
 - (3) 食生活・栄養
- ⑨ 「場」の問題(住居・公害・生活環境・上下水道)
 - (1) 住宅政策
 - (2) 宅地災害・火事による死傷・住宅問題の現状
 - (3) 住宅問題と公害問題
 - (4) 公害と移転
 - (5) 移住できる人とできない人
 - (6) 公害病患者の認定基準をめぐって
 - (7) 公害のあらわれ方
 - (8) 公害対策・公害防止運動
 - (9) 生活環境・上下水道・清掃問題
- ⑩ 結婚・人間の再生産

(内職・主婦労働)

Ⅱ 生活の重みと医療

(1) 虐待される患者

(2) 医療の合理化

(3) 医療保険

(4) 医療運動

(5) その他の医療問題

Ⅲ いわゆる成人病

(1) ガン

(2) その他

Ⅳ 国保と年金

(1) 国保

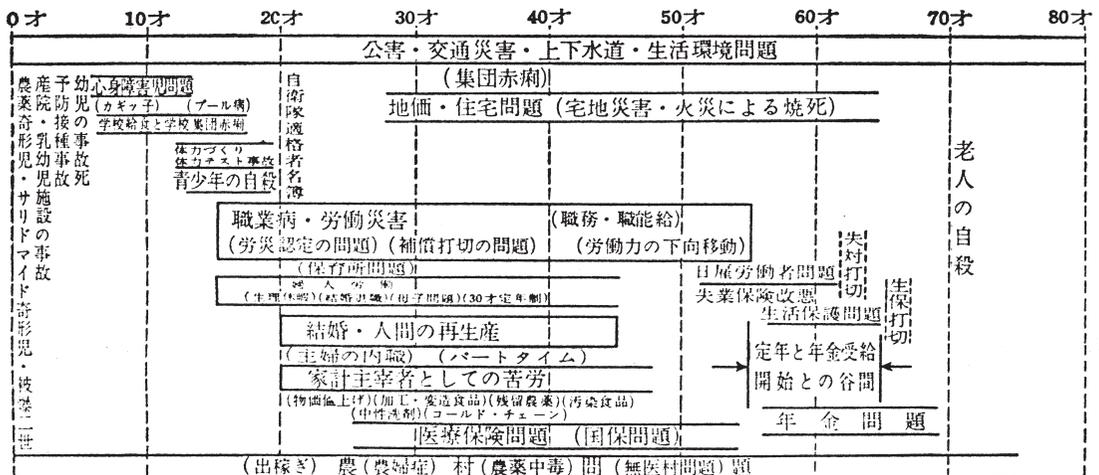
(2) 年金

Ⅴ 生活保護

Ⅵ 老人問題と自殺

Ⅶ 「ふるい分け原理」への挑戦

〈図7〉危険と「危機のパターン」



〈図7〉の「危険と危機のパターン」の年齢刻みが80歳で終わっているのはお愛嬌である。もちろん、「米寿」などという活字はどこにも出て来ない。敬老の日に起こった老人の自殺が世紀の大悲劇のように新聞でとりあげられた時代であった。敬老会の折り詰め弁当での集団食中毒が大々的に報じられた時代であった。パターンはどう変わったか。それは、最近の新聞事例をライフステージ別に配列すればわかることである。

1966年から1967年にかけての時期はまさに八面六臂であった。本格的に新聞のスクラップを始め、連載物を2本抱え、2週間に1度発行される分厚い雑誌、*Medical Economics*に目を通し、「首狩り族」調査のために海外出張し、小冊子とは言え「書き下ろしテキスト」を作り、という忙しさであった。

これまでに紹介した「医療経済学の構想」と「医療政策史ノート」そして今回の「科学史のレジュメ」は輪にとっての「三大ホラ吹きレジュメ」と言える。そして、「ホラ吹き科学史レジュメ」と『第

三の科学史』との落差は、われながら教訓的である。しかし、「構想力」が持てる、ということは大事なことであり、ネット検索世代に一番欠けていることではないか。この時期が私にとってのホラ吹きのパークであり、リアリティを持って本を書くようになったせいも、以後、「ホラ吹きレジュメ」は登場しない。

もうひとつ、この時期が大切な意味を持っていることは、ボルネオの首狩り族調査と立命館大学のマスプロ講義のおかげで、大抵のことには驚かなくなったことである。

(1) 野村拓：ボロ貨物船航海記（「大阪保険医雑誌」2007.1.）

(2) 大阪大学第4次アジア医学踏査隊報告書、1966.

（のむら たく、医学史研究会代表代行、「医療政策学校」を主宰）

高齢者の暮らしと地域の「あればいいな」

～姫路医療生活協地域調査における要支援・要介護者のヒアリングから～

川口 啓子・小田 史

はじめに

2012年7月～8月、筆者らは、姫路医療生活協同組合から委託を受けた「くらしと協同の研究所」¹⁾による姫路医療生活協地域調査チームに参加した²⁾。本稿は、その過程で行われた要支援・要介護者のヒアリングをもとに、介護保険サービスを利用しながら地域で自宅で暮らし続けるために必要な社会資源について考察したノートである。社会資源というと大きさに感じるが、自宅で生活を続ける上で「こんなものがあればいいな」(以下、「あればいいな」)と思えることが社会資源であるととらえ、日常生活の延長で考えたい。

ヒアリングの対象者は、姫路医療生活協および北地域包括支援センター(姫路医療生活協が市から受託)を経由して介護保険(居宅)サービスを利用するに至った在宅の要支援・要介護者20名³⁾である。分析・考察にあたっては、姫路医療生活協とその組合員も社会資源のひとつとして念頭に置き、組合員を有する医療生活協という存在が地域とどのような連携を築けるかということをあわせて整理した。

I. 「あればいいな」から社会資源へ

社会資源は、提供する側の特性やその存在の仕方などからいくつかの分類がなされているが、総じてニーズを充足するために動員される物的、人的資源のことである⁴⁾。大きくはフォーマルな社会資源か、インフォーマルな社会資源かという2分類であるが、他に、物質(産業や学校)、商業

的サービス(商店や映画館)、組織的サポート(教会や福祉機関とその職員)、内的なサポート(家族、友人、近隣の人のインフォーマルな福祉資源)といった分類や、金銭、愛情、情報、地位、サービス、善意といった分類などもある。

日常生活において介護を考えたとき、社会資源(社会資源という認識の有無は別)として思いつくのは、役所や医療機関、介護施設などである。だが、社会資源はそれだけではない。社会資源とは、人々の生きることへの援助となりうる人、人が有する知識や技能、施設・設備、資金・物品、制度・仕組みなど、即座に使用可能なものからほとんど気づくことのない潜在的なものまで多様に存在している。

そこで本稿では、ヒアリングを行った高齢者の文脈に登場する「あればいいな」のイメージから、高齢者が介護を必要とするとき、どこにアクセスするのか(図1)、どのようなときにどのような人と関係を持つのか(図2)、姫路医療生活協の組合員はどのようにかわれるのか(図3)、姫路医療生活協には何ができるのか(図4)という整理を行ないながら、社会資源について考えてみた。

II. 本人・家族と社会資源へのアクセス

ヒアリングの対象者は、要支援・要介護になった時点から、本人もしくは家族がそれぞれ援助を求めてどこかにアクセスしていた。その先に社会資源が存在する。そこには、本人・家族の個人的なつながりから、福祉施設や医療機関、地域包括支援センターなど制度上の組織があり、そこから

さらにつながることが可能な社会資源が多様に混在している。

個人的なつながりでは、家族・親せき、友人・知人(幼なじみ、仕事仲間など)、近隣などであり、長年にわたり既知の間柄の人々であった。こうした存在は、公的制度によって保障されている社会資源ではない。そのため、本人・家族のニーズに対して量的にも質的にも変容する可能性があり、継続も保障されない。そのかわり気軽に融通がきき、保険適用の範囲内・外といった制度上の制約とは無関係である。費用が発生しない場合もあれば、「お礼」という不定形の負担が生じる場合もある。

組織へのつながりでは、行政、医療機関、福祉施設、地域包括支援センターなどにアクセスする。いずれも病気や要介護状態という事態に至ったことをきっかけに、本人・家族が必要に迫られてつながる。これらの存在は、公的制度によって認知された社会資源であり、保険適用の範囲内において要介護度に応じた支援を求めることが可能であるものの、融通はきかない。日常生活上の「ちょっとした手助け」などにはなかなか対応できない。費用についても、制度上決められた一部負担を必要とする。

これら二つのつながり以外に、本人・家族とも地域のつながりがある。正確には「つながり」という表現が薄くなった自治会(町内会)、老人会、婦人会、子ども会などの従来の地域組織がそれにあたる。今回のヒアリングにおいては、本人・家族とも介護を求めて地域組織と接点を持ったという話は聞かれなかった。介護をめぐる議論においては必ずと言っていいほど「地域」がキーワードとなるものの、これら従来の地域組織は地元の要支援・要介護者に対してどのようにかわればいいのか、かかわっているのか、その方法も内容も力量も確かなことをつかめない。従来の地域組織が文字通り「従来」とどまる活動にあることが原因なのだろうか。それでも「従来どおり」のつきあい—清掃活動やゴミ当番などは続いている。

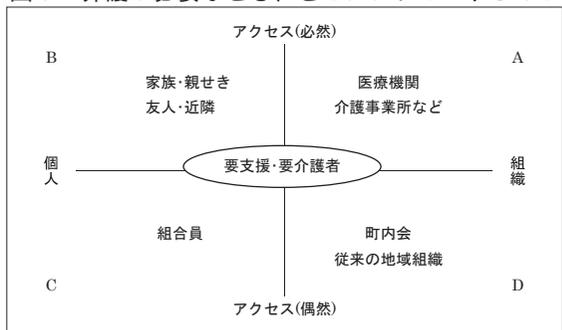
また、従来以上のつきあいをしているケースもあった。そこでは「従来の自治会(町内会)、老人会、婦人会、子ども会を再編している」と表現することがふさわしく、年齢を問わず地域の人た

ちの集まる場所があり、行事が行われている。この再編は、介護をきっかけとする再編ではないが、つながりがあるということ自体が時代に応じた共同体の在り方—社会資源の基盤として注目できる。

さて、姫路医療生協や組合員との接点はどうか。ヒアリングでは、姫路医療生協の医療機関や北地域包括支援センター、介護事業所など組織にアクセスする話は聞いたものの、組合員へのアクセスは偶然的・個人的なつながりに限られていた。

こうしたヒアリングをもとに、要支援・要介護者を中心におき、介護が必要なとき、どこにアクセスするのかを整理した(図1)。

図1 介護が必要なとき、どこにアクセスするのか



- A. 要支援・要介護者が、必要に迫られてアクセスする、またはアクセスする必然性がある組織。
- B. 要支援・要介護者が、必要に迫られてアクセスする、またはアクセスする必然性がある個人。民生委員などもこの範囲に入る。
- C. 要支援・要介護者が介護をめぐって個人にアクセスする場合、組合員であるという必然性は薄く、偶然、組合員だったということはある。
- D. 要支援・要介護者が介護をめぐって組織にアクセスする場合、医療・福祉に直接関係のない組織にアクセスする必然性は薄い。

医療や介護の必要に迫られたとき、姫路医療生協の医療機関や介護事業所、北地域包括支援センターは、アクセスする対象の一つになっている。だが、その過程で組合員に出会うことはあるものの、意識的に組合員である人物を頼ってアクセス

するわけではない。偶然、アクセスした友人が姫路医療生協の組合員であったり、機関紙『ひめじ』の配達員が以前からの知人であったり、もちろん本人・家族が組合員である場合もある。だが、「組合員だから」が根拠にはなっていない。

今後、姫路医療生協が取り組むべき新たな課題を提起するとすれば、組合員の生活圏内に住む人々とのかかわりを意識的に形成し維持するような仕組みづくりが考えられる。

Ⅲ. 自宅で暮らす権利と「あればいいな」

組合員アンケート⁵においてもヒアリングにおいても、「あればいいな」は自宅での生活の延長を前提とした発想であった。たとえば、組合員アンケート調査にあげた「あればいいな」の選択肢は次の通りである。

表1 「あればいいな」の選択肢

①安否確認の声掛け	②買い物
③食事づくり	④食材や弁当の宅配
⑤掃除・整理整頓	⑥大きなものの洗濯
⑦ごみ出し	⑧ちょっとした力仕事
⑧庭の手入れ	⑩高いところの作業
⑨通院や送迎や外出の手助け	⑫郵便局や銀行へのつきそい
⑬話し相手や相談相手	⑭ペットの世話
⑮話し相手のいる呑み屋・喫茶店・食堂など	⑯一緒に食事をしてくれる人
⑰その他()	⑱特にない

ところで、「自宅で暮らす」というのは、暮らしの延長、人生の延長であって、奪われてはならない当然の権利である。年齢や要介護度にかかわらずなく、「自宅で暮らす」という希望は多くの調査に共通している。だが、いつの間にか、「権利」ではなく「希望」にすり替わってはいないだろうか。

日本社会の介護の到達段階は、まだまだ「介護は大変」という認識にとどまっている。したがって、介護を受ける方もする方も「身体機能が低下したから」、「周りに迷惑をかけるから」、「家では面倒みきれないから」などと予測した時点で、暮らしの延長、人生の延長に、「施設入所」を避けがたい選択肢として登場させる。結果、知らず知らずのうちに「自宅で暮らす」という権利が希望にすり替わる。「身体機能が低下したから」、「周

りに迷惑をかけるから」、「家では面倒みきれないから」という予測は、「介護のお世話になる」という受身の感覚と表裏一体をなし、主体的に生きる権利を放棄することが当然のように、「自宅で暮らす」ことを可能にする介護サービスの徹底的な追求にはつながりにくい。

もう一度、考えてみたい。

「自宅で暮らす」ことを可能にする介護サービスとは、どのような状態を指すのだろうか。以下、実現可能性を度外視して高齢者夫婦の想定事例で考えてみた。

表2 想定事例－自宅で暮らす

<p>要介護者Aさんと配偶者Bさんの高齢者夫婦の場合、Bさんが全くこれまでの生活を変えずにAさんとの同居を継続するには、Bさんを介護者の範疇に入れずにAさんを介助するヘルパーが24時間複数体制で必要となる。</p> <p>ヘルパーによる24時間介護のAさんにとって、Bさんは介護者ではなく家族である。したがって、AさんがBさんの休日に二人で映画を観に出かけたとしても、Aさんの介助はヘルパーが行う。二人はあくまで家族として休日を過ごすのであり、BさんはAさんの心配をせずに休日の映画を楽しむことができなければならない。これが、これまで通りの生活を続ける条件である。</p> <p>たとえ、Bさんがヘルパーに協力してAさんの介助を支えたとしても、それは介護以前のプライベートな愛情から生まれる結果的な副産物であり、当初から介護力として頼るべきものではない。<u>〈家族=介護者ではない〉</u>という<u>ことを崩れることのない前提</u>にしなければならない。</p> <p>つまり、BさんはAさんの介助を全く行わなくても家族として自宅で同居することが普通に行える—これを実現することが、Aさんにとっても、Bさんにとっても、「自宅で暮らす」を希望に終わらせず権利にする基盤である。</p>
--

この想定事例実現のためには、要介護者一人につき24時間の介護サービス提供を可能とするシステムが必要である。24時間の介護サービスに支えられた「自宅で暮らす」権利の継続は、そのために必要なヘルパーなど介護職員⁶をはじめ、介護関連事業にかかわる地元の雇用創出、それに伴う人口増と地元税収の確保、人と人とのかかわりの増大、コミュニティの再生など、世代を超えた波及効果(好循環)が予想される。「老老介護」や「認知介護」、要介護状態や疾病の重度化、介護心中や虐待などの危険性を回避するためにも、24時間の介護サービス提供は、究極の「あればいいな」である。

だが、現実はそうっていない。そこに施設入所が登場する。高齢者にとって、施設入所はこれ

までの暮らし・人生で築かれてきたさまざまな関係（人・モノ・時空間など全て）の遮断がイメージされる。これまでの「自宅で暮らす」生活の遮断は、「これからどうなるのか」、「何となく不安」な状態を呼び起こし、「できれば入所したくない」と思いながらも、高齢であればあるほど「もう年だから」、「先が短いから」と、人生を全うする権利をあきらめる。

もちろん、現状では施設入所が適切な権利保障となる高齢者も多く、待機者は増え続けている⁷。「自宅で暮らす」ことで権利が侵害される事例もある。それでも、「自宅で暮らす」を徹底した社会資源の在り方について、それが権利であることを堅持したい。その姿勢が、「介護のお世話になる」という受身から「介護サービスを活用して人生を全うする」という主体的姿勢への転換を促す素地になるのではないだろうか⁸。

Ⅳ. 居場所・移動手段・一時的 手助け

さて、「あればいいな」をよく聞いてみると、共通するイメージがある。①居場所、②移動手段、③一時的な手助け、である。それらは、要支援・要介護者にとってどのようなものなのだろうか。

表3 居場所・移動手段・一時的な手助け

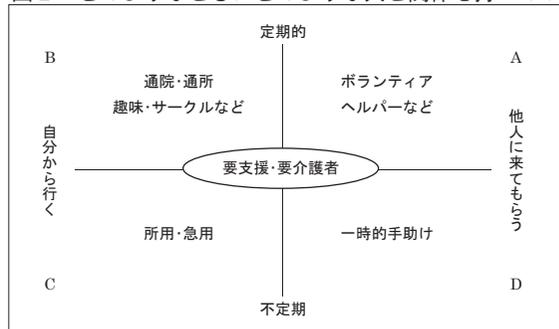
①居場所	気兼ねせずに居ることが可能な場所／無料または軽費で利用できる場所／相談所／サロン／基会所など趣味の場所／カフェなど飲食店／〇〇教室・・・etc.
②移動手段	公共交通機関のない時間帯・場所の移動／ドア to ドアの移動／移動の付添／乗合タクシー／巡回バス／介護タクシー・・・etc.
③一時的な手助け	高いところの物の出し入れ／電球の取替／配線／大掃除／庭・植木の手入れや剪定／重い物や嵩張る物の移動や持ち運び／家まわりの整備／風呂掃除／冷暖房の整備／ペットの世話／食事づくり／銀行や郵便局への付添・・・etc.

重たい買い物のためにドア to ドアの移動手段を必要としたり、カフェに出かけておしゃべりの時間を楽しんだり、サロンで知り合った知人に庭木の手入れを頼んだり、外れた網戸をはめてもらったり・・・などを実現しようとすると、空間（居場

所）と、人の行き来（移動手段）と、内容（一時的な手助け）が重なり合いながら「あればいいな」を構成している。

そこで、人の行き来、「自分から行く」と「他人に来てもらう」を軸に、どのようなときにどのような人と関係を持つのかを整理してみた（図2）。その上で、居場所、一時的な手助けについて考察する。

図2 どのようなときにどのような人と関係を持つのか



①居場所（図2-Bの領域）

居場所は、自分から「行く」、「行かなければならない」、「行きたい」という場所があることが重要であり、ここでは主として図2-Bの領域で考える。

「定期的に行く居場所がある」層は、特定の人との接点が保たれる可能性があり、その限りでは孤立しにくい。「定期的」であることが、すでに移動手段の確保ができていることを表わしている。

一方、自分から「行く」、「行かなければならない」、「行きたい」ところがあるにもかかわらず、移動手段がなくなればどうなるだろうか。居場所を失うばかりでなく、人との接点も失われる。通院やデイサービスに行かなくなれば症状の悪化につながり、サークルに参加できなければ楽しみが奪われる。つまり、高齢者にとって、居場所と移動手段はセットで重要な意味を持つ。介護の必要が生じたときにもアクセスする選択肢を多く持つだろう。逆に「定期的に行くところがない」層では、それらが比較的少ないことが予測される。

②移動手段（図2-A・B・C・D）

移動手段については、「自分から行く」、「他人に来てもらう」を軸に各領域を整理した。

- A. ボランティア、ヘルパーなど、来てくれる他人が移動手段を有しており、原則として、要支援・要介護者自身は移動手段の手配をする必要はない。
- B. 介護サービスの場合はおおむね送迎があり、そうではなくても定期的な外出であるため公共交通機関やタクシー契約なども含めて、移動手段がある、手配できていることが前提となる。
- C. 定期的な送迎には頼れないため、単発的に公共交通機関を利用する、あるいは、家族・知人の自家用車やタクシーなどに依存することになる。いずれにしても、要支援・要介護者自身による移動手段の確保が必要である。
- D. たとえば造園業者による庭の手入れのように、ペイが発生するような商売を除くと、手助けに応じてくれた「来てくれる他人」の移動手段の確保が必要な場合もある。徒歩圏内の近所ならまだしも、一時的な手助けの依頼は、来てくれる他人の移動手段に多少なりとも気を遣う。

③一時的な手助け（図2-Dの領域）

一時的な手助けは、自分でできるが不安や無理があり「他人に来てもらう」と助かるというような、アンケート調査の「あればいいな」の選択肢（表1）に類する用件が多い。「網戸の滑車が壊れた」とか、「洗濯機の裏に財布を落とした」、「ブレーカーが落ちた」など、健常者であっても人の手を借りたいときはある。ましてや、高齢者だけの世帯や独居の場合、「どこにどう頼んでいいかわからない」という状態が恒常化していれば自ら対処するしかなく、そのことが事態の悪化につながりやすい。「ブレーカーを入れようとして踏み台から落ちて骨折した」など、最悪の場合、起き上がれず孤独死になることも考えられるのである。

したがって、高齢者の一時的な手助けは、突発的な用件でも、スムーズに「他人にきてもらう」という支え合いが欠かせない。かつての地域社会のように、大家族や近所づきあいなどによる支え合いが自然発生的に機能していたときには、無意識のうちにも一時的な手助けがそこに未分化に含まれ

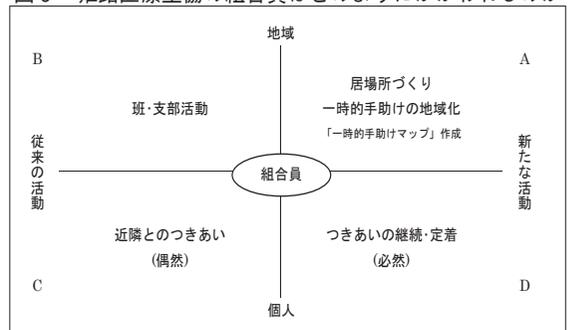
ていた。だが、地域社会の変容とともにそうした機能が欠けつつある現在、目的意識的にそれらを再生することが求められてくる。ここに、姫路医療生協および組合員活動の余地があると言っている。一時的な手助けはその端緒である。組合員の人生経験を生かし、地域の商店やさまざまな職業人とのネットワークを活用し、個人にとっては不定期な一時的な手助けを、地域においては恒常的な一時的な手助けとなるよう、移動手段、居場所とともに再生を考えたい。

V. 「あればいいな」の社会資源化と組合員

さて、地元のどこにどのような人材がいるのか、ノウハウがあるのか、設備があるのか、知恵があるのか、材料があるのか、空間があるのか。

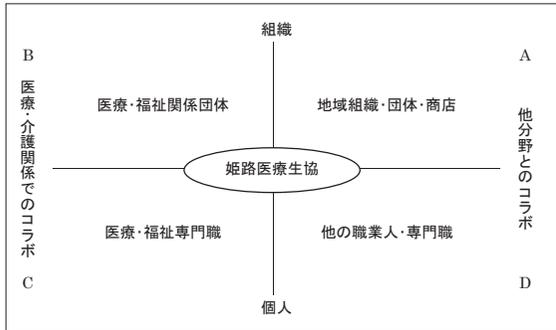
一時的な手助けのために「他人に来てもらう」ということは、自力では不安や困難を伴うことが予想される行動を回避することにつながる。身体的には介護予防の役割を持ち、精神的には不安を取り除くことになる。必然的にコミュニケーションが生じ、人と人とのつながりを築く。図3では、その主な担い手として組合員を中心におき地域と個人を軸に整理した。

図3 姫路医療生協の組合員はどのようにかわれるのか



ここでは、Aに収斂されるサイクルを考えたい。たとえば、これから何ができるかを組合員中心に考えたとき、B:従来の班・支部活動にとどまらず⇒C:組合員による近隣とのつきあい(偶然)⇒D:つきあいの継続・定着(必然)⇒A:居場所づくり&一時的な手助けの地域化、という活動のサイクルを追求することになるのではないだろうか。

図4 姫路医療生協には何ができるのか



あるいは、C：組合員による近隣とのつきあい（偶然）が⇒B：従来の班・支部活動へのかかわりに発展し⇒A：居場所づくり&一時の手助けの地域化の実現につながり⇒D：つきあいの継続・定着（必然）というサイクルも考えられる。これらのサイクルが、班・支部活動のリニューアルにもつながる。姫路医療生協の班・支部、北地域包括支援センターは、その活動拠点でありたい。

VI. 既存の社会資源と多彩なコラボレーション

次に、居場所の事業化や一時の手助けの地域化など「あればいいな」に不可欠な既存の組織や団体、個人とのコラボレーションについて考えてみたい。そこで姫路医療生協を中心におき、組織と個人、医療・福祉関連分野と他分野をクロスし、4つに整理してみた（図4）。

図4のA～Dには、次のような組織や個人が考えられる（表4）。

A〈地域組織・団体・商店〉やB〈医療・福祉関係団体〉と姫路医療生協がビジョンを共有するとしたら、「安心して暮らせる地域づくり・まちづくり」を大前提にすることになるだろう。その上で、組織間の交渉や協定が交わされ、どのようなところと何ができるのか、職員は何をするのか、組合員が参画できることは何か、地元の人々などどのような関係を結べるか…などの模索が始まる。

C〈医療・福祉専門職〉は、その職業をして地域住民であると言っても過言ではない。「〇〇病院の看護師さん」、「姫路医療生協のヘルパーさん」という医療機関や介護施設などの所属にとらわれ

表4 図4 A～D領域にある組織・個人（例）

A	<p><地域組織・団体・商店> 行政、警察、消防、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、小中高等学校、教育委員会、PTA、自治会・老人会・婦人会、商店街、コンビニ、商工会議所、コープこうべ…etc</p>
B	<p><医療・福祉関係団体> 医師会、保険医協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、ヘルパー協会、老健施設協会、特養協会、病院協会…etc</p>
C	<p><医療・福祉専門職> 医師、看護師、薬剤師、OT、PT、MSW、介護福祉士、社会福祉士、ヘルパー、保育士、ケアマネージャー…etc</p>
D	<p><他の職業人・専門職> 新聞・ヤクルト・郵便・生協・宅配など配達員、警察官、消防士、建築士、調理師、理・美容師、地酒の杜氏、園芸家、デザイナー、音楽家、画家、ダンサー、大工、運転士…etc</p>

ず、医療や介護が行き届く地域づくりという課題を共有し、同じテーブルにつくべき個人である。

D〈他の職業人・専門職〉も、生活に密着した人々である。組合員の中にも、現役の職業人・専門職や、かつてそうだった人もいることだろう。そうした職業人・専門職が、「安心して暮らせる地域づくり・まちづくり」という大前提で発揮する力は、予想をはるかに超える成果をもたらすのではないだろうか。

なお、図4のA～D各領域は、まずは姫路医療生協が従来の活動を整理する枠組みにしたい。将来、どのような活動の展開になるのかは当事者の意思決定に委ねられるが、イメージの一助としてコラボレーションの活動例、「あればいいな」を列挙してみた。

コラボレーション活動例

1. 地域全体のバリアフリー。ゼネコンや行政との協力により、地域まるごと車いす用道路・歩道の整備、エレベーター、エスカレーターなどの設置。
2. 地元公共交通機関、バス会社やタクシー会社とともに、高齢者や障害者の安全で頻繁な外出を実現する企画（メニュー）開発。
3. 既存の公共施設活用。銭湯のノーマライゼーション（古い銭湯の活用）。スポーツジム（学校の体育館）やグラウンドでゲートボール。学校の食堂・給食を地元開放して老若男女の交

流を図る。

4. レストランなどに糖尿病食、メタボ予防食などのヘルシーメニュー、高齢者・子ども向けのハーフメニューなどを共同開発。購買生協との連携も。カロリー計算・腹八分目の奨励など。
5. 学校の空き教室を活用し、囲碁スペースなど地元の人たちの居場所に。生徒・先生・保護者らの悩みを地元の元気な高齢者が相談にのる。駆け込み教室（寺）。
6. 県営住宅、団地など古い集合住宅の空き室には、介護相談、訪問介護などの拠点を。食堂やカフェ、私設図書館、〇〇教室などを併設する。
7. 姫路医療生協のみならず、地域の中心的な院所・事業所などの駐車場で、フリーマーケットを定期的に開催。老若男女、交流の場。
8. 介護事業所の入り口付近をオープンカフェに。地域住民がいつでも気軽に出入りできる地域交流の拠点へ。集会所、碁会所など、地域のさまざまな職業人、既存の商店、地元企業の力を活用して。
9. 保育所、幼稚園に高齢者の居場所を併設。「孫育て教室」の開催。健康・発達・育児に関する今昔物語。
10. コンビニに高齢者向け商品コーナー、高齢者休憩ベンチの設置協力依頼。フリーペーパー配架棚には『ひめじ』や医療・介護連携マップ、案内パンフなど。
11. 姫路医療生協以外の医療・福祉専門職も巻き込み、地域の介護力の標準化、質向上のための学校（講座・ゼミ）を医師会など関係団体と共同開校。地域のケアサポーター養成。
12. 介護保険サービスと保険外サービスの柔軟な組み合わせ。地元の他の介護事業所や民間保険事務所とともに、メニューの共同開発。
13. デイ友のできるデイサービス。デイサービス送迎バスの別の活用も考える。デイサービスを一カ所に限らず、利用者の行動範囲の拡大と幅広い交流を。
14. 病院や事業所、地元企業と協力して、社員食堂や清掃、単純作業などを、障害者作業所に委託（障害者雇用確保）。障害者団体との連携を姫路医療生協から地域に。
15. 介護保険制度の知識を権利として普及する学

習会、電話相談・訪問相談、出前学習会、介護の受け方、介護予防教室、経験者交流会など、PTAや教育機関などとコラボで。

上記のようなコラボレーションは、まだまだ単純な思いつきであるものの、「介護」にとらわれ過ぎずに考えることが「あればいいな」をより豊かにする。

生活に密着したこうした取り組みは、元気な高齢者、働き盛りの人、若者や子どもたちとの接点を保持して、介護を支える地域の社会資源をより豊かに盤石にするのではないだろうか。社会的弱者にとって住みやすい地域は、健常者にとっても住みやすい地域になるはずである。

まとめにかえて

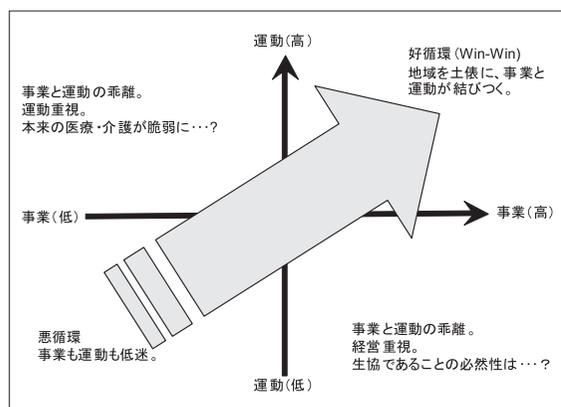
事業と運動と地域

これまでの「事業か運動か」という乖離した構図ではなく、「事業も運動も」という好循環を考えたい。それは、地域を基盤につくられる（図5）。

姫路医療生協に限らず、全国の保健・医療・福祉生協は地域住民を組合員として組織している。地域は生活の場所である。生活する者どうし、人と人とのかかわりを築く。医療生協に勤務する職員もまた、職種を問わず、居住地を問わず、院所・事業所がかかわる地域づくりの参加者でありたい。したがって、前項のようなコラボレーションなど「あればいいな」の取り組みも、それ自体が医療生協運動であり事業である。

出資金や組合員増やし、署名や集会、医療・介護の制度に関する要求運動などをイメージしがちなスタイル―「要求して実現を勝ち取る」にとどまらず、他の法人、院所・事業所との競争関係乗り越え、地域のさまざまな組織や個人と協力・協同、Win-Winの関係を築く、「地域を共に創る」という活動スタイルに変わる時を迎えている¹⁰。

図5 事業と運動の発展方向（イメージ）



マネジメントチーム

ここまで述べてきたような「あればいいな」の社会資源化は、言いかえれば「地域づくり・まちづくり」のような活動である。取り組む側に無理がなく、地域の組織・団体・個人の賛同が得られ、事業のクオリティも一定の水準を保ち、さらに互いに適切な収益につながり、継続性を担保できるよう Win-Win の関係でありたい。やがて、こうした事業が地元の雇用を支え、地域経済の活性化とバランスの良い人口構成をつくりだし、地域社会の好循環を支える。

ただ、そのための「マネジメントをどうするか」が最大の課題として浮上する。姫路医療生協が従来の院所や介護事業所の延長で担うことはむずかしいであろうし、また、そのような担い方が適切であるかどうかはわからない。それは、他の組織であっても同様だろう。少なくとも、行政を交え、「地域づくり・まちづくり」のリーダーシップと一定のノウハウを備えた確かなマネジメントチームの構成が鍵になる。おそらく地域社会のガバナンスとしてもアプローチを要する課題であろう。

謝辞

本稿は、くらしと協同の研究所姫路医療生協地域調査チーム関係者のみなさま、姫路医療生協理事長はじめ、職員、組合員のみなさまのご協力を得てまとめることができたものです。この場を借

りて心より御礼申し上げます（ただし、本稿趣旨は筆者らの責によるものです）。

注

- 1 くらしと協同の研究所（URL <http://www.kuras-hitokyodo.jp>）
- 2 調査報告書（組合員アンケートならびにヒアリング結果・分析）は、姫路医療生協に提出済み。
- 3 この20名は、巻末表5を参照。
- 4 『新版社会福祉実践基本用語辞典』（日本社会福祉実践理論学会）2004年、『第3版認知症ケアにおける社会資源』（日本認知症ケア学会）2010年など。
- 5 脚注2のアンケート。
- 6 介護職員（介護に従事する者）のうち、国家資格は「介護福祉士」だけである。「介護士」という資格名称は存在しない。また、ヘルパー、ホームヘルパーの正式名称は「訪問介護員」、ケアマネージャーは「介護支援専門員」であり、いずれも都道府県知事の認定による。
- 7 特別養護老人ホーム入所待機者数は、2013年度末で52万人、前回調査（4年前）より10万人増加（厚生労働省調査）。日経新聞2013年3月25日付記事より（<http://www.nikkei.com/article/>、2014.5.27）
- 8 本稿に先立ち、介護保険利用における「受身的モデル」と「主体的モデル」の分析を試みた。小田史・川口啓子「姫路医療生協北地域包括支援センター利用者のヒアリング調査 - くらしと協同の研究所姫路医療生協調査（2012年）にかかわって」大阪健康福祉短期大学紀要『創発』第12・13号、2014年。
- 9 厚生労働省は、地域包括支援センターが取り組むべき課題として、予防の推進、見守り、多様な生活支援サービス、権利擁護などを定めている。
- 10 労働組合であっても、法人や院所別の組織にとどまらず、地域をベースに「地域を共に創る」一員となることは可能である。同一労働・同一賃金を地域社会から実現することも視野に入るのでないだろうか。

（かわぐち けいこ、大阪健康福祉短期大学教授、おだ ふみ、同准教授）

表5 ヒアリングの対象者（在宅要支援・要介護者）

NO	氏名	要介護者		介護者		利用しているサービス（頻度）	利用*	備考
		性別	年齢	性別	年齢			
1	A	女	88	2	-	嫁	×	ウエルニツケ脳症 失語 現状認識が困難 長男夫婦と同居。
2	B	男	73	3 or 2	68	妻	×	本人は自宅に帰りたい。妻（68歳）は「難しい」。
3*	B妻	女	-	-	68	妻	◎	頸椎異常で四肢麻痺 夫の在宅での介護は難しいと感じている。
4	C	女	84	-	-	-	○	独居 夫を亡くしたばかり。
5	D	男	80	3⇒1?	-	妻	×	脳梗塞 家族の希望で利用 自分の希望を出すことは控えている。
6	E	女	90	3	-	-	△	週末は自宅に帰る。娘3人が交代で介護。
7	F	女	88?	5	-	-	△	認知症。見当識障害あり。女優。
8	G	女	99	5	70	娘	△	母親の介護を次女が一手に引き受けている。
9	H	男	91	1	88	妻	◎	夫婦仲が良い。100歳まで生きたい。
10	I	女	85	支2	65	娘	◎	デイ ミニユーターが多く楽しい。デイ友がいる。
11	J	女	83	支2	59	娘	◎	元プロパンガスの会社経営者。娘は民生委員。親族が近隣に多い。
12	K	女	84	5	66	妹	△	初期のケアマネとの信頼関係が厚い。サービスを上手に利用。
13	L	女	88	5	85	夫	△	ヘルパーが妻の話し相手。夫の介護負担軽減が利用目的。
14	M	男	83	3	78	妻	○	近隣に住む娘が、1日2回訪問し介護を助けている。
15	N	女	88	要2⇒支2	50代	嫁	◎	パーキンソン病 デイには感謝している。午前中自由 デイに友人はいない。
16	O	女	74	要1⇒支2	75	夫	◎	和装小物店を72年間経営。嫁姑仲もよく、孫やひ孫との交流もさか
17	P	女	81	要2⇒支2	63	嫁	◎	要介護度が下がると、サービスを減らさなくてはならないのが不満。
18	Q	男	77	支2	75	妻	◎	静岡から姫路に転居し3年。介護が必要な状態になり長男夫婦と同
19	R	女	85	支1⇒要1	55	娘	○	元気高齢者夫婦。夫婦仲が良い。
20	S	男	74	2	72	妻	×	物忘れがひどい 長女が近所に在住（徒歩5分） 週1は泊まる。
21	T	女	80	1	-	-	-	認知症 透析 パーキンソン病 妻も要支援1。

【調査時期】 2012年7月～8月（訪問調査）

【3*】Bさんの妻。Bさんを介護する家族。夫Bさんとは別にヒアリングを行い、在宅介護の困難を語ってくれた。したがって、要支援・要介護者へのヒアリングは20名。
 【利用*】 介護保険サービスを受けることに対し、主体的か、受身的かについて、ICFを応用して分類した。詳細は、小田史・川口啓子「姫路医療生協北地域包括支援センター利用者のヒアリング調査—くらしと協同の研究—」(2012年)にかかわって「大阪健康福祉短期大学紀要『創発』第12・13号、2014年。

報告書

◎非営利・協同総研いのちとくらし10周年記念

『ドイツの非営利・協同の医療と脱原発の地域電力事業視察報告書』

ISBN 978-4-903543-09-3

発行日 2013年3月31日、A4判144ページ、頒価500円（在庫僅少）

2012年11月3日（土）～11月11日（日）実施のドイツ視察報告書です。反原発運動と自然エネルギー活用、環境問題に対するドイツ市民の先進的な取り組み、ドイツの医療状況と介護の現状など、多くの写真とともに視察先を詳細にたどることができます。また論考やエッセイ、フォトレポートなどもあります（表紙2色、本文モノクロ）。

●目次

日程・概要	事務局
ドイツの医療制度、医療事故補償制度、エネルギー協同組合	石塚秀雄
ドイツの地方自治・医療状況と自然エネルギー活用の取り組み	山本 裕
ドイツと日本の電力改革	高瀬雅男
AWO高齢者施設・反原発とシュルツ氏	二上 護
ヘリオトロープ（太陽に向かう家）	小磯 明
ソーラーエネルギー住宅地	小磯 明
環境モデル地区ヴォーバン—住民のイニシアチブによるまちづくり—	小磯 明
エコホテル：HOTEL VICTORIA	小磯 明
南ドイツ・ヴァイスヴァイル村の原発建設抵抗運動	小磯 明
南ドイツ・フライアムト村のバイオマスエネルギー生産農家	小磯 明
南ドイツの再生可能エネルギー生産農家—フライアムト村	小磯 明
シュナイダー家のエネルギー生産—	小磯 明
ケーニッヒスブルンのAWO（労働者福祉事業連合会）シニアホームを訪ねて	竹野ユキコ
メッツガー・ゲートヤール財団の高齢者介護施設	石塚秀雄・竹野ユキコ
プロテスタント（福音）ディアコニー病院フライブルクを訪問して	吉中丈志
ドイツの病院について考えた	小磯枝李
ダッハウ強制収容所—敷地内すべてが墓	二上京子
環境首都フライブルク	田中千亜希
カント、ヘッセ、ヒトラーの国を訪ねて	大八木秀明
市民による社会的企業と協同組合運動のすすめ	吉中幸代
市民が環境を守り育てるドイツ	伊藤 淳
エネルギー革命を体感した旅	今井 晃
南ドイツ視察旅行雑感	竹野政史
フォトレポート（抜粋）	事務局
「森の幼稚園」訪問新聞記事	



中川雄一郎／JC総研編『協同組合は「未来の創造者」になれるか』

(家の光協会、2014年、270ページ)

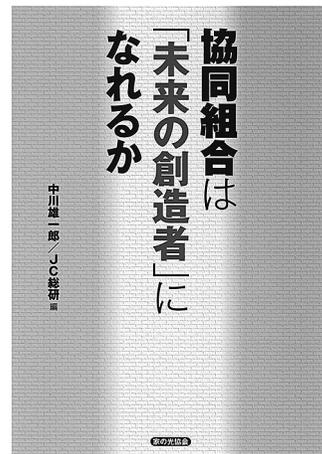
角瀬 保雄

本稿は、『協同組合は「未来の創造者」になれるか』というタイトルを掲げた集团的労作についての書評である。2009年の国連総会で「2012年をIYC（国際協同組合年）とする」ことが決議され、日本国内の協同組合関係者は総力を挙げてその記念事業に取り組んだ。しかし、それも研究者が中心で、一般には無関心が強かった。これが今日のわが国における協同組合をめぐる状況である。民医連の医療機関の約半分は協同組合、医療生協なので無関心でいてはならないはずであるが、取り組みは低調だったといわなくてはならない。

こうしたなかで研究者を中心として研究活動がとりくまれた。その成果の一つがここで取り上げる『協同組合は「未来の創造者」になれるか』の出版といえよう。270ページもの大部の著作である。本屋は「家の光協会」という農協関係では古くから実績のある出版社である。

編者には中川雄一郎明治大学教授が個人名で顔をだしているほか、JC総研の名が並んでいる。JC総研というのは一般にはあまり馴染みがないかと思われるが、今日では協同組合関係の研究所を代表するものとなっている。以前あった農協関係の4つの研究機関、旧協同組合経営研究所・旧農協労働問題研究所・旧地域社会計画センター・旧ジェイエイシステム開発センターが2011年に統合されたもので、2013年に一般社団法人となった。JA・生協・漁協・森林組合など協同組合を会員とするシンクタンクである。2012年の国際協同組合年(IYC)を契機に立ち上げられたものである。

まず最初に本書の筆者名と、執筆分担、執筆内容を明らかにしておこう。



- 序章「協同組合の新たなビジョンを求めて」：中川雄一郎（明治大学教授）
- 第1章「協同組合の哲学」：中川雄一郎（明治大学教授）
- 第2章「協同組合史の新地平をめざして」：杉本貴志（関西大学教授）
- 第3章「21世紀の社会経済と協同組合セクター」：堀越芳昭（前山梨学院大学教授）
- 第4章「協同組合運動における参加」：田中夏子（都留文科大学前教授・非常勤講師）
- 第5章「協同組合における新しい組織運営と事業活動」：杉本貴志（関西大学教授）
- 第6章「協同のネットワーク・社会連帯」：濱田武士（東京海洋大学准教授）
- 第7章「協同組合の教育力」：大高研道（聖学院大学教授）
- 第8章「わが国協同組合法制度の総括と今後のあり方」：堀越芳昭（前山梨学院大学教授）
- あとがき：松岡公明（JC総研・現在、農林漁

以上、中川教授を中心に、大学関係の専門研究者が集まって作られたものといえる。適材適所で集められてはいるが、章によって出来のいいところと、そうでないところに分かれるのは止むを得ない点であろう。そこでできれば各章の内容を逐一検討する必要が出てくるが、その余裕はない。申し訳ないが、中川教授の執筆の第1章で全体を代表してもらうことにする。中川教授執筆の序章と第1章には、ヘーゲルからハーバーマスまで古今の思想家、哲学者が登場する。協同組合関係ではレイドローから様々な協同組合研究の権威者の名前が飛び交っている。かねてから教授が協同組合の哲学に傾倒していることはよく知られているが、一般向けとは言い難いところのあるのも事実である。小生のように哲学論議に関心のあるものでも結構手古摺る。噛み砕いた叙述が欲しかったところである。

思えば昔10年前、私も、『企業とは何か』（学習の友社、2005年）という企業本や『JAグループ』というタイトルをつけた農協本を書いたことがあった。その後、農協からは足が遠ざかり、協同組合といえどもつばら労働者協同組合の他には農協の厚生連病院や地域の医療生協を専門とするようになってきている。したがって、哲学論議はどれも苦手で、本書全体を通して貫かれている『協同組合は「未来の創造者」になれるか』というところに、書評子の焦点を当てざるを得ない。

さて、経済組織という観点から協同組合を見た場合、協同組合の対抗組織として挙げられるのは、株式会社であることはいうまでもないであろう。マルクスは「未来社会」についての青写真を描いてはいないが、株式会社については『資本論』第3巻のなかの随所に重要な示唆を散りばめている。したがって、「未来社会」の経済組織について論じようとする場合、協同組合と株式会社とが競合組織として挙げられることになろう。本書のタイトルにうたわれている「未来の創造者」という言葉もそうした関連を意識、認識した結果がうかがえる。私もかつてマルクスに言及し、「過渡的形態としての株式会社と協同組合工場」ということを論じたことがあったのも、そうした意識が

あった上でのことであった。

さて今日の経済の基本が市場経済にあることは間違いないが、どのような市場経済かが問題になろう。著者たちは今日の経済システムとは別の「未来社会」を描こうとしているようであるが、協同組合研究者には真正面からその点を取り上げて論じる人は少ないように思われる。だがしかし、協同組合が「未来の創造者」となるためには、この点をどう考えるのか、欠かすことができない論点と思われるがどうであろうか。私がJAグループを書いたのは2005年のことであったので、まだ私も結論を下せる以前のことであった。その後、10年近い歳月が経過するなかで、私の考えも明確になってきたといってよい。

私はマルクスによりながら、資本主義の下で生成し、発展してきた株式会社企業と協同組合企業の過渡的企業形態としての意義を論じた。株式会社企業の登場も社会的企業としての登場を意味し、市場経済の支配も社会的市場経済の支配であることを明らかにした。その後10年の歳月の経過は株式会社企業と協同組合企業の競合にどう決着をつけたといえるのであろうか。富沢賢治・佐藤誠両氏による「労働者協同組合運動の現状と評価」（『経済学と階級』1987年、梓出版社）は世界の協同組合の現状を明らかにしている。協同組合運動といった場合、一般には農協や生協を指すことが多いが、そのほか信組、漁協、生産、住宅その他の協同組合があり、それらを全体としてとらえて、協同組合の評価が下されなくてはならないであろう。また国別に個別具体的に見る必要もある。同書によれば、スペインの協同労働協同組合が最大の組織を誇っていることがわかるし、なかでもバスク地方の労働者協同組合としてのモンドラゴン協同組合は世界的に知られている。

しかし、モンドラゴン協同組合のなかのファゴールと呼ばれる生産協同組合が2013年に倒産し、そのニュースが世界の協同組合陣営のところを駆け巡るといえる出来事がおこった。私に言わせれば、協同組合の倒産は何も珍しいことではないが、関係者にショックだったのは、労働者生産協同組合は倒産することがあり得ないという思い込みにとらわれていた結果だったのかも知れない。戦後日本では生協の倒産は幾つもあったことが思い出さ

れる人がいるかもしれない。協同組合も企業である限り倒産することのあるのは、株式会社と同じである。だからこそ『協同組合は「未来の創造者」になれるか』という問いかけが必要になってくるのであろう。

日本の協同組合のうち最大の力をもっているのがJA（農協）であることはよく知られている。私が書いた『JAグループ〔農協〕』（大月書店）では、農協を日本の巨大株式会社企業と並ぶ「ビッグ・ビジネス」の一つに挙げていた。JAグループは全農（全国農業協同組合連合会）、農林中央金庫、共済連（全国共済農業協同組合連合会）から構成されている巨大連合組織である。このJAグループの司令塔が全国農業協同組合中央会（全中）であるから『協同組合は「未来の創造者」になれるか』という設問の対象として相応しいといえよう。

もちろん農業だけが協同組合の対象でないのはいうまでもない。消費大国日本では消費を対象とした生協の力が大きい。消費生協も昔ながらの地域生協から抜け出し、発展の道を見出しているものがある。農協と同じく生協が病院を持つところも出てきている。そのものずばりの「コープみらい」という大規模生協が、東京、千葉、埼玉という首都圏の3大生協の合併によって生まれてもいる。組合員300万人、供給高3,512億円、うち宅配事業2,444億円、夕食宅配が10万食を突破、今や「個配」全盛の時代となっている。宅配車の横腹にco-op deliと記した車が高齢者通りになっている拙宅の周りを走りまわっている。最近では自治体と地域見守り協定を結ぶなど、地域福祉にも乗り出している時代である。大学時代の知人・田井修

司氏がその理事長の任についているが、その活躍を期待することにした。

ところで新聞報道によると、安倍内閣の規制改革会議の動きは農協にとって等閑視できないものとなっている。最後に残された紙葉で今日の農協改革の方向にふれて終わりにしよう。時代は風雲急を告げている。章別に各論を検討している余裕はない。その動向如何によっては、協同組合が「未来の創造者」足りうるか否かが決まることになる。

政府与党は向こう5年間を「改革集中期間」としてJA全中を縮小することを決めたという。全国約700の農協を指導してきたJA中央会は「自律的な新たな制度に移行する」として権限を縮小することになるという。貯金、共済、農産物販売は株式会社化され、JA全中・県中央会の担ってきた指導の役割は縮小・見直しされるという。つまり、地域の農協の活動を自由にするのが柱とみられている。

JA全農も株式会社になれば、2012年度の売上高ベースで三菱商事や丸紅などに続き、第4位の「商社」が誕生することになるとみられている。政府の動きは経済連携協定（TPP）の妥結をにらみ、農業競争力の強化を急ぐのが狙いとみられている。いまや農協は自民党の新成長戦略とどう向き合うかが問われんとしている。それによって農協をはじめ協同組合は「未来の創造者」足りうるかどうか問われることになるのである。

（かくらい やすお、研究所顧問・名誉理事長、法政大学名誉教授）

堀越芳昭／JC総研編『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』

(家の光協会、2014年、376ページ)

相馬 健次

まず序文によって、本書の性格を明らかにしよう。

本書は、JC総研主催「新協同組合ビジョン研究会」による協同組合研究の研究成果をまとめたものである。表題に示してあるように、1980年以降のわが国協同組合研究を総括し、今後の課題を提起したものである。『新版協同組合事典』（家の光協会、1986年）掲載の伊東勇夫「わが国における協同組合研究の軌跡」は、1980年代初頭までの協同組合研究史であったが、本書はこれを引き継ぎ、今日までの研究史の空白を埋めることを意図したものである。

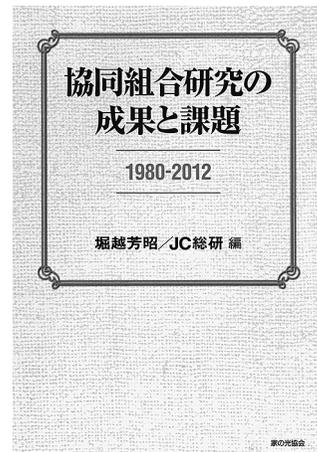
本書の特徴は、この30年余の協同組合運動の発展に則して、考察の対象を国際協同組合運動、国内の農協・漁協・生協など伝統的な協同組合だけでなくワーカーズや社会的企業など新しい動向、金融・共済などの活動領域、法制などまで網羅していることであり、「文字通りオール協同組合研究の総括書」である。各章は考察編と文献目録編で構成されている。

序文ではまた、1980年以降の世界の協同組合運動を「21世紀協同組合運動の出発点と展開の過程」であったとしている。すなわち、1980年レイドロウ報告は21世紀協同組合運動の先触れであり、1995年ICA新原則はその出発点であり、その後の歩みはその展開過程であった。こうした動向に大きく影響されながら進展したのが、わが国の協同組合研究であった。

本書の構成は次の通り。

序文 協同組合研究の成果と課題1980-2012
(研究会座長・堀越芳昭)

第1章 国際協同組合研究—1980年から現在ま



で(中川雄一郎)

第2章 協同組合の理論と歴史研究 (堀越芳昭)

第3章 協同組合法制研究 (松崎良)

第4章 農業協同組合研究 (石田正昭)

第5章 漁業協同組合研究 (濱田武士)

第6章 森林組合研究 (菊間満)

第7章 生活協同組合研究 (杉本貴志)

第8章 中小企業協同組合研究 (三浦一洋)

第9章 ワーカーズ協同組合研究 (岡安喜三郎)

第10章 協同組合金融研究 (長谷川勉)

第11章 共済理論研究 (石塚秀雄)

補章 社会的企業研究 (藤井敦史)

各章の執筆者はそれぞれの思想・理論と豊富な知見にもとづいて担当したテーマを研究し、その成果を発表している。各章が独立した研究論文であり、全体を要約して紹介することはできない。そこで、各章について評者の関心のある部分につ

いてだけ取り上げ、その場に応じた紹介をすることにしたい。

協同組合研究、協同組合論にかかわる根本問題を提起した論文がある。第9章（岡安喜三郎）である。「日本の協同組合研究界は、国民に協同組合全般を説明しようとする、単に種類を列記するのみで、端的に包括的に説明できる概念を持ち合わせていない。（中略）協同組合の本質を流通過程の節約にみる協同組合観はすでに世界の趨勢から立ち遅れている」。岡安は、これに先立って1980年代以前の協同組合論を「ワーカーズ協同組合研究先史」として、いわゆる「近藤理論」とその克服をめざす論争を「協同組合機能は流通過程に位置づくとする主流の協同組合論」「主流の協同組合論への反論・再反論」として跡づけている。

岡安の直接の意図は、「先史」におけるワーカーズ協同組合研究の不毛を明らかにし、現代の協同組合論にワーカーズ協同組合を位置づけようとするところにある。しかし、それを超えた問題提起であることは確かである。「研究先史のまま協同組合の包括的な概念が形成されなければ、『協同組合基本法』構想自体が偏ったものになってしまう。協同組合研究では、積極的に協同組合の包括的概念の形成をめざすべきである」。この岡安の呼びかけに、本書の意義は凝集されているといつてよい。

今日、協同組合研究に欠かせないのは国際的な協同組合論の動向であり、実際わが国協同組合研究において重要な理論的指針となっている。第1章（中川雄一郎）は、「レイドロー報告」を初めとするICA文献を基準に、国際的な協同組合研究の動向を丁寧に追跡しながら、中川自身の協同組合論を展開したものである。レイドロー報告からベーク報告、そしてICA声明へと連なる国際協同組合運動の道程は、これらの報告や声明に直接・間接に論及した数多くの協同組合研究を世に出し、協同組合研究者や協同組合人の「知の泉」の形成に寄与してきた。そこでこの間の協同組合研究を「ある程度類型化し」、その研究動向を明らかにすることは、将来に及ぶ協同組合の研究と実践に役立つとして、次のようなテーマを示して

いる。

(1)ICA 声明と協同組合のコーポレート・ガバナンス、(2)協同組合とマルチステークホルダー論、(3)協同組合とコミュニティ、(4)協同組合と社会関係資本（社会的資本）、(5)シチズンシップと民主主義、(6)協同組合とシチズンシップ、(7)コミュニケーション・コミュニティとしての協同組合。

これらからも見て取れるように中川は、現代の協同組合思想を政治学・社会学の概念によって説明しているのである。

本書の第3章以下、いわば各論の総論に当たるのが第2章（堀越芳昭）である。「わが国協同組合研究の推移」では、1980年から2012年にかけて発刊された著作の数を項目別年代別に一覧表にまとめている。そして例えば、1980年代について、「この時期はレイドロー報告に関連した研究が進展し、モンドラゴン研究が開始したところに大きな特徴がある」というように、年代ごとに研究の動向の特徴をまとめている。

「協同組合の理論と歴史の研究」は本章の中核をなすべき1節である。見出しとしてあげられている項目は、(1)レイドロー報告及び価値・原則論、(2)モンドラゴン、ワーカーズ・コープ研究、(3)社会的経済・非営利協同研究、(4)協同組合の思想理論研究、(5)協同組合の歴史的研究、(6)総説・文献目録等、(7)関連研究、(8)追補：海外協同組合研究。本章のテーマ「協同組合の理論と歴史研究」に則して見れば、(4)(5)が中心的位置を占めることになる。(4)は次のような小項目から構成されている。ア. 復刻・古典新訳、イ. 農林中金総研編、ウ. 協同組合としての農協・生協、エ. 政策・現状分析、オ. 思想・理論、カ. その他。ウに立ち入って見たい。「近年協同組合としての農協、協同組合としての生協が追究されはじめたのも一つの特徴である」として、数冊の文献を挙げた後、「協同組合であることよりも生協ないし農協であることが、さらに生協ないし農協であることよりも流通業としての事業体であることが優先される傾向にある昨今、改めて協同組合としての農協・生協のあり方が問われているのは貴重な問題提示であるといえよう」。協同組合視点の重視は、他の論者とも共通している。

第3章（松崎良）について。冒頭の〈全般的傾

向>において、1980年以前の時期に有力であった上柳・村橋・大塚各説を継承しつつも、協同組合の変遷を踏まえて精緻化した議論によって乗り越えていくという側面もあったと総括している。その上で、1980年以降の全般的傾向として、協同組合法独自の本格的な体系的研究はまだ乏しいと思われること、その反面主務官庁の担当者が執筆した著作が小さくない意味をもつこと、とやや悲観的な評価をしながらも、それでも協同組合法の研究は今期もそれなりに活発に受け継がれていることに希望をつないでいる。松崎の議論は、協同組合総論の節では(1)指導理念・協同組合原則との関係・自治規範、(2)非営利性、(3)社団性、(4)法人性、(5)非商人性、(6)企業性、(7)資本性、(8)統一協同組合法制定論というように、法学上の概念ごとに要領よくテーマ、関連著作の紹介と評価等をまとめている。各項とも松崎本人の著作を基本に議論が進められているのが特徴である。実際、文献目録を見ると松崎の著作が他を圧倒して多い。もとより松崎の奮闘の表れであるが、同時に協同組合法研究にかかわる法学者が少ないことの反映でもあろう。

第4章(石田正昭)について。冒頭「制度的農協から協同組合企業体へ」、末尾「岐路に立つ農協運動」の表題が、80年代から今日までの30年間、農協が激しく揺さぶられてきたことを表している。他の分野の協同組合にくらべ農協研究には戦前からの蓄積があり、研究者の数もケタ違いに多く、論争も活発であった。石田はこうした論争の背景を明らかにしながら、論争を丁寧な跡づけ、自らの主張として農協が直面している問題と解決の基本方向を提起している。論争としては、信用・共済事業分離、総合農協解体論とこれに対する反論が顕著な例である。信用・共済事業分離、総合農協解体論の代表的な論客は、元農水官僚の山下一仁である。彼の『農協の大罪』2009年は、農協・自民党・農水省の「農政トライアングル」が日本農業の発展を拒み、その要にいたるのが農協だと主張する。こうした立論に対し、福岡莞爾『信用・共済分離論を排す—総合JA100年モデルの検証と活用—』2010年は、「その(山下の=評者)内容は、戦後農政の失敗をすべてJAに押し付けるという一貫した悪意と思い入れに満ちている」

と批判。増田佳昭『制度改革時代のJA戦略—農協批判を超えて—』2006年が指摘するように、市場原理主義・新自由主義者の農協批判は、農協の歴史性・多面性を無視した主張であって、「ためにする議論」という性格が強い。増田は「総合農協にとって必要なことは、こうした批判を乗り越えて組合員多様化の新段階における総合性の再構築にある」と主張した。

同様の「建設的論調」は、一連の農協批判にいち早く反応した田代洋一『農協はいらないか』2005年をはじめ、田中久義『市場主義時代を切り拓く 総合農協の経営戦略』2007年、生源寺真一編『これからの農協 発展のための複眼的アプローチ』2007年、石田信隆『JAが変わる』2008年、北川太一『いまJAの存在価値を考える「農協批判」を問う』2010年のなどの現代農協論からも見て取れるのである。

「岐路に立つ農協運動」で石田は述べている。「制度的農協から協同組合企業への転換が進む単協JAであるが、その過程で相対的に全国・都道府県中央会の役割が後退し、事業連の役割が前進している。(中略)いいかえれば、単協JAは総合経営を堅持しうるのは、堅持しないのか、その岐路に立っているといつてよい」。問題の本質を突いた指摘である。

第7章(杉本貴志)に飛ぼう。1980年代は生協にとって躍進の時代、90年代とくにその後半は躍進が止まりさまざまな面で見直しが叫ばれた停滞の時代であった。80年代から90年代前半までの研究書では、大手スーパーと比較して生協の優位性が指摘されることも珍しくはなかった。それが90年代後半になると急成長が止まったことを受け、生協の「再生」が組織構造や理念まで含めて説かれるようになり、「消費者の生協」という市民生協の存在そのものが時代の流れのなかで転換を余儀なくされていると論じられた(田中秀樹『消費者の生協からの転換』1998年)。こうした視角は、後に21世紀生協理論研究会編『現代生協改革の展望—古い協同から新しい協同へ』2000年に受け継がれるが、逆にそれとは正反対の方向で、生協のビジネス体としての側面を強調して取り上げ、事業戦略の強化、そのなかでも特に、SMあるいはSSMタイプの強力なチェーンストアの確立を訴

える書物が、この時期にわか目立つようになってくる。またこの時期、生協トップの不祥事や交代劇を背景に、生協研究においてもガバナンス改革がひとつの焦点になった。「危機を救うのは事業の強化か、理念の見直しなのか。世紀末は生協の実務を担う経営陣と、その研究者のあいだの距離が広がっていった時代でもあった」。

21世紀初頭、生協はますます混迷の度を深めた。主婦組合員が「班」に結集していた姿は、過去のものになっていた。そうした背景のもとに進められる生協研究においては、これまでになかった生協の新しい魅力と可能性を探ることが目論まれるようになる。そのよりどころは、多くの場合、新協同組合原則である。その第7原則「コミュニティへの関与」に多くの研究者が着目し、その視点から生協の事業と運動、そして組織運営が論じられる。中川雄一郎編『生協は21世紀に生き残れるのか』2000年がステークホルダーの考え方を導入して社会的な責任とその期待に応える生協のあり方を説き、中村陽一・21世紀コープ研究センター編著『21世紀型生協論—生協インフラの社会的活用とその未来』2004年が社会のインフラとなる21世紀の生協像を描いている。「そこでは、これまでの生協の組織と事業の中核と位置づけられていた『班』に代わる新しい組合員の『つながり』づくりが問題とされるのである。しかしそれは、一面では生協の購買事業に対する研究者の関心が急速に減退し、その他の側面に向けられることにつながったということでもある」。

「2010年代の生協界は事業連合の時代から超大規模生協の時代へと否応なく進んでいる。これをどう評価し、その発展を描くのか。あるいはそれに与しない小規模生協の新しい潮流を構想するのか。多数の消費者を『協同』の事業のなかに呼び込むことも、少数者の意見が尊重される運動を目指すことも、ともに間違っただ道ではないだろう。2010年代後半以降の生協研究には、単純な『大きいことはいいことだ』でも『スモール・イズ・ビューティフル』でもない、新しい視角と展望が求められているのである」。

第5章(濱田武士)について。漁業協同組合(森林組合も)は、制度的規制がそのあり方を規定する面が大きい。「漁協の動向」は、制度の変遷を

軸にしながら漁協の動向を戦後に逆上って考察したものである。一貫した動向は、規模の零細性を克服するための合併であり、その結果2010年までに1県1漁協体制になったのが9県、県内漁協のすべてが信用事業を信漁連に譲渡したのが27県に及んでいる。しかし、わが国の漁村にはそれぞれに特色があり、経済合理性だけで合併を進められない事情がある。この問題をめぐる議論や最近目立つようになった漁協女性部の活動についての議論について、文献がかなり挙げられている。「研究成果」では、かなりの実績があるようにみえるが、濱田には議論が停滞しているという消極的な評価が多い。

「今後の研究課題」として次の項目が挙げられている。(1)戦後改革期における協同組合研究での深化が必要、(2)制度・運動・組織・事業・経営の統一的検討が必要、(3)協同組合の外部関連と内部構造の総合的検討、(4)協同組合の運動・原則・法制の関連、(5)協同組合セクターの理論と実践。協同組合セクターの理論は、組合員の「参加」問題に関連づけられている。「協同組合セクターとしての理論は、事業体と組合員を結ぶ、事業体の収益部門と非収益部門の有機的つながりにある。とくに総合事業体の漁協ではこのことが重要である」。漁協版解体論に対する警鐘である。

第6章(菊間満)について。小項目の表題が具体的でじつによい。これを列挙するだけで、森林組合をめぐる制度の変遷と研究の推移が分かる。

「研究と政策の動向」(1)1980-1990年、ア. 森林組合の制度的特殊性、イ. 組織論的森林組合論、ウ. 従事者主義の林業の協同組合—生産森林組合と労働者協同組合論、エ. 「安上がり林業」と森林組合の組織的危機。(2)1991-2000年、ア. 「地域林業政策」の「流域森林政策」への収斂と森林組合、イ. 新たな森林労働力政策と対案。(3)2001-2012年、ア. 森林・林業基本法下の林業の土地問題、イ. 森林組合の空洞化政策と労働問題対策、ウ. 批判的研究。

「主要文献の研究成果」(1)森林組合の構成員資格=森林の所有者主義の枠組み、(2)森林組合の制度的特殊性論、ア. 森林組合=公共組合論、イ. 森林計画制度=所有と経営の分離論および規模の経済論、ウ. 雇用労働主義(工場制的林業労働論)、

エ. 比較森林組合論。

むすびの一文は次の通り。「森林組合は経営規模の如何にかかわらず、小生産者である組合員への便益において優先すべきは『経営と労働による所得（本来の協同組合）』か『立木所有者としての地代（施業委託による地代協同組合）』かの選択に、また『組合員本位の運営の推進』か『政策の資源管理のエージェント（形骸化された公共組合化）』にとどまるかの選択を迫られている。その選択には、規模の経済論および所有と経営の分離論についての理論的な検討が必要であるが、1980年レイドロー報告『西暦2000年における協同組合』と1995年協同組合新原則はその視座を与えている」。

第8章（三浦一洋）について。1999年、中小企業基本法の抜本改正が行われ、今世紀に入って中小企業政策は大きく転換した。新基本法の基本理念は、「独立した中小企業の自主的な努力の助成」と「中小企業の多様で活力ある成長発展」であり、中小企業の抱える問題点とその解決策についての認識は希薄で、「意欲ある中小企業」を選択的に政策対象とするものであった。この時期の研究書として、次の5冊が詳しく紹介されている。百瀬恵夫『中小企業「協同組織」革命：成功事例20に学ぶ』2000年、同『中小企業「協同組織」革命：過当競争を超えて』2003年、山本貢『中小企業組合の再生：組織活性化の理論と実践』2003年、同『中小企業組合の歴史的展開』2005年、森山信男編著『中小企業の企業連携：中小企業組合における農商工連携と地域活性化』2013年。

本章冒頭に、「中小企業協同組合の研究書の数はきわめて少ない」とされているが、今世紀に入っても変わらない。「今後の研究課題」として、「研究量を増やすこと」「『中小企業協同組合研究』という独立した研究分野を確立すること」など6点をあげているのが、実情を反映している。研究者による著作が手薄なのに比べて、全国中小企業団体中央会による調査研究報告書が多いのが特徴である。

第10章（長谷川勉）について。表題は「協同組合金融研究」であるが、本文では一貫して「協同組織金融」が用いられる。登場する金融機関（業態）は、農協の信用事業、信用組合・信用金庫、

労働金庫である。3つの節のうち、第2節の「金融の自由化・国際化における理論的展開」を取り上げたい。1980年代、協同組織金融論は自由化という外部環境の変化に対応する形で展開された。農林中金研究センター編『金融自由化の落とし穴：協同組織金融の現状と課題』1987年は、自由化の流れを協同組織金融の使命、目的という点から批判した論文集であった。農協分野で展開された議論は、信用事業分離論である。長谷川は金融論の視点からこの論争を考察している。

自由化対応の協同組織金融のあり方として、労働金庫の全国統合構想がある。このことについて研究書はないが、この統合という考え方は、協同組織にとって根本的で本質的な問いかけであり、理論的にどのように整理するか課題であった。結果としては、理論構築は出来たとはいえず、実態的にも統合は実施されなかった。長谷川は次のように総括している。「コスモポリタン化する金融市場において、地域というコモンボンドをどのように考えるかという問いを提起した。このことは今日まで課題として残されているし、すべての業態に通底することでもある」。

第11章（石塚秀雄）について。まず本章での議論は共済理論に関するものに限定。1980年代以降の共済理論として、日本協同組合学会編『共済の現状と課題』1984を取り上げる。同書の共済理論は、「字義通りの共済組合論という本質規定からのアプローチはほとんど存在せず、（中略）現状の事業的所与から出発した実態論的論議すなわち保険論的なアプローチが主流であり、協同組合側からの協同組合保険論もその端緒にたどりついたというべき状況」と評価、その上で同書収録の坂井、押尾両論文を1980年代の理論的到達点とした。

2000年代以降の共済理論として挙げたのは関英昭「協同組合の潜在能力と発展の可能性」（『日本共済協会結成20周年・2012年国際協同組合年論文・講演集』2012年）。最新の重要論文の1つとして紹介している。松崎良「共済法」（石山卓磨編著『現代保険法』2005年）を取り上げた際、「論者としては公務員共済組合は共済組合と称している限り、共済の範疇にに入れて論じるべきだと指摘したい」と強調している。しかし日本の公務員共済組合は官庁付属の福利厚生施設であり、ヨーロ

ツパの共済組合とは異質のものであることに留意すべきであろう。共済研究会編『共済事業と日本社会』2007年については「何よりも共済論議の幅が広がったことに特徴がある」、また押尾直志『現代共済論』2012年は「もっとも包括的な共済論」と評価している。

ところで評者は、共済事業について次のような概念規定を行っている。「共済事業は、保険の仕組みを社会運動の手段として利用した経済施設である」。ここでいう共済事業は、協同組合共済・労働組合共済・「自主共済」を包摂する概念である。（拙著『共済事業とはなにか 共済概念の探究』2013年、文献目録（33））。

補章（藤井敦史）について。1980年代以降、多様な社会的企業論が行われている。藤井はそれを次のような流れに整理して、それぞれにどのような論者が発言しているか紹介している。

- ①社会的企業以前の市民事業論・コミュニティ・ビジネス論
- ②米国社会的企業論の影響を受けた企業サイド・アプローチ
- ③EMES ネットワークを中心とした欧州社会的企業論の紹介
- ④イタリア・英国・韓国を中心とした海外事例の紹介
- ⑤実践家自身による社会的企業論

本書は分野別協同組合研究史の集成である。政府の産業政策、協同組合制度政策と競争激化・経営問題の緊迫のなかで、協同組合は各分野とも合併による大型化、信用・共済部門の分離などの合

理化を進め、変容を遂げた。協同組合研究はこの流れにそって、その背景の解析、変容の内容と問題点の指摘、進路の模索など大きな役割を果たしてきたが、本書はこうしたことを大筋で明らかにしている。また各分野における研究の歴史と到達点を明らかにした。協同組合は全体として歴史的岐路に立たされており、これに対応する戦略的課題の必要性が提起された。こうして、本書は今後の協同組合研究の出発点を示す役割を果たしている。文献目録も貴重な成果だ。孤立した研究者の力では実現できない成果であり、プロジェクトを主催したJC 総研の社会的貢献として高く評価してよい。

残された大きな課題がある。誰もが思いつく平凡な事柄であるが2つ挙げたい。ひとつはわが国協同組合全体を網羅し、俯瞰した協同組合研究の構築である。現状は、例えば農協研究では専門農協に言及されることはまずなく、生協研究といえば購買生協（それも大規模な地域生協）であり、共済生協、医療生協、住宅生協などが視野に入っていることはほとんどない。蛸壺型になっているという自省の声がないわけではないが、それも一部に止まっている。もうひとつは研究体制の強化である。研究書が少ない、研究に立ち遅れがあるという声が、本書の各所から聞こえてくる。協同組合研究体制の貧弱さは、改めていうまでもなく深刻な問題である。評者に答えのだせる問題ではないが、課題として提起しておきたい。

（そうま けんじ、会員・日本協同組合学会）

単行本案内

◎「医療難民」「健康格差」はなぜ生じるか どう克服するか

『日本の医療はどこへいく 「医療構造改革」と非営利・協同』 角瀬保雄監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2007年9月25日発行、新日本出版社、238ページ、定価1995円（税込）
ISBN 978-4406050616

目次

はじめに

- 序章 無保険、無医村の時代から現代に
 - 第1章 医療保障と非営利・協同
 - 第2章 日本の医療供給体制の現状と今後
 - 第3章 2006年「医療改革」の行く末
 - 第4章 高齢社会の実態、医療・介護における格差の広がり
 - 第5章 米国の格差医療と非営利組織の役割
 - 第6章 ヨーロッパの医療制度改革と非営利・協同セクター
- おわりに
参考文献

角瀬保雄
高柳 新
角瀬保雄
岩本鉄矢
八田英之
廣田憲威
高山一夫
石塚秀雄
高柳 新



◎「崩壊」の構造を変える 『日本の医療はどこへいく』第2弾！

『地域医療再生の力』

中川雄一郎監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2010年1月25日発行、新日本出版社、237ページ、定価2100円（税込）
ISBN 978-4406053334

目次

はじめに

- 第1章 自治体病院はどこへ行く
 - 第2章 京都における医療機関の動向から地域医療の再生を考える
 - 第3章 東京における開業医と住民運動の連携
 - 第4章 佐久総合病院と地域医療
 - 第5章 明日の見えない医療経営—経営論点と処方箋
- 結びにかえて—地域医療と「非営利・協同」

中川雄一郎
村口 至
吉中丈志
前沢淑子
石塚秀雄
坂根利幸
杉本貴志



◎国民の安全・安心を取り戻すために必要なことを探求

震災と原発事故が示したのは、人の命にかかわる問題を「効率」や「経済成長」の論理に立ってないがしろにしてきた政治・社会の歪みでもあった。その痛切な教訓を記録するとともに、新たな焦点となっているTPP、医療をめぐる「成長戦略」、社会保障制度改革推進法などの問題点を解明。非営利・協同という可能性を探る。

『医療と地域社会のゆくえ—震災の国で』

角瀬保雄監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2013年4月26日発行、新日本出版社、261ページ、定価2,100円（本体2,100円）
ISBN 978-4-406-05680-9

目次

- はじめに 角瀬保雄・竹野ユキコ
 - 第1章 被災地・宮城県からの報告 村口至
 - 第2章 福島第一原発事故の構図 齋藤紀
 - 第3章 先端医療を進める前提—神戸医療産業都市と東北メディカル・メガバンクをどう考えるか 上林茂暢
 - 第4章 社会保障制度改革推進法と今後の医療、介護、年金 相野谷安孝
 - 第5章 TPPと国民皆保険制度 石塚秀雄
 - 第6章 医療における非営利・協同組織の役割と課題 高山一夫
- おわりに 高柳新



総研いのちとくらしブックレット

総研いのちとくらしブックレットNo. 1

『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行、56p

研究所発行による最初のブックレットは、第1章・日本の医療制度や診療報酬問題をめぐる歴史的概括、第2章・日本の医療・介護制度の直面している問題と二つの道、第3章・診療報酬、介護報酬についての提言という構成となっており、全日本民医連からの委託研究報告書を基に、診療報酬制度をめぐる動きや用語解説などが加筆されて作成された。



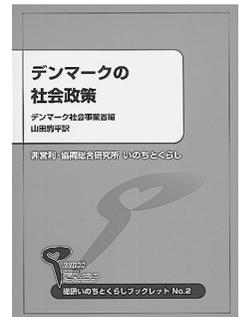
総研いのちとくらしブックレットNo. 2

『デンマークの社会政策』

デンマーク社会事業省編、山田駒平訳

2004年5月発行、54p

デンマーク社会事業省が発行した『Social Policy in Denmark』の翻訳。2002年、デンマークへ高齢者福祉視察に行った訳者が、デンマークの社会政策全般の枠組みをはじめに、子ども・家族政策、労働援助、障害者、社会的困窮者への対策など、アクティベーションの福祉政策が一望できる内容となっている。序文・宮本太郎（北海道大学）。



総研いのちとくらしブックレットNo. 3

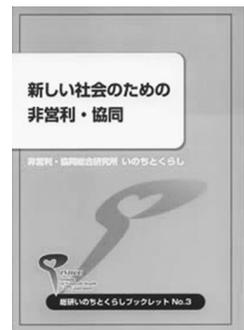
『新しい社会のための非営利・協同』

(ISBN 978-4-903543-04-8、2008年3月5日発行、A5判75P、頒価200円)

これまで『いのちとくらし研究所報』で発表してきた論文や座談会をまとめたものです。新しく用語解説を巻末に入れていきます。

【目次】

はじめに	鈴木篤
非営利・協同とは	角瀬保雄
非営利・協同と社会変革	富沢賢治
セクターの位置と役割	
非営利・協同の事業組織	坂根利幸
座談会「非営利・協同入門」	
角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸	
用語解説	
あとがき	石塚秀雄



総研いのちとくらしブックレットNo. 4

『非営利・協同Q & A』

(ISBN 978-4-903543-08-6、2010年9月1日発行、A5版116P、頒価300円)

このブックレットは、非営利・協同の原則や理念などを、学者研究者等11名の執筆者により短い一問一答形式で、一般読者、学生、非営利・協同関係の人々向けに編集したものです。また巻末には「さらに深めたい人へのおすすめの本リスト」がっています。

【目次】

1. 非営利・協同の原則 (Q1 - Q8)
2. 非営利・協同の担い手 (Q9 - Q17)
3. 非営利・協同の展開 (Q18 - Q22)
4. 非営利・協同と制度 (Q23 - Q27)
5. 非営利・協同と経営・労働 (Q28 - Q37)
6. 非営利・協同の社会的地位 (Q38 - Q44)



『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

●第46号（2014年3月）—10周年記念特集

- 座談会：研究所の10年と未来（坂根利幸、角瀬保雄、中川雄一郎、藤末衛）
- 論文：非営利・協同の10年（富沢賢治）
- 10周年記念懸賞論文・論考佳作：医薬分業における非営利・協同の意義と民医連薬局法人の先駆性（廣田憲威）
- 10周年記念懸賞論文・論考佳作：ケアとコントロールの狭間で—福祉労働者としてのケアマネジャーの立ち位置についての考察（石坂誠）
- 10周年記念エッセイ
 - 最近の「非営利・協同」論の動向（角瀬保雄）
 - 創立10周年記念によせて（中川雄一郎）
 - 非営利・協同論の探求（坂根利幸）
 - 研究所10周年に（高柳新）
 - 百才を祝う！（八田英之）
 - 「個人的所有の再建」と「等身大の技術」（後藤道夫）
 - 研究所の一層の発展を（石塚秀雄）
 - 自問自答、総研10周年エッセイ（今井晃）
 - 協同組合の普遍性を問いかける（大八木秀明）
 - 新しい社会を構想すること（河添誠）
 - 「総研いのちとくらし」とのつながり（高木和美）
 - 非営利・協同総研との関わり（高山一夫）
 - これまでを振り返り、これからにつなげたい（竹野ユキコ）
 - 連帯社会の実現に向けて（津田直則）
 - 社会を問う・人を問う（長瀬文雄）
 - 広い視野での研究と実践に役立つ情報を（根本守）
 - 研究所10年、連載10年（野村拓）
 - 非営利・協同総合研究所いのちとくらしさんへ（平石裕一）
 - 民医連の今と非営利・協同の探求（藤末衛）
 - 研究所の発信機能—オープン化のさらなる検討を（松田亮三）
 - 小さくても輝く自治体—長野県栄村の復興への歩み—（前沢淑子）
 - 民医連人生で考えたこと（村口至）
 - 『ソウル宣言』と韓国の協同組合創立ラッシュ（丸山茂樹）
 - 2020年東京五輪開催とあらためて非営利・協同への期待（森川貞夫）
 - 非営利・協同の豊かな象徴を（吉中丈志）
 - お祝いのメッセージ（朴賢緒）
- 資料：役員等一覧、会員統計、活動概要、研究助成一覧、発行一覧

●第45号（2014年1月）—社会保障制度改革と医療・福祉の現状

- 巻頭エッセイ：ポローニャ紀行（吉中丈志）
- 社会保障制度改革国民会議報告書の考え方について—とりわけ医療制度の方向をめぐる—（石塚秀雄）
- 都立病院 PFI の現状と問題点（組合幹部に聞く）（細井智、森松恵美子、飯島芳子、インタビュー：八田英之）
- 座談会：各地の民医連MSWから見た貧困の現場と無料低額診療・生活保護活用の問題（長友祐三、森川尚子、富岡真理子、多田安希子、司会：河添誠）
- スペイン・カタルーニアの地域協同と社会サービス（石塚秀雄）
- 2011年度研究助成概要報告：県、3市1町（船橋、安孫子、旭、一宮）の「防災計画とハザードマップの検証から学ぶ」（鈴木正彦）
- シリーズ医療政策・研究史（4）：なぜか医療政策史（野村拓）

- 書評：協働公認会計士共同事務所、税務協働税理士共同事務所編著『非営利法人・団体と労働組合の会計と税務 Q & A』（今井晃）
 - 会員からの情報提供：彦根市史問題について（高木和美）
-

●第44号（2013年9月）—地域社会といのちとくらし

- 巻頭エッセイ：政策・実践上の重要概念としての普遍主義的給付（松田亮三）
 - 地方自治制度改革をどう見るか—「10道州・300基礎自治体」再編の本質—（池上洋通）
 - 東日本大震災の予算執行状況と地域社会（網島不二雄）
 - 研究助成報告：「津波被災地保健師100人の声」（宮城）プロジェクト報告及び「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」の検討（村口至）
 - 2009年度研究助成概要報告：老親を在宅介護するひとり介護者の介護に確かな未来を！（久保川真由美、山岸千恵、浦橋久美子）
 - イタリア医療機関と医療制度の変遷と非営利・協同セクター（石塚秀雄）
 - 医療政策・研究史（3）：医療経済的ふるしき（野村拓）
 - 書評：川口啓子著『職場づくりと民主主義』（今井晃）
-

●第43号（2013年6月）—京都・地域シンポジウム報告／憲法問題と非営利・協同

- 巻頭エッセイ：民医連の経営課題と幹部集団づくりの課題（今井晃）
 - 特集1【京都・地域シンポジウム報告】
 - 医・職・住・環境 市民シンポジウム 災害医療とまちづくりを考える—
 - 主催者挨拶（吉中丈志）
 - 「被災地は今」被災地からのメッセージ（熊谷俊夫）
 - 記念講演「がんの体験から」（鳥越俊太郎）
 - まちづくりからの発信（古武博司）
 - 災害医療とまちづくりを考える～地域医療からの発信～（尾崎信之）
 - 食物アレルギー対応避難拠点づくり—食物アレルギーをもつ家族と地域の安全、連帯のために（長澤澄子）
 - くらしからの発信（吉永淳）
 - 特集2【憲法問題と非営利・協同】
 - シチズンシップと国民主権（中川雄一郎）
 - 宇都宮健児さんインタビュー：人権や憲法をかたちだけにせず、権利主張するたたかいをつくる（宇都宮健児、インタビュアー：河添誠）
 - 投稿論文：ドイツにおける看（介）護職養成・資格制度改革の経過に関する聞き取り調査報告（中間報告）（濱島淑恵・高木和美・芦田麗子）
 - イタリアの医療労働人口と非営利・協同セクター（石塚秀雄）
 - 医療政策・研究史（2）：かけだし時代の研究（野村拓）
-

●第42号（2013年3月）—介護保険制度と非営利・協同セクター

- 巻頭エッセイ「東電・福島第一原発事故と健康権」小西恭司
- 座談会「介護サービスにおける非営利・協同性の実現とは、現状と理論」林泰則、山田智、加藤久美、井田智、司会：八田英之
- 「2012年「改正」介護保険法・改定介護報酬の問題点～介護保険で私たちの介護保障は可能か?!～」藤松素子
- 2006年度研究助成報告「北欧における高齢者のグループリビングと住宅協同組合に関する研究」上野勝代
- 「21世紀の協同組合と非営利・協同セクター—憲法」堀越芳昭
- 「ケベックの社会的連帯金融」石塚秀雄
- 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ・第9回研究会報告「日本医師会の医療政策などよもやまばなし」石川広己
- 「朝日資料の整理を終えて」朝日訴訟の会・岩間一雄
- 書評 全日本民主医療機関連合会歴史編纂委員会編『無差別・平等の医療をめざして』角瀬保雄

●第41号(2013年2月)一貧困問題と生活保護制度の再検討

- 巻頭エッセイ「連帯経済への道」津田直則
 - 貧困問題と生活保護制度の再検討「はじめに～本特集の趣旨」吉永純
 - 「あるべき生活保護基準とその重要性～社会保障審議会生活保護基準部会の検討枠組みについて」布川日佐史
 - 「生活支援戦略(新たな生活支援体系)を読み解く」岡部卓
 - 「生活保護基準額の引き下げによって影響・被害を受ける制度概要」吉永純
 - 「社会保障制度の構築こそ、ディーセントワークへの道」都留民子
 - 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ・第8回研究会報告「石川県内の公立病院―奥能登4病院を中心に―」武田公子
 - 社会福祉と医療政策・100話(95-100話)「20 医療・福祉職の世界史」(最終話)野村拓
 - 本の紹介・中川雄一郎・杉本貴志編、全労済協会監修『協同組合を学ぶ』黒子和彦、中島崇博
-

●第40号(2012年10月)一自治体病院再編動向

- 巻頭エッセイ「生存権と健康権」野田浩夫
 - 2012年度定期総会記念講演「福島原発以降の生命科学―私のミミズ研究」中村方子
 - 座談会「新自由主義政治の現段階といのちを守る社会運動の課題」渡辺治、長瀬文雄、(司会)河添誠
 - 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ・第7回研究会報告
 - (1)「自治体病院の再編等をめぐる最近の動向について」山本裕
 - (2)「千葉県自治体病院の2009VS2010経営実績比較」八田英之
 - 「フライブルク市の医療福祉サービスの非営利・協同事業組織」石塚秀雄
 - 書評 二木立著『TPPと医療の産業化』角瀬保雄
 - 社会福祉と医療政策・100話(91-95話)「19 百話方式」野村拓
-

●第39号(2012年8月)一TPPと共済・医療。福島と非営利・協同

- 巻頭エッセイ「『日本社会と社会科学』のゆくえ」内山哲朗
 - 「TPPと共済事業」相馬健次
 - 「TPPと医療イノベーション政策」石塚秀雄
 - 「東日本大震災後の非営利・協同組織の課題」富沢賢治
 - 「福島の農協・漁協と原発事故の影響と現状、地域社会への影響」高瀬雅男
 - 「福島第一原発事故から一年?明らかになったことと今後の課題」伊東達也
 - 座談会「非正規労働の拡大と労働契約法改正などをどうみるか」木下武男、伍賀一道、後藤道夫、河添誠
 - 「朝日訴訟と生存権」岩間一雄
 - 「ギリシャの医療制度と社会的経済」石塚秀雄
 - 社会福祉と医療政策・100話(86-90話)「18 喪失と閉塞の時代」野村拓
-

●第38号(2012年3月)一日本社会の変容と非営利・協同セクター、公益と公共の変容

- 巻頭エッセイ「22年前に書いた『東京電力～原発にゆれる電力』と現在」谷江武士
- 「法人制度改革の動向について(公益、一般法人制度を中心に)」根本守
- 「障害者政策の課題からみた2011年障害者基本法改正」鈴木勉
- 座談会「東日本大震災1年後の課題」中川雄一郎、角瀬保雄、坂根利幸、司会:石塚秀雄
- 「TPPと米国の対日医療戦略」高山一夫
- 「ドイツの電力協同組合と地域社会」石塚秀雄
- 「国際協同組合年と日本の社会的経済セクター」杉本貴志
- 社会福祉と医療政策・100話(81-85話)「17 反社会保障の風」野村拓
- 書評 ジャン＝ルイ・ラヴィル編、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳『連帯経済―その国際的射程』石塚秀雄

「研究所ニュース」バックナンバー

○ No.46 (2014.05.31発行)

理事長のページ「コメントノート」(中川雄一郎)、「韓国医療制度と3つの「非給与」(編集注:自由診療本人負担分)改善に関する問題点」(作成:朴賛浩、日本語翻訳:朴賢緒)、書評:野村拓『新・国保読本 たたかいへの助走路を歴史に学ぶ』(野田浩夫)、「国分寺市役所における公務労働と業務委託」(石塚秀雄)

○ No.45 (2014.02.28発行)

副理事長のページ「非営利・協同論の探求(その2)」(坂根利幸)、会員寄稿「医学部の新設 被災地の復興考え県立で」(村口至)、事務局からのお知らせ(研究助成決定)、会員エッセイ「体験的マネジメント論—箇条書き風—」(道端達也)、「『所得保障なき生活困窮者対策』でいいのか?—最近のマスメディア報道を入り口に考える」(河添誠)、「フランスの社会的経済・連帯経済の規模」(石塚秀雄)

○ No.44 (2013.11.30発行)

副理事長のページ「非営利・協同論の探求(その1)」(坂根利幸)、「2013年度医療福祉政策学校夏合宿に参加して」(高山一夫)、「住民運動と関わってこの頃の焦り」(窪田光)、「生活保護改悪反対の現局面と文献紹介」(河添誠)「EUにおける共済の動向」(石塚秀雄)、「イタリア視察概要報告」(竹野ユキコ)

○ No.43 (2013.08.31発行)

理事長のページ「はじめに行方ありき」(中川雄一郎)、副理事長のページ「地域医療の崩壊とたたかい」(八田英之)、「ディオバン問題の背景は」(高田満雄)、「ドイツ左翼と社会的経済」(石塚秀雄)

○ No.42 (2013.05.31発行)

理事長のページ「経済学と倫理(2)」(中川雄一郎)、副理事長のページ「総研の10年と会計」(坂根利幸)、「アメリカの診療報酬債権投資詐欺」(石塚秀雄)、書籍紹介・細田満知子著『パブリックヘルス 市民が変える医療社会—アメリカ医療改革の現場から』(高山一夫)、「地域シンポジウム概要報告」(竹野ユキコ)、「沖縄の厳しい現実とともに、地域連帯の可能性を示したシンポジウム」(河添誠)

○ No.41 (2013.02.28発行)

理事長のページ「経済学と倫理(1)」(中川雄一郎)、副理事長のページ「地域医療の再生と中核病院」(八田英之)、副理事長のページ「無料定額診療と『維新』票」(後藤道夫)、「ベネズエラの社会的生産企業」(石塚秀雄)、「『貧困』報道の『貧困化』」(河添誠)、「参加報告 2013年冬期医療・福祉政策学校概要」(竹野ユキコ)

○ No.40 (2012.12.31発行)

理事長のページ「シチズンシップ再考」(中川雄一郎)、副理事長のページ「非営利組織と消費税」(坂根利幸)、「スペイン・マドリードの自治体病院の民営化とストライキ」(石塚秀雄)、「宇都宮健児さんとともにたたかった都知事選」(河添誠)、「ドイツ視察概要報告」(竹野ユキコ)、「各国の消費税」(石塚秀雄)

○ No.39 (2012.08.31発行)

理事長のページ「少子高齢化社会と雇用問題(2)」(中川雄一郎)、副理事長のページ「説明できない事実は無視してよいのか」(八田英之)、「アメリカのオキュパイ運動の与えた意味—そして、日本の現在」(河添誠)、「米国、協同組合による雇用促進法案」(石塚秀雄)

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください

研究所の FAX 番号：

03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所のちとくらし 入会申込書

- ・会員の別 正会員（ 個人 ・ 団体 ） 賛助会員（ 個人 ・ 団体 ）
- ・入会口数 （ ） 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	F A X 番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

- ・入会金と会費 (1) 入会金
 - 団体正会員…………… 10,000円
 - 個人正会員……………1,000円
 - 賛助会員(個人・団体) ……0円
- (2) 年会費 (1口)
 - 団体正会員……………100,000円 (1口以上)
 - 個人正会員……………5,000円 (1口以上)
 - 団体賛助会員…………… 50,000円 (1口以上)
 - 個人賛助会員……………3,000円 (1口以上)

【次号48号の予定】 (2014年9月発行予定)

- ・最近の医療保険制度政策と医療の混合化、民営化の問題点
- ・ワーキンググループ進捗、

その他

【編集後記】

6月定期総会で新たな体制となりました。地域医療と自治体病院をめぐるワーキンググループは報告書をまとめる段階となり、新しいワーキンググループも動き始めています。単年度だけでなく長期的視点から、歴史的視野をも念頭に入れた活動を進めたいと思います(竹)。

【投稿規定】

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただきます場合があります。

1. 投稿者

投稿者は、原則として当研究所の会員(正・賛助)とする。ただし、非会員も可(入会を条件とする)。

2. 投稿内容

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

3. 原稿字数

- ① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。
- ② 研究所ニュース 3,000字程度まで。
- ③ 「研究所(レポート)ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。
(これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです)。

4. 採否

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

5. 締め切り

随時(掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定)

6. 執筆注意事項

- ① 電子文書で送付のこと(手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます)
- ② 投稿原稿は返却いたしません。
- ③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる(「ですます調」または「である調」のいずれかにすること)。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。
- ④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること(そうでない場合、版下代が生ずる場合があります)。

7. 原稿料

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL : 03-5840-6567 / FAX : 03-5840-6568

ホームページ URL: <http://www.inhcc.org/> e-mail: inoci.@inhcc.org